

第3章 応急・復旧対策

第1節 避難所の運営

1 運営方法

- 被害の状況や動き

台風接近に伴い、10月12日19時50分に角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町に大雨特別警報が発表され、以降13日の0時30分には県内全市町村で大雨特別警報が発表された。県内全ての市町村が、特別警報の発表前に避難所を開設し、住民の避難に備えた。

- 対応

避難所の運営は、35市町村のうち19の市町で職員又は施設管理者のみによる運営であった。その他の市町村では、避難者による自主的運営、自主防災組織や消防団の有志による運営が一部行われていた。特に被害の大きかった丸森町、角田市、大崎市では、当初は職員又は住民による運営が行われていたが、一週間経過したころから他の自治体から人的応援を受入れ、派遣された職員による運営に移行した。

また、運営に当たっては、26の市町で避難所運営マニュアルが作成されており、マニュアルに沿った対応を行っていた。

避難所の運営方法に関する検証

- 評価できる点

- 市町村職員による運営のほか、食料配布や受付・物資の配布等、避難者の協力を得ながら避難所の運営を行うことができた。
- マニュアルに沿った対応ができた市町が多く、事前のマニュアルの効果があったと考えられる。

- 課題と今後の対策の方向性

- 地区の一部が避難したために自主防災組織で定めた役割分担に沿った運営ができなかった例や、長期化に伴う避難者による自主運営への移行ができなかった例があったほか、避難者主体の運営に納得してもらう事が難しいといった声があり、避難者による自主的運営へのつなげ方に課題がある。

2 避難所の生活改善

(1) 市町村による物資調達

- 被害の状況や動き

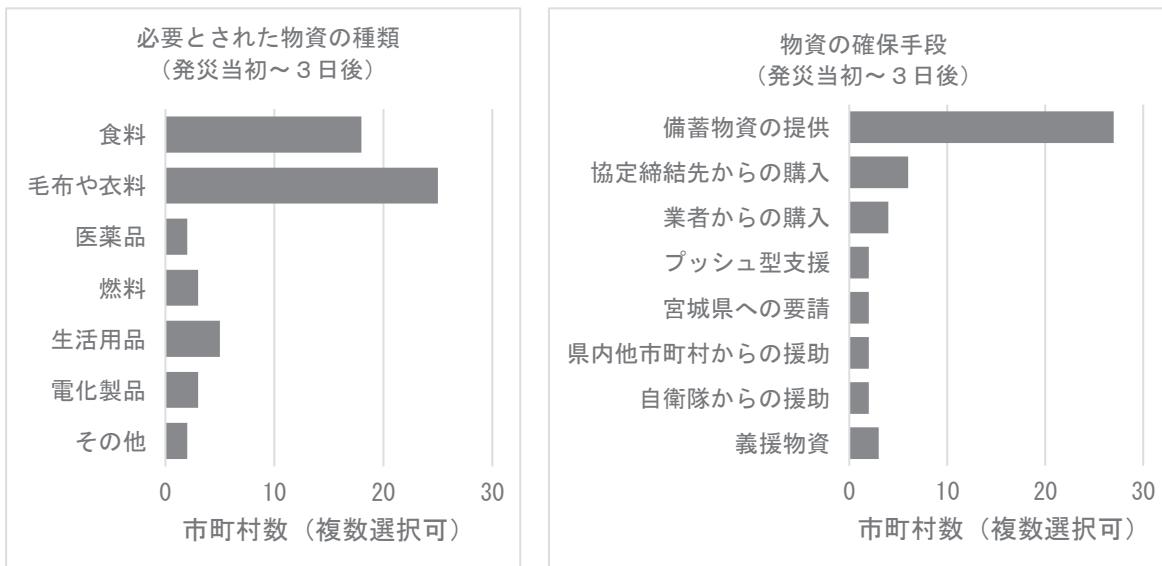
災害対策基本法第86条の6では、災害が発生したとき、避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布を講じるよう定められている。東日本台風においても、各市町が必要に応じて避難者へ物資に関するニーズ把握及び物資の確保を行った。

- 対応

市町村アンケートでは、20の市町村で避難者のニーズ把握を実施したと回答した。その大半が個別の聞き取りによる把握だったが、アンケートを実施しニーズを把握した自治体もあった。

必要とされた物資については、発災当初から3日経過後までは食料品や、毛布・衣料が多く、その他マットレスや段ボールロールを要望した例があった。また、物資確保の手段としては、備蓄物資の提供が最も多かった。

時間の経過と共に避難所数が減少したことで物資のニーズも減少したが、大崎市や丸森町では継続してニーズの収集と物資の確保が行われ、確保の手段も備蓄物資の提供、災害協定の締結先からの購入、県やその他自治体からの援助、義援物資など多岐にわたった。



避難所の生活改善（市町村による物資調達）に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 避難所開設に伴い、市町村による必要な物資のニーズ把握及び調達が行われ、多くは備蓄物資で対応することができた。また、備蓄以外にも様々な手法を活用して物資の調達を行った。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 市町村アンケートによると、避難所生活で課題があった項目として、暑さ寒さ対策、要支援者への配慮、プライバシーへの配慮をあげた市町村が多かった。

(2) 男女共同参画の視点での防災意識の啓発

○ 被害の状況や動き

防災・復興の取り組みには、平常時から男女共同参画や多様な視点を取り入れる必要があることから、東日本大震災の教訓を活かし、避難所の運営や防災・減災対策等についての啓発資料を作成し、普及啓発に努めている。また、県全体の男女共同参画に関する意識の向上を広く図るために、その啓発資料を活用した防災対策実践講座を市町村と共に開催している。

○ 対応

台風の接近に伴い、10月10日及び16日に内閣府からの事務連絡「台風19号における男女共同参画の視点からの災害対応について（依頼）」に併せ、県で作成している啓発資料「男女共同参画・多様な視点 みんなで備える防災・減災のてびき」を市町村に送付し、事前の準備ができるよう周知を図った。

男女共同参画の視点での防災意識の啓発に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 講座は、平成25年度から令和元年度まで延べ43回（参加者約2,400名）実施してきており、市町村における男女共同参画の視点での防災意識は徐々にではあるが向上しているものと思われる。
- ・ また、台風の襲来以前に男女共同参画の視点での避難所の設置・運営について市町村に周知したことにより、事前の準備を促すことができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 一方で、まだ講座を開催したことのない市町村もあり、意識啓発は十分とはいえず、今後も市町村が取り組みやすい講座となるよう工夫しながら、平常時から男女共同参画の視点での防災意識の向上に努めていく必要がある。

(3) 避難所の衛生管理等

イ 県全体の対応

(イ) 環境整備

○ 被害の状況や動き

秋口だったこともあり、丸森町の避難所では寒冷で暖房設備を導入する必要があったことから、急遽石油ストーブ（ブルーヒーター）を使用することとなった。

多くの人が避難する中で、複数の石油ストーブを使用することから、避難所の空気環境（二酸化炭素濃度及び一酸化炭素濃度）が危惧される状況となった。

○ 対応

避難した住民から、避難所が「寒い」との申し出を受け、町が暖房設備を導入することになったが、換気設備のない場所であり、複数の石油ストーブを使用することによる室内の空気環境への影響が心配された。

県に相談が寄せられたことから、県で有する測定器を活用し、空気環境測定を実施することとした。管轄保健所には測定器が1台しかなかったため、主務課において他の保健所等が保有する測定器を一時的に借用して管轄保健所に集め、丸森町の避難所で空気環境測定が実施できる体制とした。管轄保健所が各避難所において、必要に応じた空気環境測定を実施し、石油ストーブによる空気環境への影響を考慮した換気頻度を助言した。

避難所の衛生管理等（環境整備）に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 避難所の暖房による空気環境への影響は事前に想定されていなかったが、安全で快適な避難環境を提供するためには必要な措置であり、必要な測定器を迅速に確保し、科学的な根拠をもって、避難住民の要望に応えることができた点は評価に値する。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 避難所の空気環境については、事前の準備等がなかった。

測定器については余裕をもって保有していたため、今回は対応できたものの、項目によっては対応できなかった可能性もあり、事前に検討と資機材の準備が必要と考えられる。

(ロ) 感染症対策

○ 被害の状況や動き

避難所では、多数の被災者が同一の空間で暮らしており、集団生活の長期化及び疲労による免疫力の低下等に加え、断水等のため衛生状態の保持が困難となり、インフルエンザ等の感染症の流行が懸念された。

このため、市町から県保健所に対して、避難所における感染症対策に関する助言・指導を依頼されるとともに、市町による避難所で暮らす被災者に対するインフルエンザ予防接種が実施された。

○ 対応

県では、感染症対策の専門家を派遣し、保健所及び町保健師とともに避難所を巡回して、感染症予防に関する設備確保・運用等の助言・指導を行った。具体的には、患者発生時における隔離室の確保、避難所内の換気、清掃の徹底、避難者に対する周知啓発等を助言・指導した。

また、東北大学の紹介により、日本環境感染学会災害時感染制御検討委員会賛助会員企業の協力を得て、保健所を通じてアルコール消毒剤や嘔吐物処理キット等の衛生資材を避難所に配布するとともに、関係機関作成の感染症予防策に関する普及啓発資料を市町村に送付した。

さらに、市町における避難所で暮らす被災者に対するインフルエンザ予防接種実施に当たり、国と市町との連絡調整を行った。

避難所の衛生管理等（感染症対策）に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 避難所の巡回指導を通じて、避難者自身による感染症予防意識の徹底が図られたこと。
- ・ 国と市町の連絡調整を行い、インフルエンザ予防接種が円滑に実施されたこと。
- ・ 市町の要請に応じて、在宅被災者の健康状態の把握とともに、感染症予防策の普及啓発を図り、結果として避難所の設置期間中、インフルエンザや感染性胃腸炎等の集団発生は見られなかつたこと。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 今回は避難所を設置した市町村が限られていたので、比較的きめ細やかに対応することができたが、被害が甚大となり、多数の市町村が避難所を設置した場合、十分な対応が難しくなると考えられる。

ロ 仙南保健福祉事務所の対応

○ 対応

避難所における感染症対策は下記のとおり実施した。

- ・ DMATと連携し、DMATによる有症者への対応及び避難所の感染管理リスクアセスメントの情報をお届けいただき、公衆衛生活動チームが連携を図りながら対応した。
- ・ 銀含有アルコールクロス（テーブルなどの高頻度接触面の消毒）、携帯用手指衛生アルコール製剤（スタッフの手指衛生徹底）、またノロウイルス対策嘔吐物処理キットの提供と業

者によるデモンストレーションを実施。11月7日に丸森町及び角田市において、公衆衛生活動チームや市町保健師等を対象にデモンストレーションを行った。また、丸森町の保育所においても手洗いチェッカーを用いた手洗い実習と合わせて嘔吐物処理キットのデモンストレーションを実施した。

- ・ 公衆衛生活動チームによる避難所の衛生管理・指導
- ・ インフルエンザ予防接種の実施
- ・ 各避難所において感染症患者が発生した場合に備えて保護室の確保について検討、調整を図った。11月8日に丸森町の避難所運営にあたる職員と感染対策について話し合いの場面を設定し、保健所長より感染症予防の基本的考え方について講話した。
- ・ 避難所運営マニュアルの作成や避難所運営従事者向けオリエンテーション資料の作成と配布

避難所の衛生管理等（仙南保健福祉事務所）に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 段ボールベッドが早期に導入され、避難者同士の距離・空間が比較的保たれていたこと、ラップポン（トイレ）の導入も衛生面での効果は高かったと思われる。
 - ・ 避難所での感染症発生が危惧されたが、DMAT活動、感染症専門家による巡回指導、業者による提供物品、公衆衛生活動チームの衛生管理等の尽力により、インフルエンザや感染性胃腸炎等の発生は見られなかった。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 避難所が体育館である場合、その構造上、感染症患者が発生した場合の保護室の確保・調整が困難であった。
 - ・ 町の避難所運営職員（事務職員）の感染症を含む体調不良者への対応についての不安が強く、医療・保健従事者への依存が見受けられた。その不安解消と避難者の自己管理能力を高める支援に努め、公衆衛生活動チームの撤退やその後のサポート体制の調整を図った。町の組織体制に応じた支援が必要である。

ハ 仙台保健福祉事務所の対応

- 被害の状況や動き

【東日本台風による大郷町避難者数・避難所数の推移（10月12日-10月31日）】

(10月15日時点の状況) 避難所入所対象者：38世帯 / 108人

- ①80歳以上の高齢者がいる世帯 12世帯
- ②要配慮者がいる世帯 10世帯
- ③車椅子利用者 2人
- ④知的障害者 2人 (19歳, 70歳代)

東日本台風による大郷町避難者数・避難所数の推移（10月12日～31日）



○ 対応

大郷町に対して、発災翌日の10月13日から、避難所の集約設置に関する助言や環境衛生、栄養・食品衛生、感染症対策等の避難所の運営、生活改善に対する助言・支援を行った。発災翌日から、町の被災状況確認や被災者支援の活動方針等について、町スタッフや災害支援ナース等と打合せを密に行うとともに、町の災害対策本部会議に参加し、全体の災害対応活動の進捗状況を把握しながら活動を行った。また家屋の消毒方法について市町村へ資料提供をしたほか、大郷町での家屋消毒等について衛生指導を実施した。避難所における感染症等の発生がなく、12月1日に閉鎖した。集約後の公設避難所1か所に対する活動は以下のとおりである。

【主な活動】

- 10月13日～：町内の被災状況等現地確認。町保健福祉課と今後の活動方針等の打合せ
- 10月15日：避難所集約場所の変更を町に助言。夕方に公設避難所1か所に集約される。
- 10月16日：避難所健康調査の実施（町及び保健所保健師、栄養士）。同日から10月末まで、保健所の公衆衛生活動チーム（保健師1、ロジ1）を毎日派遣（拠点は大郷町役場）。
- 10月下旬～：インフルエンザ等の感染症予防対策の指導、助言。

12月1日：避難所閉鎖

(イ) 被災者生活支援チームの設置

- a 所内危機管理対策本部の設置 仙台保健福祉事務所所内危機管理対策本部設置要領（大規模災害発生時災害対応マニュアル）に基づき、10月13日、所内に設置し、第一回会議を開催し管内の被害状況について情報共有した。
- b 被災者生活支援チームの設置 所内危機管理対策本部の設置と同時に第1回被災者生活支援チームを編成し、併せて第1回チーム会議を開催した。

被災者生活支援チーム会議は、10月13日から12月10日まで合計16回開催した（11月上旬まで毎日開催）。チーム員は各班長以上と担当23名（11月からは仙台保健福祉事務所黒川支所（以下、「黒川支所」という。）、同事務所岩沼支所（以下、「岩沼支所」という。）も各1名加わる。）となり、主な議題としては公衆衛生活動チームからの活動報告や、大郷町への支援状況と今後の方針などとの情報共有を行った。

(ロ) ニーズ把握

a 市町村におけるニーズ把握

10月13日午前中～大郷町災害対策本部会議開催。被害状況は未把握であったが安否確認は終了し、死傷者、行方不明者ともなし。当該県への支援要請はなし。町の社会福祉協議会で避難者ニーズ調査（生活状況）を実施。

b 県におけるニーズ把握

発災翌日から毎日、町保健福祉課スタッフ及び災害支援ナース等との活動打合せを行うとともに、町の災害対策本部会議に参加し、情報収集に努めた。また、解決が必要な課題、要望等については、その都度、担当課長等へ報告、助言した。避難所運営状況調査として、10月16日から10月末まで公衆衛生活動チーム（保健師1人、ロジ1人）を派遣した。避難所生活環境調査票による状況を把握し、被災者生活支援チームへ報告するとともに大郷町役場会議室を拠点として、避難所の運営状況を確認し、直接支援を行ったほか、町及び県ロジ担当者・関係機関との調整、町への助言・指導を行った。

(八) 暑さ寒さ対策等

寒さ対策として避難所内に大型石油ストーブ、温・湿度計が設置されており、適正な温度・湿度管理が行われていた。日本赤十字社（以下、「日赤」という。）から提供された毛布、安眠セット（マット・枕）を活用した。

また、黒川支所で避難所内の二酸化炭素濃度測定を実施し適正範囲内であることを確認した。

(二) 避難所の衛生管理

避難所は、開設当初から断水はなく施設内に男女別のトイレ、シャワールーム、後に洗濯機が設置され、概ね生活環境は整っていた。10月16日から11月10日まで、災害支援ナースが避難所に常駐し、巡回して避難所内の衛生状況の確認、指導、改善を図った。

11月から災害支援ナースの体制が夜間巡回に変更となり、以降は役場職員が対応することとなったことから、感染症対策について保健所疾病対策班が以下のとおり、町保健師・担当職員に助言指導を行った。

a 初動時の情報提供

感染症対策のための参考資料、感染症予防及び手洗いに関するポスターを町に提供するとともに、感染症患者発生に備え、患者専用の部屋及びトイレの確保が望ましい旨を助言。

b 避難所内の衛生管理のための「手洗い・清掃チェックリスト」の作成

10月末に町保健師から、災害支援ナースの撤退後に備え、避難所を運営する職員の清掃にばらつきが生じないよう、衛生管理体制に関するマニュアルの作成の依頼があった。当時、清掃する人が毎日変わる、清掃する場所が決まっていないという状況であったこと、またトイレの清掃は感染性胃腸炎患者の集団感染を予防するために重要であることから、誰でも・漏れなく・正しく、手洗いの声掛けや清掃ができるよう「手洗い・清掃チェックリスト」を作成し、11月1日から清掃担当課の意見を聞き清掃する時間も設定した。

c 避難所の巡回

10月31日から1週間に1回程度、避難所内を町保健師等と巡回し状況を確認した。避難所内の衛生状態は保たれていたが、巡回により「重ねた紙コップの汚染が危惧される」、「オムツ等の汚物を入れるごみ箱に蓋がない」等、新たに改善を要する点もあった。なお、11月9日に東北大大学の感染予防対策の専門家による避難所巡回の機会を得て助言していくだけ、役場の避難所衛生管理担当課に提供した。

d 患者発生時の感染拡大防止策に関する助言

町保健師から10月末に避難所でインフルエンザ疑い患者2名発生の相談を受け、状況を確認し、感染拡大防止に関する助言を行った。①個室隔離及びサージカルマスクの着用、②家族も潜伏期間（3日間）は別の部屋または他者と2メートル以上離れた区域へ移動、

③発症者専用トイレの確保、④アルコール手指消毒薬の設置と手指消毒の励行、⑤インフルエンザの場合においては異常行動の観察に留意することなどを指導し、1週間に1回程度、町保健師等と避難所内を巡回することとした。

なお、このことを契機に、町では診療所の協力を得て避難者に対するインフルエンザの予防接種を無料で実施している。

(ホ) 避難者の健康管理等

・10月15日から（一社）日本災害看護学会及び（公社）宮城県看護協会（以下、「県看護協会」という。）から災害支援ナース2人が派遣され、避難者の健康管理（インフルエンザ疑い、高血圧、不眠、メンタル面の不調者等の体調不良者の状況確認、相談助言）に従事した。

・インフルエンザ予防対策や疑い者の対応等については、町保健師に助言指導を行った。

・医療機関については通常の診療体制となっており、受診が必要な方については、送迎や自家用車を利用して受診していた。夜間等の体調不良者の医療機関受診は町の保健師が対応した。

・10月16日に避難所健康調査を実施（町及び保健所保健師、栄養士）した。日中不在世帯が多かったため、朝・夜の調査や調査後のフォローについては災害支援ナースに協力を依頼した。

(ヘ) 食生活の改善

・10月15日：避難所の食事について、避難所集約時点で町では避難者が交代で自炊していましたが、食品衛生や健康管理の観点から専門業者に委託することや栄養バランスに配慮することを助言し、弁当提供可能な業者リストを黒川支所を通じて町担当課に提供した。

・10月16日から夕食に弁当が提供され、朝：おにぎり、昼：パン、夕：弁当となった。避難所の食事提供状況を確認し、食事提供エリアに食中毒予防に関する（手洗い等）ポスターを掲示した。また、町の栄養士に資料提供や避難所の食事内容を確認、記録するように助言。その後、町の栄養士がおよそ1日の栄養摂取量の把握を行った。

・業者から弁当の提供が始まったのに合わせ、避難所の食品衛生管理について、黒川支所食品薬事班に指導を依頼し、10月21日に指導に同行し、夕食の最終提供時間の設定、翌日の提供の禁止についての指導を行った。食事はLL牛乳や野菜ジュースが追加され、その他支援物資のバナナ、カップラーメン等が提供されている。

・避難所健康調査（10月16日）において、弁当のご飯が固いとの声があり、高齢者用のやわらか食品について、県健康推進課を通じて要望。後日、（公社）宮城県栄養士会（以下、「県栄養士会」という。）を通して業者から無償提供されたが、ニーズが合わず、使用できなかった。

(ト) プライバシーの確保

居住エリアには、段ボールベッド・段ボールスクリーンが一定の間隔をあけて設置され、既設の男女別のトイレ、シャワールーム、洗濯機がありプライバシーに配慮されていた。

(チ) 入浴施設の設置

避難所施設には男女別のシャワールームが整備されており使用可能だった。

また、町内の入浴施設が無料開放され、入浴施設まで送迎バスの運行もあったが、ほとんどの住民は自家用車の使用が可能であった。

(リ) 災害時要支援者への配慮（要介護者、障害者、妊産婦、乳幼児等）

- ・要支援者：避難所を利用せず、緊急ショートステイした（3人）。その他，在宅要支援者はケアマネジャーがフォローした。
- ・障害者：避難所にて個別対応
- ・妊産婦、乳幼児、その他ペット等：実家または親戚宅に避難したため、避難所利用なし。
- ・車中泊：避難所の駐車場に停車している車については、夜間、災害派遣ナースが巡回した。

避難所の衛生管理等（仙台保健福祉事務所）に関する検証

○ 評価できる点

- ・避難所集約先（設置施設）について、安全管理等の状況を把握し、町が集約先としていた道の駅は適していないと判断し、「ラップ大郷21」（体育館）への変更や食事の提供方法について、町へ助言し、変更となった。避難所をどこに設置するかで、以後の支援や対策のしやすさが変わるので、適切な判断だったと評価できる。
- ・町の災害対策本部会議に参加したこと、直接、町の被災状況や各部署における災害対応の進捗状況などを把握し、活動に生かすことができた。
- ・避難所内の衛生管理のための「手洗い・清掃チェックリスト」を作成したことから、誰でも・漏れなく・正しく、手洗いの声掛けや清掃が可能となり、避難所閉鎖まで感染症の発生はなかった。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・初動において支援のコーディネートを行うために、町の災害対策本部への参加や保健福祉課との連携などにより情報収集ができるところに活動の拠点を置くことが重要である。
- ・通信（携帯電話・パソコン・メール、インターネットの利用、プリンター）体制によって活動には格段の違いが出るため、初動から準備が必要。
- ・避難所内で感染症患者が発生した場合、感染症の種類に応じた感染拡大防止策を行う必要がある。避難所の管理をしている町役場が対策を決定する際、保健所職員のほか大学の専門家など有識者の専門的助言があると決定しやすいと思われる。
- ・仙台保健福祉事務所は単独庁舎のため、県仙台地方振興事務所などの関係機関との情報共有がうまく行われなかつた。（通行止め等の道路情報が県土木事務所から提供されなかつた。）
- ・所内の組織体制が全職員で共有されておらず、被災者生活支援チーム一括りで会議を開催したため、各グループ（保健活動グループ、環境衛生チーム、企画調整・福祉グループ）の役割をそれぞれ果たすことができなかつた。
- ・避難者の食生活については、課題を抽出し、各関係者で共通認識を持つ工夫（支援）について、検討が必要と思われた。

ニ 北部保健福祉事務所の対応

○ 被害の状況や動き

大崎市鹿島台地域大迫地区上志田・下志田全域の床上浸水被害により、大崎市が10月12日から12月1日まで旧鹿島台第二小学校に避難所を開設した。旧鹿島台第二小学校の避難所は、運営を大崎市鹿島台総合支所市民福祉課が所管し、健康管理を大崎市健康推進課が所管する体制であった。大崎市では過去の水害時の支援経験があることや今回の被害が限局的であること等か

ら、避難所の健康管理は市保健師が24時間常駐で対応する方針で避難者支援を開始した。

○ 対応

(イ) 避難所の生活改善の概要

- ・避難所アセスメント結果に基づき、感染対策、食中毒予防、食生活改善、エコノミークラス症候群予防等の必要性及び具体的方法について市保健師と確認し改善を図った。
- ・感染対策については、手指消毒薬等の適切な配置、定時の換気、環境整備、廃棄物の取り扱い、啓発資料の掲示等を行った。
- ・高齢者の転倒防止等のため、通路の十分な確保及び居所の場所変更等を提案したが、避難者が多いこと等から改善にはいたらなかった。
- ・エコノミークラス症候群予防として、日中、ラジオ体操や百歳体操等運動を行うことになった。
- ・心のケア対策については、市保健師及び災害支援ナースが健康管理業務の中で、個別相談等に対応した。

(ロ) 避難所における生活改善の概要に対する支援

a ニーズ把握

(a) 避難所グループと被災者支援チームの設置

- ・当所マニュアルに基づき、所内公衆衛生活動チーム（保健福祉グループ）を設置、プッシュ型支援で避難所訪問を実施、アセスメント及びニーズ把握を行った。
- ・市健康推進課統括保健師と避難者の状況及び避難所の健康課題を共有し、必要時関係者による打合せを実施した。
- ・10月下旬、市健康推進課から市保健師での健康管理体制確保が困難となったとの相談を受け、災害支援ナースの派遣調整を行った。

b 避難所の衛生管理

- ・水道及び室内のトイレが使用できていたことから衛生管理上大きな問題はなかった。避難所アセスメントに基づき、手指消毒、換気、環境整備、廃棄物の取り扱い等について指導するとともに啓発資料を提供した。避難所訪問を継続し、衛生管理状況の確認とともに必要時指導を行った。
- ・食事提供時の職員の手指消毒、環境消毒、食中毒予防について指導した。
- ・災害支援ナース派遣時（10月28日～11月11日）は、災害支援ナースが衛生管理を担当した。
- ・11月9日県疾病・感染症対策室の感染症予防に関する避難所巡回指導を受け、これまでの感染対策の評価、必要な対策について確認することができた。

c 避難者の健康管理等

- ・市保健師による24時間体制終了後、10月28日から11月11日まで災害支援ナースが避難者の個別支援を含め健康管理を担当した。当所は、災害支援ナースの引継ぎ（1回/2日）に参加し、避難者の健康課題等を共有し、支援や助言を行った。災害支援ナース派遣終了後は市鹿島台総合支所保健師が巡回し健康管理を担当することになり、市の要請により、当所は週2回避難所を訪問し、市保健師の支援を行った。
- ・避難者数が多かったことや名簿の管理が不十分だったことから、居所スペースの格差や通路が確保できない等の課題があった。災害支援ナースと避難者名簿及びマップの作成、通路

の確保等に取り組んだが、避難所運営担当との連携が円滑に進まず、改善までには至らなかつた。

- ・日中、居所スペースで過ごす高齢者が多かったので、体操を実施する等生活不活発病予防について助言、日中のラジオ体操、百歳体操の実施につながった。

避難所の衛生管理等（北部保健福祉事務所）に関する検証

- 評価できる点
 - ・市健康推進課と定期的に情報共有したことで、避難者の健康管理等の支援を適切に行うとともにタイムリーな災害支援ナースの派遣調整を行うことができた。
 - ・災害支援ナースの支援を受けたことで、健康管理及び衛生管理の強化につながった。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・市町村が、平常時より部局横断的に避難所運営体制を確立し、基本業務を確認しておく必要がある。
 - ・避難所運営及び健康管理に係る市町村職員の研修及び訓練が必要である。

(4) 避難所の食生活改善対策

イ 県全体の対応

- 被害の状況や動き

(イ) 保健対策（栄養調査・栄養相談）

県地域防災計画では、県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。また、避難生活の長期化が見込まれる場合、避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行うとされている。

(ロ) 公衆衛生活動スタッフとしての管理栄養士活動

県保健福祉部作成（平成25年4月）の「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」及び「宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル」において、保健所の管理栄養士は、避難所や給食施設の食事提供状況の把握、炊き出し実施者への支援、食中毒予防に関する支援、要支援者への支援（離乳食、高齢者用食品、食物アレルギー対応食品の確保）、栄養・食生活に係る健康教育を実施することになっている。また仙台市を除く県内全市町村栄養士で構成される宮城県栄養士設置市町村連絡協議会においては、「災害時における市町村栄養士活動マニュアル」が策定されている。

県健康推進課においては、保健所の管理栄養士活動をサポートするため、情報収集及び提供、国や県栄養士会との調整、専門職派遣調整チームの一員として管理栄養士派遣の調整の役割を担うことになっている。

- 対応

(イ) 情報収集及び提供

発災後、各保健所から避難所や給食施設の食事提供状況について、報告を求め、情報を集約し、提供した。

(ロ) 国や県栄養士会との調整

国からの情報を速やかに保健所に伝達し、保健所から高齢者食品に対する要望があげられたことから、県栄養士会と調整を行い、手配した。

(ハ) 管理栄養士派遣の調整

仙南保健所から県管理栄養士の派遣要望があったため、県保健福祉総務課と派遣職員の調整を行った。また、派遣初日に派遣職員とともに現地に赴き、状況確認等を行った。

避難所の食生活改善対策（県全体）に関する検証

○ 評価できる点

- 東日本大震災後、「宮城県公衆衛生活動ガイドライン」及び「宮城県公衆衛生活動マニュアル」が作成されたため、これらに基づき迅速に活動することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 3保健所から高齢者食品（軟食）を要望され、県栄養士会と調整したが、要望に合ったものを届けることができなかつた。

ロ 仙南保健福祉事務所の対応

○ 被害の状況や動き

丸森町内は家屋等の浸水被害により、多くの避難所が開設された。被災直後から断水が続いた、町水道が全面的に復旧したのは、11月初旬であった。

浸水被害の大きかった役場付近の商店等は発災後しばらく休業しており、徒歩による食料品の調達は難しかったが、自家用車等があれば、発災直後でも、被害の少ない地区や近隣市町まで足を伸ばし食料品の調達をすることは可能な状況だった。町中心部の多くの飲食店は町水道復旧を機に営業を再開した。

○ 対応

発災直後、丸森町内の避難所ではおにぎり、パン、唐揚げ弁当が食事として継続的に提供されており、栄養不足等が懸念された。このため、町栄養士とともに栄養改善活動を行う必要性を町に伝え、10月16日から町栄養士と共に活動を行うこととなった。発災直後に活動可能だったのは、新任栄養士のみであったため、保健所管理栄養士が災害時に必要となる栄養活動の概要等を説明し、活動方針設定や関係者との調整等全面的に町栄養士のサポート体制をとった。当面改善すべき事項として、避難所の食事改善と要配慮者への対応を目指すこととした。

活動開始後、避難所の現状把握や個別支援等の実施に向け、DMATから打診のあったJDA-DAT（（公社）日本栄養士会災害活動チーム）や県内保健所管理栄養士からの人的支援を受けながら活動を進めた。避難所における食事の衛生管理や便秘予防など健康課題に対応した啓発活動のほか、避難所の食事の質の向上に向け、果物や乳製品の付加、地元飲食店からの弁当調達、ボランティア団体であるオープンジャパンの協力による夕食時の汁の炊き出しなどを進め、指針に規定されている「適温食」、「栄養バランスの確保」、「メニューの多様化」、「地元業者やボランティアの活用」などを進めた。また、オープンジャパンによる被災者による食器の自己管理など「被災者の食の自立」を促す取組なども進んだ。

避難所で提供される食事が固くて食べられない、糖尿病などの治療がある方など食事に関する

る要配慮者に対しては、栄養士が対象者を訪問し、物資倉庫や（公社）日本栄養士会が設置した特殊栄養ステーションの食品を活用し、避難所運営担当者に粥食対応等を行ってもらうよう調整を行った。（一社）宮城県歯科医師会（以下、「県歯科医師会」という。）の避難所ラウンドにも同行し、摂食・嚥下機能に問題がある方への食事対応などを行い、指針に規定されている「要配慮者への対応」を行った。

在宅避難者の食生活・栄養の課題を把握するため、12月に各地区民生委員を対象にヒアリング調査を実施した。その結果、惣菜やラーメン等の利用が増えている、家屋の被災により調理環境や設備に変化があり、野菜料理等手のかかる料理を作る機会が減っている、調理をする意欲がない等の状況が把握された。これらの変化により、これまで以上に食塩摂取量の増加や野菜摂取量の減少が進むと予測され、町が被災前から把握していた健康課題である「脳血管疾患死亡者の増加」や「糖尿病性腎症者の増加」などがより悪化する恐れがあることが予測された。また、仮設住宅等の入居者に対しては、2月に実施した健康調査項目の分析により、食生活・栄養の課題を把握した。

避難所の食生活改善対策（仙南保健福祉事務所）に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 他保健所からの管理栄養士の派遣により活動体制を早期に整えられたこと、他管内の被災市町の情報を入手しやすくなったこと等の効果があった。また、JDA-DAT の受入では、1つのチームとして活動する形をとることで、情報や活動ノウハウの共有が図られ効率的に活動できたこと、特殊栄養ステーションが設置され、要配慮者への個別支援がしやすくなった等の効果があった。
- ・ 避難所の食事改善に関して、商工会やボランティア団体と情報共有を進めたことで、協力体制が作られ、災害救助法事務取扱要領（平成29年4月内閣府策定）に定められている温かい食事提供のための措置や近隣事業者の活用などに沿った形での食事提供が進んだ。
- ・ 在宅避難者の被災による栄養・食生活の変化について把握する機会を持ち、今後それらが健康課題にどう影響するかについて町職員と共有する機会を持ったことは良かった。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 発災直後調達される食料は、要配慮者の摂取が難しい場合がある。平時から、避難所に避難する要配慮者の想定と対応（要配慮者向け食料取扱い近隣事業者との協定締結による流通在庫備蓄や事業者リストの準備等）について、各自治体に検討（確認）を促す機会の提供が必要である。
- ・ 厚生労働省からは、災害支援に関して（公社）日本栄養士会の協力要請の了解を得ている旨の通知が出されたが、県レベルでは対応が難しい等、うまく連携がとれなかつたため、平時から県と県栄養士会間で、災害時の役割の確認等を行っておく必要がある。
- ・ 災害時の活動経験等がなくても、必要な活動を実践できるよう、平時から保健所間、市町村栄養士間でも、災害マニュアル等の確認や訓練、災害救助法等の理解を促す場面づくりが必要である。
- ・ 被災市町村では、災害発生時は要配慮者のフォロー等目の前にある課題解決で手一杯であり、仮設住宅における栄養改善活動などの予防活動は、目が向くにくい状況である。東日本大震災時には、復興基金を活用した補助事業を県が創設することで仮設住宅における栄養改善活動の

実施を後押しした経緯があるが、今回の災害では財源や実施者を確保するところから町が動く必要があるものの、活動の実践に至っていない状況である。仮設住宅における食生活支援活動については、東日本大震災時にはコミュニティづくりなどの上でも大きな役割を果たしていることから、町への継続的な情報提供と併せて、課題の把握と提案、町の既存事業の中での対応や外部支援団体とのマッチング等、活動実施に向けた体制づくりを支援していく必要がある。

ハ 北部保健福祉事務所の対応

○ 被害の状況や動き

- ・被害地域が局地的であり、周囲の商店は通常で営業している状況であった。
- ・避難所については、当初短期間で閉所される見込みであったが、度重なる降雨の影響等により、長期化することを想定した対応が必要となった。
- ・避難所では、朝食は主食のみの弁当提供、昼食は避難物資や炊き出しによる提供、夕食は弁当が提供されていた。(炭水化物中心)
- ・物資に高齢者向けの粥等の食品がなく、体調を崩した方や柔らかい主食が必要な方のケアが十分となっていなかった。

○ 対応

- ・10月16日より管理栄養士が避難所の食事状況を確認。大崎市の栄養士に提供した食事について記録するよう助言した。
- ・大崎保健所では、食事記録を元に避難所での提供食の栄養価計算を実施した。国で示しているエネルギー及び栄養素のうち、ビタミン類の不足が見られたため、早急な食事内容の改善として、野菜ジュースを1本付ける等の具体的な改善策を市栄養士に提案した。
- ・提供されている弁当については、炭水化物や揚げ物が多く野菜が不足している等、避難者の状況（高齢者中心）とミスマッチしている状況が見られたため、関係部門を通じて弁当内容の検討をするよう提案した。
- ・粥食等については、今後の物資購入の参考として、県健康推進課を通じ県栄養士会から提供のあった支援物資を避難所に提供した。
- ・炊き出しの実施に向け、調理状況等を確認し、助言を行った。
- ・長期化する避難生活から今後の生活再建に向け、避難者自身が食改善に取り組むための普及啓発資料（食事バランスや塩分摂取量）の作成支援を行い、市や市食生活改善推進員による普及啓発（媒体掲示や避難所炊き出し時アナウンス）について助言を行った。

避難所の食生活改善対策（北部保健福祉事務所）に関する検証

○ 評価できる点

- ・早期に助言したことにより、市栄養士による食事記録がされ、それに基づく提供栄養量の評価につながった。また避難者の食環境から課題を抽出し、課題に適切に対応した普及啓発を市栄養士と連携し実施することができた。
- ・提供栄養量の評価結果及び食事内容の改善案を提示したことで、市関係機関間の調整が進み、野菜ジュースの定期提供につながった。
- ・弁当内容については業者が調整対応不可であったが、11月11日より市食生活改善推進員による週2回の炊き出し（野菜たっぷりの汁物）や果物の提供がされ、食事内容改善につながった。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 速やかに食事改善を進めるためには、国通知の基準や避難所の食事提供について、市町村の栄養士と防災担当部門（食料調達）が知る機会を定期で設ける必要がある。あわせて、市町村防災計画において、市町村栄養士が防災担当部門（食料調達）に携わる位置付けとなるよう働きかける必要があることから、当所主催の市町栄養業務担当者会議でテーマとして取り上げており、今後も状況を確認しながら継続した支援を行っていく。
- ・ 市町村との連携をスムーズに進めるためには、保健所で可能な支援について、定期で周知することが必要と思われた。

(5) 宮城県災害派遣福祉チーム派遣調整等

○ 被害の状況や動き

県では、災害発生時において高齢者、障害者などの支援が必要な方に対して緊急的に対応を行えるよう県、県内市町村、県社会福祉協議会及び福祉関係機関・団体等による「宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を平成29年度に設置し、災害派遣福祉チーム派遣調整等の広域的な福祉支援ネットワーク体制を整備している。

○ 対応

社会福祉士等からなる「災害派遣福祉チーム」を角田市、大崎市（鹿島台）、大郷町及び丸森町へ派遣し現地確認を行ったほか、大崎市からの要請により相談支援及び環境整備等の支援を行った。

(内訳)

市町名	派遣延人員	派遣期間
角田市	5人	10月15日（丸森町と重複）
大崎市	57人	10月19日、26日～11月11日
大郷町	5人	10月15日～16日
丸森町	5人	10月15日～16日

※大崎市：ニーズ確認のほか、支援チームを4クール派遣

延べ 67人派遣（角田市・丸森町重複）

宮城県災害派遣福祉チーム派遣調整等に関する検証

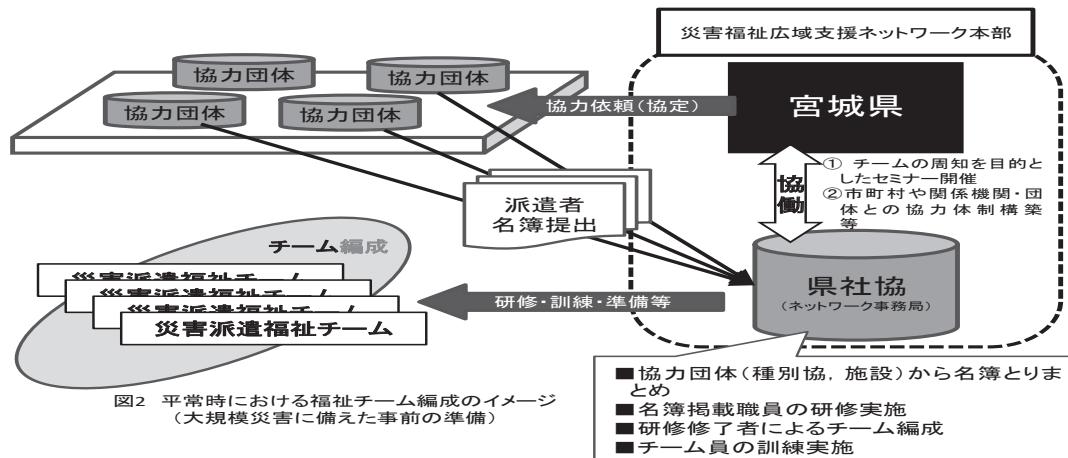
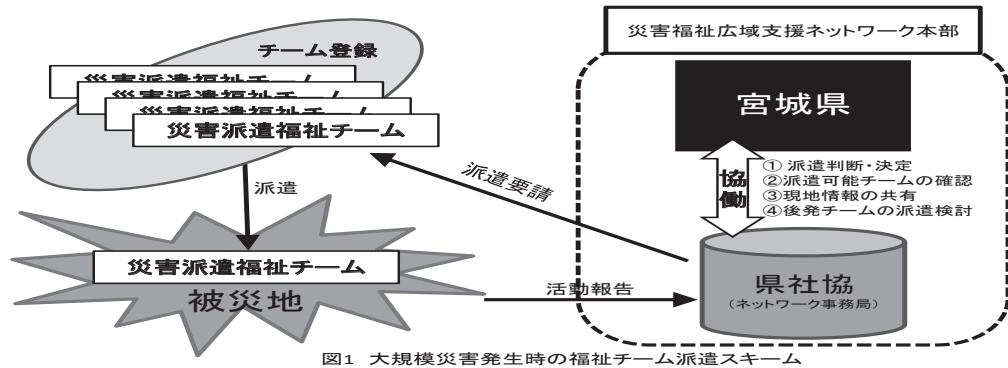
○ 評価できる点

- ・ 高齢者や障害者など災害時要配慮者が避難所等において、長期間の避難生活により、生活機能の低下や要介護度の重症化などの二次被害が心配されたが、避難生活の早期の段階から支援を行い、安定的な日常生活への円滑な移行に繋がった。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 災害派遣福祉チームの編成にあたり、派遣可能職員数が十分とはいはず、また、被災地の状況により派遣すべき専門職も異なることから、今後も、派遣体制の構築に向け社会福祉法人等との協定締結など体制の充実を図る必要がある。
- ・ 派遣に際して、筆記用具やアセスメントシート等、当面の活動に必要と考えられる物品を準備しておく必要がある。

○ 関連資料



3 福祉避難所

○ 被害の状況や動き

(1) 事前計画等

本県では、東日本大震災の発生後、平成25年6月に改正された災害対策基本法、同年8月に国から示された「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の内容や、被災県としての経験を踏まえ、平成18年10月に策定した「宮城県災害時要援護者支援ガイドライン」の改訂版として、平成25年12月に「宮城県避難行動要支援者に対する支援ガイドライン」を策定した。

同ガイドラインでは、市町村が実施する高齢者や障害者などの避難行動要支援者等に対する適切かつ円滑な支援対策のあり方について、県の基本的な考え方を示していた。国の取組指針の内容を踏まえつつ、福祉避難所に係る施設との協定締結、開設から閉鎖までのプロセス等について、独自に記載・詳述していました。

(2) 市町村における福祉避難所指定状況（協定締結含む）

本県で実施した調査では、7月末時点の市町村における福祉避難所指定状況は、県内35市町村のうち34市町村が指定しており、県内の指定施設箇所数は710施設（災害対策基本法に基づく指定施設のほか、市町村が福祉避難所として利用を想定している施設を含む）であった。

○ 対応

発災後、福祉避難所を開設したのは10市町で、10月12日から順次18か所開設され、139人が避難した。多くの市町では、事前に福祉避難所として指定していた施設を福祉避難所として開設したが、指定避難所の一部に福祉避難スペースを設けた市町村もあり、3市町で7か所設置され、

28人が避難した。

県保健福祉総務課では、仙南保健福祉事務所を通して丸森町の指定避難所において日常生活の介助を必要とする方が11名いることを把握した。丸森町が福祉避難所として事前指定をしていた特別養護老人ホームは、建物の一部に被害が発生したほか、近隣住民が避難し、その受入のため、福祉避難所の対象者を受け入れることは困難であるとのことであったため、丸森町及び丸森病院との協議により、福祉避難所対象者4名を丸森病院に受け入れることとなり、丸森病院を福祉避難所に指定するための準備を行った。医療機関を福祉避難所に指定するために、内閣府と事前協議（震災援護室担当）を行い、福祉避難所設置の留意点について、県保健福祉総務課が整理し、仙南保健福祉事務所を通じて丸森町に情報提供を行った。その後、10月30日に丸森病院に福祉避難所が開設され、仙南保健福祉事務所では、丸森町から定期的に状況報告してもらうとともに、11月5日、11日に福祉避難所を訪問し状況確認を行った。

福祉避難所の多くは、発災翌日の10月13日に閉鎖されたが、被害が大きかった丸森町の福祉避難所が11月25日に閉鎖されたことにより、全ての福祉避難所が閉鎖された。

なお、福祉避難所の開設期間は、災害救助法の災害救助基準により、一般の指定避難所と同様に災害発生日から7日以内となっているが、内閣府との協議の結果、延長された。また、10月21日付けで事務連絡により、福祉避難所等への応援職員の派遣費用について、災害救助費からの支弁が可能となった。

福祉避難所に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 市町村において、東日本大震災後に福祉避難所の指定が進められたことなどにより、福祉避難所の開設等について、県に寄せられる問い合わせ等は少なく円滑に進められたものと考えられる。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 震災後に策定した「宮城県避難行動要支援者に対する支援ガイドライン」に基づき、市町村における福祉避難所の指定などの取り組みを引き続き支援していく。

第2節 医療救護・保健活動

1 医療救護対策

(1) 医療救護活動

○ 被害の状況や動き

県では、地域防災計画に基づき、県・市町村・医療機関の役割を定め、情報連絡体制の整備を行うとともに、医療救護活動に関する研修や訓練を実施することとしており、東日本大震災で得た教訓を踏まえ、平成25年3月に大規模災害時医療救護活動マニュアルを改正し運用していた。

○ 対応

10月12日19時50分に県内に大雨特別警報が発令され、警戒体制を敷いていたところ、22時22分に仙南保健所から仙南中央病院1階が浸水した旨の報告を受けた。翌13日7時25分には同じく仙南保健所から金上病院の職員不足が伝えられ、また丸森病院との連絡がつかず、仙南地域における医療機関の被害状況が深刻であり、避難住民等が発生することが予想された。

イ 医療救護活動に関する調整組織の設置

大雨特別警報の解除後、災害医療コーディネーター・統括DMATへ出務要請を行い、10月13日10時30分には宮城県災害医療本部兼宮城県DMAT調整本部を設置した。また、11時30分には石巻赤十字病院のDMATが丸森病院へ出動し、16時23分には仙南地域の災害拠点病院の被害状況を踏まえ、仙南保健福祉事務所に仙南地域災害医療支部及びDMAT活動拠点本部が設置された。

医療救護活動の長期化を見据え、10月15日には（公社）宮城県医師会のJMATを含む医療救護班の派遣要請を行った。10月13日から31日までにDMATも含め派遣された救護班は延べ209チームに上った。

なお、多数傷病者の発生等が無かったことから、航空搬送拠点は設置されなかった。

ロ 情報収集

被災地の情報収集のため、未入力が多かったEMISについて、11時15分に各地域の状況を踏まえ災害拠点病院又は保健所へ管内医療機関の状況把握と代行入力依頼を行った。このこともありEMISについては17時12分にEMIS参加医療機関の入力が完了した。

仙南保健福祉事務所では、管内の医療体制等について、各市町からの報告を受けるほか、仙南地域災害医療連絡会議を9回開催し、関係機関と情報共有・収集し、主務課へ報告した。

ハ 救護所運営

丸森病院の診療休止の間、他の地元診療所及び薬局の被害状況も踏まえ、丸森地域における医療提供体制確保のため、丸森町役場1階に臨時救護所が設置され、18日から27日までの間、医療救護班による救護所運営が行われた。救護所における診療時には災害時処方箋が発行され、同じく丸森町役場正面玄関前に設置された（一社）宮城県薬剤師会（以下、「県薬剤師会」という。）のモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）により調剤・処方が行われた。

救護所では172件の診療が行われ、モバイルファーマシーで157件の処方が行われた。丸森病院が28日に一部の診療を再開することを受け、臨時救護所は閉鎖された。

ニ 医務関係の対応

仙南保健福祉事務所では、丸森病院が外来を再開するに当たり、医療法第25条に基づく臨時の立入検査を実施したほか、浸水による被害が大きかった仙南中央病院の医務関係の変更許可等の問合せや相談に応じた。

医療救護活動に関する検証

- 評価できる点
 - ・ EMIS の入力による医療機関状況の把握や、災害医療本部設置等、多少の遅れもあったが、実践することができた。

- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 台風被害の際は情報収集契機がわかりにくく被害情報収集に時間を要した。各病院の SOS を受け付ける窓口情報を発信すべきだったのではないか。また、代行入力にかなりの時間・労力をとられ、結果として必要チーム数の積算等にも影響したため、休日・夜間の入力についてあらためて体制整備が必要。
 - ・ 仙南保健福祉事務所では、関係機関との情報共有方法、災害対応の知識（DMAT の役割等）など、平時の準備が不十分だったために、スムーズに動けなかった場面があった。平時における訓練や災害拠点病院との調整の必要性を強く感じた。

(2) 歯科医療救護活動

○ 被害の状況や動き

県は、平成19年3月、県歯科医師会と災害時の歯科医療救護に関する協定書を締結している。この協定に基づき、県は県歯科医師会に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとしている。

平成31年2月に開催された県歯科医師会主催の大規模災害対策本部医療救護研修会に、県から1人参加したほか、9月に開催された（公社）日本歯科医師会主催の災害歯科保健医療体制研修会に、県、県歯科医師会及び協力機関である（一社）宮城県歯科衛生士会から各1人参加し、災害時の歯科保健医療体制について学んだ。

○ 対応

イ 歯科医療ニーズの把握

発災後、被災市町を訪問し歯科医療救護班を派遣できる体制であることを伝えたほか、継続して歯科診療所の復旧状況と避難所アセスメントによる情報収集に努め、派遣の要否の判断材料の参考とした。また派遣保健師やDMAT、公衆衛生活動チーム保健師リーダー等を介し現場における歯科に係るニーズ把握を行った。10月23日に仙南保健所を通じて地元歯科医師会の要望を背景に、丸森町から歯科医療救護班の派遣要請があり、県から県歯科医師会に対し、協定書第2条に基づく歯科医療救護班の派遣を依頼した。一方、県歯科医師会では独自に調査班を被災地に派遣し、地元歯科医と連携し把握に努めた。

ロ 歯科医療救護班の活動

10月24日から11月8日までの16日間、延べ112人が活動し、歯科的疾患（口内炎、歯肉炎等）の応急的処置や、誤嚥性肺炎等の呼吸器疾患の惹起が疑われる避難者への口腔ケアの実施及び指導等を行った。

歯科医療救護活動に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 派遣の要否については、被災地域からの要請に基づき、被災地における医療の現状、避難所

の状況、被災地域保健所、関係団体の意見などを考慮し、総合的に判断している。

- ・ 当初は、公衆衛生活動チームが歯科医療救護班の活動を把握できなかつたが、歯科医療救護班に対し現地ミーティングへの参加を働きかけ、連携が図られ、必要な歯科医療等を提供することができた。
- ・ 県と県歯科医師会が協定を締結していたことで、歯科医療救護班の派遣依頼をスムーズに行うことができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 県歯科医師会から、発災直後から派遣活動ができるよう、歯科医療ニーズの早期把握ができるような体制を整えてほしいという要望がある。
- ・ 現協定は、災害救助法が適用される救護活動を前提としているが、県歯科医師会における歯科医療救護活動との整理が必要。
- ・ 被災現地においては、歯科専門的視点で避難所等の歯科ニーズを探ることが早期把握につながることから、それには対応する者の日頃からの訓練(研修)が必要である。

(3) 医薬品供給体制

○ 対応

イ 医薬品の発注体制等

県地域防災計画に基づき、災害時に必要とされる医薬品及び医療材料については、県と宮城県医薬品卸組合が協定を締結し、医薬品卸売業者が流通備蓄として確保することとしていた。

医薬品発注業務に対応するため、10月13日から10月16日まで宮城県医薬品卸組合から県薬務課に職員が派遣されたが、この間、医薬品の供給要請はなく医薬品の発注には至らなかった。

ロ 被災地域の医療機関への支援

県は、県薬剤師会との「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、10月17日に薬剤師班の派遣を要請した。これを受け、10月18日から10月27日まで県薬剤師会から派遣された延べ44人の薬剤師が、丸森町に設置された医療救護所のモバイルファーマシー（県薬剤師会所有）での調剤業務等に従事した。

また、被災した仙南中央病院では、調剤機器等が使用不能となり、入院患者用の調剤等業務が多忙となつたため、県は宮城県病院薬剤師会に対し、10月18日に薬剤師の派遣を依頼した。

これを受け、10月21日から10月25日まで延べ5人の薬剤師が仙南中央病院において調剤等業務に従事した。

ハ 被害状況の把握と情報提供等

薬局は医療法第1条の3により県は良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めるとされているため、薬局の被害状況の把握及び薬局に対し災害特例の運用等について情報提供を行ない、災害時であつても必要な医療が提供されるよう努める必要がある。

発災前には、関係団体、仙台市、各保健所・支所に薬局の被害状況等を把握した場合の速やかな情報提供について依頼し、台風上陸後は、隨時、関係団体等から情報提供を受け、最新の薬局の被害状況の把握及び県災害対策本部及び厚生労働省への報告を行なつた。

また被災した薬局等が速やかに再建し、必要な医療が継続して提供されるための一助とするため、薬局開設許可申請等に関する手数料免除に関する条例を制定した。

医薬品供給体制に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 医薬品の発注体制等

発災後すぐに宮城県医薬品卸組合が県薬務課に常駐していたため、いつでも医薬品を発注できる体制であった。また、宮城県医薬品卸組合を通して医療機関の被災状況も把握できた。

- ・ 被災地域の医療機関への支援

県薬剤師会と協定を締結していたため、速やかに医療救護所の薬剤師の派遣を要請することができた。(一社)宮城県病院薬剤師会の協力により、被災病院への薬剤師の派遣を依頼することができた。

- ・ 被害状況の把握と情報提供等

各種関係団体等と連携し、速やかに被害状況の把握及び情報の更新を行なうことができた。

また、災害に関する薬局等の運用通知については、必要に応じ県医療政策課、県国保医療課等の他課と情報共有し、薬局における災害時の特例の運用について幅広く把握することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 医療救護所だけでなく、保険調剤を行う病院等への薬剤師の派遣要請についても手順を定めておく必要がある。
- ・ 報告する被害状況の程度について明確な定義がないため、報告者の判断により被害の有無に差があった可能性がある。災害の種類により被害の種類も異なると考えられるため、報告を求める被害状況について整理をする必要がある。

2 保健活動（保健師及び看護師等の派遣調整等）

○ 被害の状況や動き

(1) 保健活動・支援体制

「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」及び「宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル」(平成25年4月策定) (以下、「ガイドライン」、「マニュアル」という。)に基づき、フェーズ毎の対策を講じた。

(2) 看護師の派遣活動

災害救助法第4条では、災害により被害を受けた際の公的な救助について規定されており、今回の看護師派遣は「避難所及び応急仮設住宅の供与」により設置した避難所において、その運営を行う上で生じる健康管理及び衛生管理に関し、看護師の派遣を行ったもの。

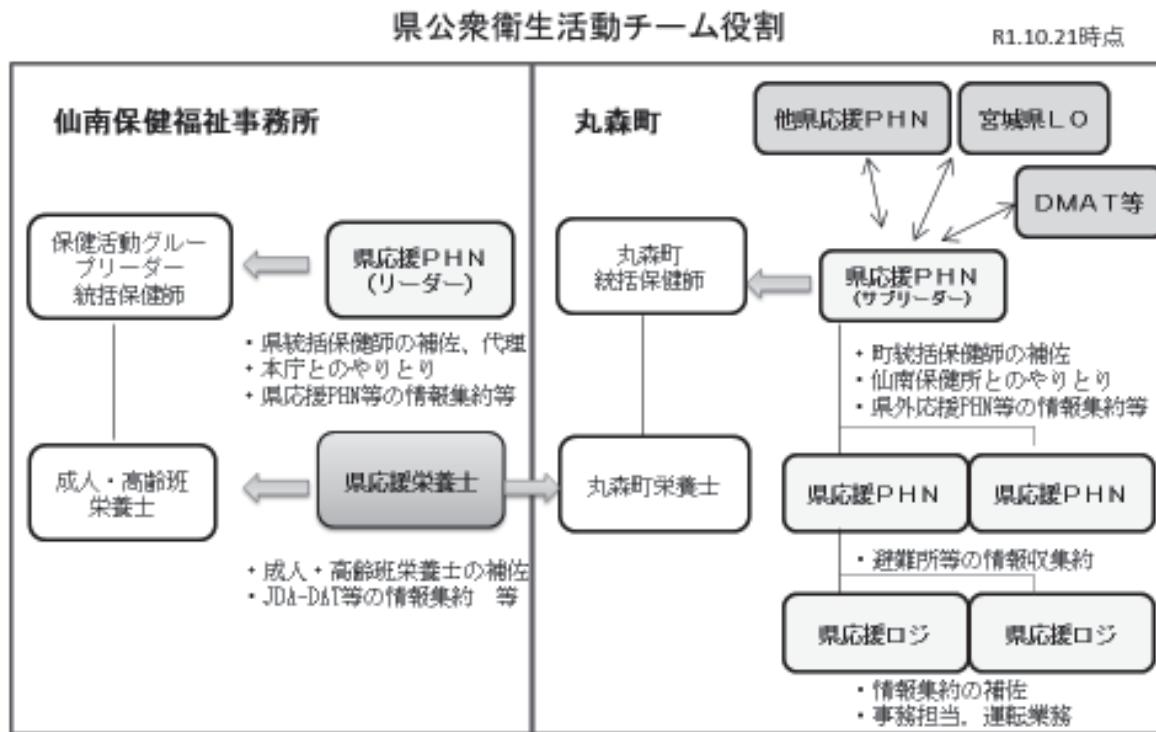
○ 対応

(1) 県公衆衛生活動チームの派遣調整（10月13日から11月）

各保健福祉事務所（地域事務所）から被災地の状況及び公衆衛生スタッフの派遣要請のニーズを確認。その結果、仙南及び仙台保健福祉事務所に県公衆衛生活動チームの派遣調整を行った。仙南保健福祉事務所には10月15日から11月30日まで延べ63人を、仙台保健福祉事務所には10月24日から29日まで延べ2人を派遣した。

仙南保健福祉事務所に派遣した県公衆衛生活動チームの主な活動は、避難所要支援者の健康状態の把握、避難所の感染症対策や栄養調査及び健康教育の実施、各種打合せ等への参画（保

健活動ミーティング、DMATミーティング、町保健福祉課との打合せ、避難所運営担当部署との打合せ等）、他県保健師チームの配置調整やオリエンテーションの実施、在宅被災者健康調査の企画・準備・実施、町職員の健康相談など多岐に渡った。仙南保健福祉事務所及び丸森町と協働し、公衆衛生活動を展開した。



(2) 保健師の派遣調整

イ 仙南保健福祉事務所への県外保健師チーム派遣

各保健福祉事務所（地域事務所）から被災地の状況及び公衆衛生スタッフの派遣要請のニーズを確認した結果、仙南保健福祉事務所からの要請を受け、下記のとおり県外保健師チームの派遣調整を行った。必要チーム数や期間については、仙南保健福祉事務所の判断に基づき調整した。

<県外保健師チームの派遣調整>

自治体	派遣期間	調整ルート
仙台市	10月16日～11月29日	仙台市からの申し出を受け、個別に依頼。
山形県	10月18日～11月30日	厚生労働省
三重県	10月18日～11月30日	厚生労働省
北海道	10月18日～11月28日	総務省の対口支援からのつなぎ→厚生労働省
滋賀県	10月18日～11月30日	関西広域連合
北見市	10月20日～11月9日	丸森町が姉妹都市（北見市）に依頼。県が調整窓口。

（参考）上記以外に10月16日～21日丸森町からの依頼を受けた山元町が保健師チームを派遣。

派遣後、仙南保健福祉事務所では、定期的に開催した保健活動グループMTG等から情報収集し、フェーズに合わせてチームの業務内容、派遣数や配置方法、派遣期間を検討した。さらに、避難所支援の他に在宅被災者の安否確認訪問や健康調査訪問等の業務も追加されたので、その業務量の動向もみながらその都度県保健福祉総務課と協議した。

□ 健康調査に従事する保健師の派遣調整

仙南保健福祉事務所からの要請を受け、丸森町健康調査に従事する保健師チームの派遣について、県関係機関及び県内市町村（被災地除く）に対して協力要請を行った。

	期間	備考
県内 23 市町	11月1日～5日	1日最少 16, 最多 28 チーム, 延 112 チーム
県関係	11月1日～6日	保健師・事務担当職員等 延 104 人 (公衆衛生活動チームとして派遣された者は含まない)

大郷町には 10 月 14 日から 31 日まで派遣し、大和町には 10 月 17 日、18 日に仙台保健福祉事務所から 9 チーム、県北の保健福祉事務所（栗原・東部）から 2 チーム、岩沼支所から 4 人を派遣した。黒川支所管内の町からの支援要請であったが、黒川支所の現体制では対応が難しいことから、基本的に仙台保健福祉事務所が中心となって支援することとした。また県を通じて大郷町への応援職員の派遣を要請していた中、仙台市が 1 月から 3 月までの間、保健師を 1 人派遣することとされた。大崎市から鹿島台地域の健康調査に係る人的支援の要請があったが、北部保健福祉事務所のみで人員確保が困難であったことから、県内保健所に保健師派遣を依頼し、保健師・看護師延べ 12 名が鹿島台地域の健康調査（10 月 21 日～23 日 75 世帯）に協力した。また大崎市から避難所の健康管理の協力要請があり、災害支援ナースの派遣を依頼、10 月 28 日から 11 月 11 日まで支援をいただいた。

(3) 他県からの自治法派遣職員の受入

仙南保健福祉事務所（仙南保健所）における被災者への保健業務（要支援者の家庭訪問、被災者の健康調査、市町保健活動計画の策定等）が中長期に及ぶことが見込まれたため、全国知事会を通じ、保健師 2 人を派遣要請し、秋田県から 1 人（12 月 16 日～28 日）、静岡県と広島県から各 1 人（1 月 1 日～3 月 31 日）の支援を受けることとなった。

(4) 看護師の派遣調整等

発災後、10 月 14 日に大郷町からの看護師の派遣要請を受けた後、速やかに県看護協会に対して「災害時における公益社団法人宮城県看護協会の協力に関する協定」に基づき大郷町への看護師派遣を要請した。

大郷町では、宿泊による夜間を含めた健康管理の要請があり、2 人 1 チームで 10 月 16 日から 11 月 10 日まで災害支援ナースを派遣した（11 月 1 日～巡回相談）。また巡回した DMAT の判断により、大郷町に JMAT（（公社）日本医師会災害医療チーム）が派遣された。

丸森町では、10 月 15 日に 2 カ所の避難所への派遣要請があった。派遣する看護師は、災害支援ナースとして登録されている現職の看護師であり、県看護協会内のみでは調整が困難であったことから、県看護協会が（公社）日本看護協会に支援要請し、（公社）山形県看護協会及び（公社）青森県看護協会の協力を得て、10 月 18 日から 11 月 30 日まで看護師を派遣した。

大崎市では、10 月 25 日に 1 カ所の避難所への看護師の派遣要請があり、10 月 28 日から 11 月 11 日まで看護師を派遣した。

保健師及び看護師等の派遣調整等に関する検証

○ 評価できる点

(1) 公衆衛生活動チームの派遣調整

- ・ 発災翌日から圏域毎の状況確認を行い、各保健福祉事務所（地域事務所・支所）に情報をフィードバックすることで、早期からの情報共有が図れた。また年度当初に各保健福祉事務所において災害時公衆衛生活動コーディネーターを事前指定しており、平時から市町村と顔合わせを行う等して連携を図っていたことから初動時迅速に情報収集をすることが出来た。
- ・ ガイドライン及びマニュアルの存在が拠り所となり、現場ではフェーズ毎の活動等を確認し、様式や資料等も活用しながら災害時保健活動を展開することができた。
- ・ 平成28年熊本地震以降、数回の県外派遣経験を活かし、公衆衛生活動チームが使用する各種必要物品（パソコン機器、公用携帯電話等）の手配や宿泊先確保など、環境調整や後方支援を迅速に対応できた。

(2) 他県からの自治法派遣職員の受入

被災者への保健業務が中長期にわたり必要とされる中、保健所や被害の大きい市町村に県内外から応援職員を確保することができた。地域保健業務の確実な遂行と現場職員の負担軽減につながった。

(3) 仙南保健福祉事務所

- ・ 直接現地に出向き、町保健師等と意見交換しながら情報収集だったので、スムーズに派遣調整をすることができた。その結果、実態に即した効果的なチームの配置（滞在型、巡回型、夜間の対応等）が可能となった。
- ・ 県外チームが活動を行う上で必要な被災地の情報や支援内容、連絡ルート等についてのオリエンテーション資料を作成したことで、わかりやすく、丁寧に説明することができた。

(4) 仙台保健福祉事務所

所内体制を整備し、被災した町のニーズに沿って公衆衛生活動チームや人員派遣調整を行うことができた。また看護師の派遣調整を早期に行ったことで、避難所における避難者の健康管理や衛生管理等を行うことができた。

(5) 仙台保健福祉事務所岩沼支所

支所長をトップとした危機管理対策岩沼支部会議を定期的に開催し、本所との情報の共有を図ることができた。また、職員の応援要請にも速やかに対応することができた。

(6) 北部保健福祉事務所

他保健所から応援をもらったことで大崎市鹿島台地域の健康調査が計画期間内に実施できた。また管内市町統括保健師連絡会で各市町の取り組み状況の共有及び意見交換を行ったことで今後の課題が明確になり、管内としての取り組みの方向性を確認できた。

○ 課題と今後の対策の方向性

(1) 県全体

- ・ 職員の応援派遣の形式（カウンターパート体制等）については、被災地管轄保健福祉事務所とそのカウンターパート事務所が被災した場合の派遣協力のあり方についての検討が必要である。（カウンターパート、基幹事務所と地域事務所、短期間のローテーション、中長期の固定職員の派遣、県外調整等）。
- ・ 県保健師は新任期保健師が多く、派遣できる保健師が限られ、一部調整が難航した。中には複数回応援派遣となった職員もあり、特定の職員に負担がかかった。今後は災害対応経験者と未経験者を組み合わせるなど、人材育成を意識した派遣調整が必要である。

- 派遣の受入については、平時から受援調整の流れを確認しておくほか、災害時には現地と連携を密にし、ニーズ等を情報収集する必要がある。
- 専門職派遣調整チームについては、情報共有を図る機会を定期的に設定することができなかった。今後については、保健医療調整本部の設置がされることで、本派遣調整チームの機能としても位置づけられるよう、保健医療調整本部の設置に向けた検討が必要である。
- 他県からの自治法派遣職員の受入については、受入に係る事務手続に一定期間を要するため、それまでの間の短期的な支援を確実に行う体制が必要である。また、被災後の状況は時間とともに変化するため、他団体へ応援を依頼するに当たっては、中長期的な業務として残るもののは何かをしっかりと整理しておく必要がある。
- 県看護協会所属の災害支援ナースは主に病院勤務の看護師であり、中長期的な派遣調整は困難となることから、派遣にあたっては災害支援ナースの育成と職場の理解が必要である。

(2) 仙南保健福祉事務所

受入数の見直しや撤退の時期の見極めの判断が難しく、フェーズに応じた支援体制の調整が課題だと感じた。平時から研修や訓練を行い、備えておくことが必要がある。

(3) 仙台保健福祉事務所

人的派遣調整については、市町村は市長会、町村会（後に自治法派遣）及び県公所が県保健福祉総務課に要請する方法があり、町と県の役割分担など（人的派遣調整）の考え方の整理が必要である。

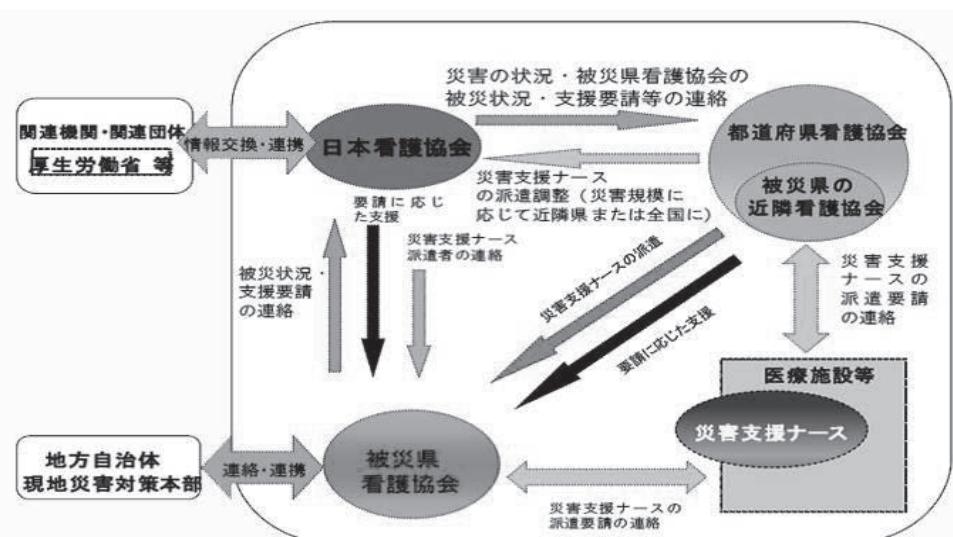
(4) 仙台保健福祉事務所岩沼支所

被害状況の把握について、市町と連絡が取れないことも想定されるので、実際に各市町に向いて情報収集することが必要である。また当支所は職員体制が脆弱であるが、災害医療支部を立ち上げるような災害が発生した場合に、支部の運営と被災者生活支援チームの活動を併せて行うことができるよう、日頃から訓練の実施や管内市町等関係機関との連携を図っておく必要がある。

(5) 北部保健福祉事務所

市町村保健師含め、災害時保健活動に関する研修会等を開催し、平常時の準備体制を強化する必要がある。地域住民の防災意識や地域の支援力を高めるための取り組みも必要である。

○ 関連資料



3 災害時要支援者支援対策

(1) 高齢者支援対策

イ 高齢者福祉施設等の被害状況

○ 対応

保健医療福祉関係施設被害状況調査連絡票（高齢）を各保健福祉事務所高齢者支援班・成人高齢班へ依頼し、保健福祉事務所は各管内の市町村へ被害状況（人的被害、建物被害）の確認を行い、最終的に県長寿社会政策課で県内の高齢者施設の被害状況を取りまとめ、県保健福祉総務課へ報告を行った。災害発生時は県災害対策本部開催と同様の頻度で調査報告を行い、10月下旬からは週1程度報告、1月からは隔週の報告となっており、2月からは月1回（月末）となっている。

10月17日には、被害状況が把握できない丸森町へ職員を派遣し、特別養護老人ホーム等の高齢者施設の被害状況や、断水が続いているため「水」の供給等について併せて確認を行い、不足する施設には自衛隊や近隣自治体から給水を行うよう調整した。

仙南保健福祉事務所では、発災後、丸森町内の被災した介護保険施設等を訪問し、被害状況や生活状況を確認して、必要としている支援の把握を行った。

仙台保健福祉事務所では、施設の被害状況について単に報告を受けるだけではなく、特に被害の大きかった大郷町をはじめ、大和町・松島町・大衡村等に所在する入所施設には逐次連絡を行い、被害状況の把握を行った。

北部保健福祉事務所では、特に被害が甚大な施設の被害状況（復旧状況）把握は、現地調査を行うとともに、従業者等へ事業所の状況やサービス提供上の問題、被災者への支援に関する状況等を直接聞き取りした。被災施設が求める人的・物的支援の要望については、県庁や各市町と情報共有を行い、物的支援としては県介護研修センターと協働し、民間企業からの福祉用具支援物資を提供した。

高齢者福祉施設等の被害状況に関する検証

○ 評価できる点

- 各保健福祉事務所における記載方法の認識の相違などにより、報告内容にばらつきが見受けられることがしばしばあったが、各保健福祉事務所との連絡調整を密にし、報告のとりまとめ結果の精度を高めていった。
- 丸森町役場との連絡が取れないため、施設の被害状況の把握が困難であったが、県長寿社会政策課から直接施設職員と連絡を取り、状況把握を行った。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 県保健福祉部内の被害状況の確認方法については、各課でそれぞれ保健福祉事務所へ依頼すること状況となっていたことから、集計の考え方によるバラつきが生じていた。そのため被害状況調査連絡票について、事前に記載方法などについてルールを決めた上で、被害状況の確認依頼について県保健福祉総務課で統一して各保健福祉事務所へ依頼すべきと思う。
- 今後は被害状況の早期把握のため、被害のあった施設及び事業所から市町村に対して逐次報告をするよう、介護サービス事業者集団指導において周知を図ることが必要である。

ロ 被災した要介護高齢者の受入調整

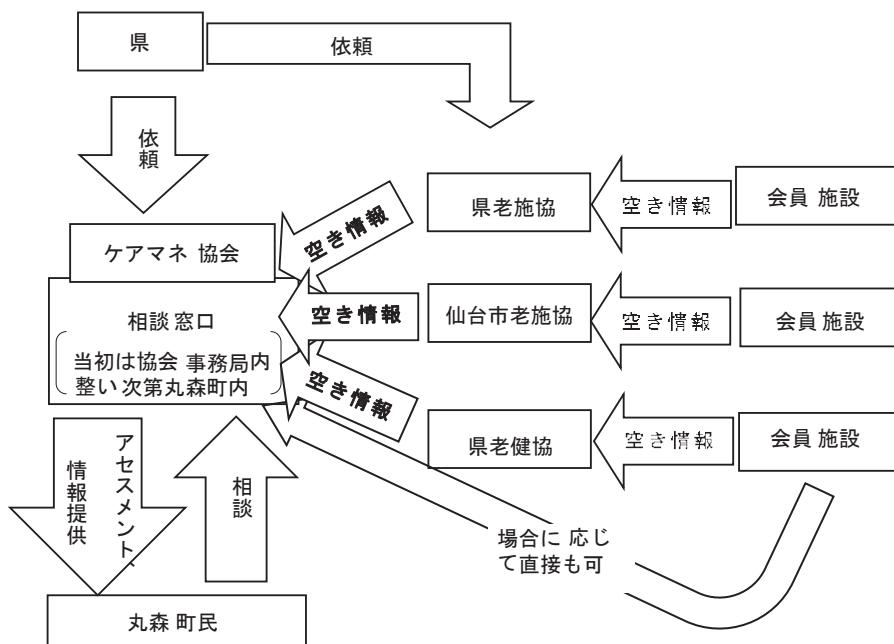
○ 被害の状況や動き

台風の被害により、丸森町内において要介護高齢者の緊急短期入所のニーズが増す一方、町内の介護サービス事業者が被災したことによってサービス供給体制が十分でなかったことから、10月15日に仙南保健福祉事務所及び仙台保健福祉事務所が近隣施設に緊急短期入所の受入を打診した。その結果、11の事業所から「対応可」との回答を得たが、受入可能数は20人程度と想定された。丸森町の状況を踏まえると、より多くのニーズが生じる可能性があることから、受入依頼対象を更に広げる必要があると考えられた。

○ 対応

10月17日には施設の空き状況の調査・報告を宮城県老人福祉施設協議会、仙台市老人福祉施設協議会及び宮城県老人保健施設連絡協議会に依頼するとともに、宮城県ケアマネジャー協会に対して町民への情報提供を依頼した。

【イメージ】



被災した要介護高齢者の受入調整に関する検証

○ 評価できる点

- 多くの介護保険施設の協力を得ることができ、約150人分の枠を確保することができた。現場の介護支援専門員（ケアマネジャー）の尽力により、最終的に、角田市民を含む46人をサービスにつなぐことができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 今後の災害にあっても、迅速に対応していく。

ハ 高齢者福祉施設等の復旧支援

○ 被害の状況や動き

台風等の自然災害により被害を受けた社会福祉施設については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助事業」により、施設（建物）復旧に要する費用の一部を補助されることとなってい

る。さらに、台風による被害に関しては、平成30年7月豪雨等と同様に、施設（建物）以外の備品等の復旧に要する費用への補助制度も創設された。

○ 対応

施設（建物）復旧に関しては、国からの協議書提出依頼（10月18日付け）に基づき10月21日に補助対象となる施設全てを対象に協議書の提出に係る依頼を発出し、被害のあった16施設に係る協議書をとりまとめ、11月8日に東北厚生局へ提出した。さらに、12月及び2月には、災害査定の実施を希望した7施設に係る調整を行った。

設備復旧については、12月に補助対象となる施設へ被害状況に係る照会を行い、該当のあつた35施設について国へ報告を行うとともに、当該補助金に係る交付要綱が1月30日に発出されたことを受け、2月7日に今年度事業完了見込みの5施設に係る交付申請を行った。

なお、協議書提出にあたっては、被害状況が分かる写真の添付が必要となることが想定されたことから、国からの依頼に先立ち、10月17日に施設・整備の被災箇所の撮影について、市町村を経由して被災施設に依頼した。

高齢者福祉施設等の復旧支援に関する検証

○ 評価できる点

- ・ タイムスケジュールの中、膨大な対象事業者に対し全数照会を行い速やかに対応した。
また、協議が円滑に進むよう、復旧前に被災箇所の記録を残せるよう予め伝達した。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 対象事業者数が膨大であり、かつ対象経費の取扱い等制度が非常に複雑であることから、国、市町村、対象事業者等、関係機関が連携して円滑に事務を実施する必要がある。

ニ 仮設住宅サポートセンター等による支援体制の整備

○ 対応

(イ) 被災市町専門家派遣事業

被災市町では、役場内等において被災者相談窓口が設置され、被災者への相談対応が行われているが、弁護士や社会福祉士等の専門家が対応しなければ解決できない相談もあり、被災市町だけでは対応が困難な状況にあった。そのため、（一社）宮城県社会福祉士会へ委託し、被災市町に対し弁護士や社会福祉士等を派遣し、市町村支援を行った。

(ロ) 被災高齢者等把握事業

大規模災害の発生時、ひとり暮らし高齢者をはじめとした在宅の要支援者については、施設入所者等に比べ支援の目が届きにくいことから、厚生労働省では能動的な状況把握を促し、併せて新しく補助事業が創設された（補助率は10/10）。当事業を活用し、個別訪問等による状況把握を行い、今後の状態変化や支援の要否等に関する調査を行った。調査は、宮城県ケアマネジャー協会に業務を委託して実施した。

仮設住宅サポートセンター等による支援体制の整備に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 宮城県サポートセンター支援事務所を運営する、（一社）宮城県社会福祉士会と契約を締結

し、東日本大震災で培ったノウハウを今回の災害でも活かすことができた。

- 被災高齢者等把握事業に係る調査業務委託は、先行して行われた「県等の保健師チームが実施した健康調査」の後継事業として行ったもので、職能団体である宮城県ケアマネジャー協会と契約を締結して実施した。行政機関と専門職の連携により、在宅被災者や仮設住宅入居者へのフォローを行い、支援が必要な高齢者等を関係機関のサポートへつなぐことができた。

ホ 仙南保健福祉事務所によるリハビリテーション支援対策

○ 被害の状況や動き

(イ) リハビリテーション専門職の派遣調整等

被災直後、丸森町ではJMATに帯同してJRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）が支援活動を行った。

被災地のリハビリテーション支援には医療的側面と福祉的側面があり、JMATが医療支援活動を終了した後も、福祉的側面のリハビリテーション支援ニーズ（避難所のバリアフリー化、福祉用具・物品の活用、身体機能評価に基づいた避難者の生活動作能力低下の予防等）がある場合は、JRATの活動を引き継ぐ支援団体を確保していくことが必要になる。今回の災害においては、JRAT MIYAGIの支援活動を（一社）宮城県理学療法士会（以下、「県理学療法士会」という。）が引き継ぐ形で丸森町と調整がなされた。

(ロ) 福祉用具等の支援

避難所は自宅とは環境が異なり、段差や傾斜があることで要配慮者にとって生活するに適しているとは言い難く、転倒リスクの軽減や動かない状態が続くことで心身の機能が低下することを防ぐため、避難所内の福祉的住環境調整（バリアフリー化）が必要であった。

また、要配慮者が避難所内の不便な環境でも安全に生活していくためには、杖、シルバーカー（手押し車）、リハビリシューズ（履きやすく安全に歩くことができる靴）等の福祉用具・物品の活用も効果的である。これらは、応急仮設住宅においても同様であり、自宅とは異なる環境で生活する要配慮者各々の心身機能、生活状況を加味した上での支援が必要となっていた。

○ 対応

(イ) リハビリテーション専門職（外部支援団体）の派遣調整、町のニーズと支援団体の活動の調整、町・支援団体間の情報共有及び円滑な支援の引継ぎ等の調整

丸森町と外部支援団体（JRAT MIYAGI、県理学療法士会等）が円滑につながっていけるよう各種活動や打合せ（情報交換）等のコーディネートを行い、町のニーズを基に、必要とされる支援がタイムリーに提供される体制を構築した。

(ロ) 避難所のバリアフリー化

発災後、早期に丸森町内の避難所を巡回し、福祉的住環境等のアセスメントを実施した上で、仮設トイレ・避難所出入り口・避難所内トイレの段差の解消、自衛隊入浴設備・脱衣所のベンチの設置、下足箱付近の椅子の設置等を行った。

(ハ) 福祉用具・物品の貸出

発災後、早期に福祉用具・物品の貸出について、管内市町にチラシを配布して周知し、依頼に応じて貸出を行った。

丸森町内各避難所の支援者（他自治体からの応援保健師等）から寄せられた要配慮者の福

祉的ニーズに対応すべく、シルバーカー、リハビリシユーズ、車いす、杖等の福祉用具・物品を貸出した。東日本大震災での経験を活かし、要配慮者が避難所生活を送る上で必要となる福祉用具・物品を想定し、発災翌日より、物資の調達を行った。

(ニ) 要配慮者の身体機能・生活動作能力低下の予防、避難者の身体機能評価に基づいた生活不活発病予防のための適切な体操等の導入と助言

支援対象者が多い丸森町内の避難所を中心にJRAT MIYAGI、県理学療法士会等の外部支援団体と協働し、巡回、対応した。対応した内容、要配慮者の状況等については、随時、町の担当職員と情報を共有するよう努めた。

(ホ) 応急仮設住宅入居後の要配慮者の生活状況の確認と支援ニーズへの対応

丸森町内全ての応急仮設住宅において、玄関出入口の段差の解消、風呂・トイレの手すりの取付がなされており、福祉的住環境調整の必要性は低かったが、生活様式や身体状況により、支援の必要性があるケースについては、町の担当職員に同行し対応した。

仙南保健福祉事務所によるリハビリテーション支援対策に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 発災早期から福祉用具・物品の支援（貸出）体制を構築するとともに、被災市町に対し専門的視点から福祉用具・物品の効果的な活用の提案を行うことができた。
- ・ 平時から地域リハビリテーションや地域包括ケア関連の事業で丸森町と顔の見える関係ができていたため、被災後も信頼関係を構築して支援活動を行うことができた。また、高齢被災者の正確な情報を仙南保健福祉事務所に持ち帰ることができた。
- ・ 仙南保健福祉事務所のリハビリテーション専門職は毎日避難所を巡回していたため、現場の様子を自分の目で確かめた上で、ニーズをタイムリーに捉えていくことができた。
- ・ 支援ニーズの優先順位を立て、発災後、早期に避難所のバリアフリー化に係る福祉的住環境アセスメントを行い、丸森町に対し専門的見地から現況報告と提案を行うことができた。
- ・ 発災後から11月中旬までJRAT MIYAGI、県理学療法士会と継続されてきた支援内容の丸森町への引継ぎを、町・県理学療法士会・仙南保健福祉事務所とで実施することで、残された課題の整理と要配慮者の支援の次のつなぎ先の確認等が丁寧になされた。
- ・ 丸森町に対し、通常業務の再開を視野に入れ、避難所でリハビリテーション支援を受けていた要配慮者の今後の支援の必要性を考えていくことを提案した。町も平時より高齢者の介護予防の重要性を認識していたため、イメージの共有がスムーズにできた。

○ 課題と今後の対策の方向性

「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」におけるリハビリテーション専門職の応援・派遣者の受け入れ体制への共通認識が県関係部署間で十分とは言い難く、迅速かつタイムリーな支援を行う上で柔軟な調整を行うことができない場面もあった。今後は、災害マニュアル等を用いて県関係部署間で定期的に役割分担を確認する機会が必要である。

(2) 障害者支援対策

イ 障害者支援施設等の被害状況と復旧状況

○ 被害の状況や動き

(イ) 社会福祉施設の被災状況の把握

大規模災害応急対策マニュアルにおいては、保健福祉事務所の指示のもと市町村が障害者関係施設の被害情報を収集し、保健福祉事務所に報告することになっており、最終的に県障害福祉課に報告があがることになっている。その後、社会福祉施設等リストを整理し、厚生労働省に情報提供することになっている。

(ロ) 社会福祉施設等の災害復旧支援

自然災害等により被害を受けた障害者支援施設等の災害復旧は、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」等に基づく国の補助制度を活用し、速やかな復旧と施設入所者等の福祉を確保することとしている。特に、施設の災害復旧については、災害発生の日から30日以内に管轄する地方厚生局あて協議書類の提出が必要のため、災害発生後、速やかに被害状況及び補助要望を把握し、災害査定に係る一連の手続きを行うこととなる。

○ 対応

(イ) 社会福祉施設の被災状況の把握

発災直後から、市町村を通じ、大規模災害応急対策マニュアルに基づき障害者関係施設の被害情報を収集するとともに、10月13日に県障害福祉課及び各保健福祉事務所から社会福祉施設等リストに記載されている施設や事業所に被災状況の確認を行った。

(ロ) 社会福祉施設等の災害復旧支援

災害発生後、県保健福祉総務課等の関係各課や保健福祉事務所と連携し、各施設に対しメールで補助要望の意向確認の照会を行ない、事前に被災が確認されている施設については、直接電話で確認も行うことで補助制度の利用促進を図った（社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議件数6件、社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助申請件数16件）。補助要望のあった施設について、協議資料等を調整するとともに、迅速に県の予算措置を行った。

障害者支援施設等の被害状況と復旧状況に関する検証

○ 評価できる点

- 被災施設への電話等による確認と調整を行い、補助制度の利用促進を図るとともに、速やかに補助金協議や交付申請を行った。
- 国の予算措置や新たな災害復旧補助金交付要綱策定について、事前に国への情報収集を行い、適切な県予算措置を行った。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 障害者関係施設の被害情報を収集し報告することになっていることを認識していない市町村があった。大規模災害応急対策マニュアルに基づく訓練を通して市町村の理解を深める必要がある。
- 国の補助金交付要綱の発出から交付申請までの期間が大変短く、被災施設との調整を短い期間で行う必要があった。そのため、補助制度の動向については、国への情報収集をこまめに行うとともに、あらかじめ想定される資料については、事前に施設に準備してもらうよう案内するなどの対応が必要となる。

ロ 仙南保健福祉事務所の対応

○ 対応

台風発生時の12日の夜間から1名、翌13日には2名が登庁し、児童福祉施設等及び障害者支

援施設等について、各市町や施設に対し被害状況を確認した。

丸森町の状況を役場職員に確認したところ、耕野地区において新生児がいることが判明したが、役場職員は台風の情報収集や対応に追われていることから、保健所職員が役場職員に代わり 10 月 18 日に 2 件の新生児訪問指導を行なった。生活状況については、生活用水として井戸水の使用が可能なことや、車が使用できていることもあり、母子共に健康状態も良好であった。

仙南保健福祉事務所の対応に関する検証

- 評価できる点
 - ・台風発生時及び翌日に、交通機関の不通や冠水等による道路が遮断されているにも関わらず、被害状況を確認することができた。
 - ・役場職員に代わり台風発生後、早急に情報を把握し対応できた。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・事前に台風上陸が予知できていたことから、事務所内の体制を整えておく必要があった。

ハ 精神病院等への支援及び入院患者の転院調整

○ 被害の状況や動き

被害の大きかった仙南圏域では、3 医療機関が水害に遭い、県医療政策課、仙南保健所のみでは医療機関の情報収集等の対応が困難であったため、そのうちの精神科病院について、県精神保健推進室で対応を行った。対応を要した精神科病院は、周辺地域の増水により 1 階が水没し、電気以外のライフラインは途絶え、医事室が 1 階であったため、紙カルテや患者の電子情報などは使用できなくなっていた。調剤や調理場、備蓄品等の施設は 1 階にあったため、患者の食事、飲料水、薬、トイレ、おむつの手配に苦慮していた。

消防団等の協力をもらい、1 階病棟に入院していた患者を水没前に全員 2 階に移動していたため、入院患者の被害はなかった。入院患者の中には、身体疾患の合併症を持つ患者も入院しており、内科の治療を継続的に行うために、一部の患者の転院を必要とした。

○ 対応

- ・県精神保健福祉センター職員と訪問による被害状況の把握
- ・保健所への病院の被害状況及び課題の情報提供と必要時対応依頼
- ・病院全体の転院は不要と院長の判断があり、身体疾患の合併症のある患者数名について、(一社) 宮城県精神科病院協会の調整で転院した。
- ・厚生労働省や東北厚生局に対して、医療機関の状況や対応要望についての報告と事務手続きについての相談対応などを実施した。

精神病院等への支援及び入院患者の転院調整に関する検証

- 評価できる点
 - ・病院職員と現地で直接会うことで、その後の対応や状況把握などを円滑に行うことができた。ある程度、ワンストップで医療機関の情報把握と提供を行うことができたため、関係機関との連携し、支援に繋がりやすく、医療機関も提供した情報を元に患者支援と復旧に取り組むことができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 特定の圏域に医療機関の被害が集中したために、初動の対応を県精神保健推進室で実施したが、医療体制や衛生に関する相談を直接圏域内で行えるよう、対応を繋ぐ時期等について、保健所と検討を行う必要があった。
- ・ 医療機関側の担当者を決めて対応していたが、組織の統一した意見として対応することが非常時で難しい場面もあり、対応に苦慮したこと也有った。県精神保健推進室では常に情報共有を行っていたため、統一した対応を行うことができた。

(3) 特別な医療等を必要とする在宅療養者の支援

イ 在宅療養者への支援

○ 被害の状況や動き

宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル・ガイドラインにおいて、フェーズ0（災害発生後24時間以内）の活動として、緊急を要するケースの安否確認（保健所職員が担当するケース）と定められている。また避難行動要支援者の避難行動支援は市町村が主体となり行うこととなっているが、市町村の取り組み状況に差があるため、県の協力が必要とされる。

発災前の取組としては、県と宮城県神経難病医療連携センター（作成当時）により、難病患者の災害時への備えを支援するために「災害時対応ハンドブック」を作成したほか、各保健所では、在宅人工呼吸器装着者を対象とした災害時の安否確認台帳の作成を行うとともに各難病等患者における個別の「災害時対応ハンドブック」作成を支援し、市町村や支援関係者との連携体制づくりを行っていた。さらに県では、市町村からの依頼により、特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費の受給者等の情報を提供し、各市町村の避難行動要支援者名簿への難病患者等情報の掲載に協力している。

○ 対応

発災前に厚生労働省から事前準備喚起があり、各保健所・支所に周知した。

10月13日に災害救助法の適用となり、停電地域を管轄する保健所（仙南、岩沼、黒川、大崎、石巻）に被害状況を確認し、厚生労働省に報告した。15日には全保健所の被害状況を確認した。

在宅療養者の安否確認をしたところ、指定難病・小児慢性の医療費受給者のうち持続的に人工呼吸器を装着している方に被害はなく、また避難勧告が出された段階で病院に避難した患者がいたほか、停電等のため一時的に発電機で対応した患者がいた。

仙南保健福祉事務所では、10月13日に指定難病のALS患者のうち在宅人工呼吸器装着者2名について安否確認を行い、停電の発生なく、非常電源の備蓄も問題ないことを確認している。また、小児慢性特定疾病患者については、3名について安否確認を行い、停電の発生がないことを確認している。

仙台保健福祉事務所では、事前に停電時の対応や避難方法等について電話確認するとともに、10月13日には家族等に電話し、全員療養生活に支障がないことを確認した。

在宅療養者への支援に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 患者家族の自らが災害に備えた準備を行っていたため、停電時の発電機の使用や、速やかな避難行動をとることができた。

- ・ 各保健所において、在宅人工呼吸器装着者等を対象とした災害時の安否確認台帳を整備していたため、速やかな安否確認を行うことができた。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 患者家族や支援関係者と共に、災害時に備えた準備状況を確認し、バッテリーや発電機の状況、避難時に持ち出す物品、緊急避難先や移動手段の確認等を定期的に行う必要がある。また、「災害時対応ハンドブック」の個別作成支援が効果的と考えられる。
 - ・ 各保健所による、在宅人工呼吸器装着者等を対象とした安否確認台帳について、定期的に見直し、最新情報にしていくことが必要である。患者家族に連絡がつかず、安否確認に時間を要したケースがあったことから、訪問看護師やケアマネジャー等の支援関係者への確認も必要。
 - ・ ALS 患者を中心とした在宅人工呼吸器装着者を対象とした安否確認台帳を整備しているが、他疾患で人工呼吸器以外の電源確保が必要な患者も含む台帳整備が必要と考える。新規申請時及び更新時、定期的な患者登録システムの検索など、適時に必要な情報を把握し台帳を更新できるような体制を検討する。
 - ・ 県では、各市町村における避難行動要支援者の個別計画の策定状況を確認するとともに、その策定を支援することが必要である。

(4) 子育て・要保護児童支援対策

イ 要保護児童等の支援

○ 対応

台風の接近に備え、要保護児童が入所する児童福祉施設に対し、被害が発生した際には、県又は仙台市の施設担当課及び児童相談所に連絡するように、事前にメールをした。台風通過直後、メールによる報告が困難な施設も見込まれたことから、各施設に電話で被害状況を聞き取ったところ、各施設とも入所児童や職員の人的被害はなかったものの、母子生活支援施設1カ所で屋根の一部が吹き飛ぶ被害が、また、複数の施設で雨漏りなど軽微な被害等があった。

里親とその委託児童、県外の措置施設及びその入所児童については、各児童相談所において状況を確認。一部の里親宅において、床下浸水や敷地、田畠等への浸水被害があったものの、人的被害はなく、児童の養育上、支障がないことを確認した。

避難所等で生活する被災した子どもについては、急激な生活環境の変化や今後の生活の見通しなどによる心身の健康への影響を考慮し、子どもの心のケアに関する相談窓口を、県子ども総合センター及び各児童相談所に設置した。特に被害が大きかった丸森町の保育園や認定こども園については、県子ども・家庭支援課及び子ども総合センター職員が個別に訪問し、相談窓口を記載したチラシを配布し、子どもの様子を注意深く見ていただくとともに、気になる子どもがいた場合は相談窓口を紹介いただくよう依頼した。県児童相談所においては、避難所等で生活する要支援児童やその保護者を必要に応じて訪問するなどの対応を行った。措置児童の親権者が被災した場合に備え、利用者負担の軽減措置の取扱いを定め周知した。

要保護児童等の支援に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 特に被害の大きかった地域の保育所及び認定こども園を再開に合わせて、職員が訪問し、被

害後に見られる子どもの特徴や相談窓口を記載したチラシを配布するなど、相談ニーズが生じる前に必要な情報提供を行ったこと。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 県の他機関（精神保健福祉センター）でも被災後の子どもの特徴及び相談窓口に関するチラシを配布しており（記載内容及び窓口は同一），被災地域では同一内容ではあるが、複数種類のチラシが配布されたことから、混乱を来たしたおそれがある。

今後は混乱を来さないよう、配布チラシを統一することが望まれる。

ロ 施設の状況把握や復旧支援等

○ 対応

(イ) 児童福祉施設の被害状況等の把握

a 施設の被害状況

児童福祉施設の被害状況及び施設の休止状況については、台風発生直後から各保健福祉事務所を通して調査を行った。床上浸水 13 棟をはじめ、床下浸水や園庭への土砂流入など、40 棟で建物、設備被害が確認され、被害額は 322,040 千円に上った。

b 保育所運営状況

県内の保育所の運営状況について、10月18日時点では3か所が休園を余儀なくされ、うち2か所で代替保育が実施されていたが、2月28日時点では、1か所で仮設園舎による代替保育が実施されている。

(ロ) 児童福祉施設等の復旧支援

児童福祉施設の施設被害状況の調査結果を踏まえ、被災した施設の復旧支援のため、災害復旧事業費を11月補正予算に計上したほか、災害復旧費の国庫補助対象外となる経費について全国知事会から国に対して補助対象とすること等の要望を行った。児童福祉施設の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議については、国から10月18日付で発出された通知を受け、県は、市町村等に協議通知を発出した。その後、児童福祉施設の災害復旧に関する国庫補助の協議手続等について市町村等に周知を行った。

特に丸森町では町中心部の認定こども園が床上浸水したことにより、系列園へ仮設園舎を建設し、代替保育を実施している。

一方、国補正予算の成立により、2月4日付で国から県宛てに設備復旧支援事業の実施が通知されたことを受け、同日付で市町村等に通知を行っている。

【子育て支援事業設備等復旧支援事業の補助予算額】

予算年度	区分	施設数	補助予算額
令和元年度	保育所	13	10,710 千円
	認定こども園	1	600 千円
	小規模保育所	1	200 千円
	児童館・児童センター	2	4,000 千円
	計	17	15,510 千円
令和2年度	保育所	1	160 千円
	認定こども園	1	2,000 千円
	計	2	2,160 千円

【被災私立保育所等整備支援事業の補助予算額】

予算年度	区分	施設数	補助予算額
令和元年度	認定こども園	1	198,173 千円
令和2年度	保育所	7	25,033 千円

(ハ) 保育料の減免等

保育所等の利用者負担額については、各市町村において子ども子育て支援法施行令第24条に基づき減免が行われている。このほか、国は補正予算の成立を受け、公立施設等を対象とする災害臨時特例補助金交付事業を実施することとし（国一市町村の直接事業），2月6日付けで県宛てに通知を発出した。県はこれを受け2月7日付けで市町村宛てに周知している。

施設の状況把握や復旧支援等に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 事前に様式を整備し、伝達訓練を実施していたことにより、保健福祉事務所との連絡体制が比較的容易であった。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 児童福祉施設の被害状況報告は、各市町村から保健福祉事務所を経由して主務課室に報告するものと、保健福祉事務所を経由せず直接主務課室に報告するものとが混在し、被害状況の早期の把握が十分にできなかったことが反省点として挙げられる。今後は、被害状況の早期の把握のため、報告の方法について十分な周知を図ることが必要と思われる。

4 心のケア対策

○ 被害の状況や動き

保健所を通じて避難所において急を要する精神科医療対応がないか確認したほか、県精神保健福祉センターによる被災町訪問、県保健師派遣による状況確認を行った。DMATより、薬を持たずに避難してきた精神疾患患者について情報提供があったことなどから、DPAT派遣を行うこととした。発災直後の急を要する精神科医療対応が落ちていた後も、災害のストレスによって精神保健福祉に関する問題が生じる可能性があるため、引き続き県精神保健福祉センター職員で構成した心のケアチームにより、住民及び支援者を対象に支援を行った。

さらに被災の影響や環境の変化により心身に不調を感じる被災者が出てくる可能性もあることから、災害ホットラインを開設した。

○ 対応

イ DPAT派遣

10月21日～11月12日の間、被害の大きかった丸森町を中心に週1～2回DPATを派遣し、健康調査やDMAT避難所スタッフからの紹介による診療及び相談対応や、避難者支援に当たる役場職員の心理的サポートやラインケアの体制づくりなどの支援を実施した。

ロ 心のケアチーム活動

11月13日～12月25日の間、県全域を対象に、県精神保健福祉センター職員で構成した心のケアチームによる相談対応及びスーパーバイズ等を実施した。

仙台保健福祉事務所では、第一次健康調査の結果、身体症状や不眠・不安等メンタルの不調による要支援者188人に対して、町と保健所により訪問や電話等により支援を実施した。また11月27日に心のケアチームの派遣を依頼したことにより、要支援者5名の支援方針や被災住民への心のケア（啓発普及等）の助言が得られ、対応の方向性が明確になった。

ハ 災害ホットライン（こころの電話相談）の実施

台風被害により気分の落ち込みや不眠など、心身に不調を感じる被災者の方の電話相談を10月15日～令和2年3月末まで実施した。

ニ 各保健福祉事務所の対応

仙南保健福祉事務所では、丸森町民のメンタル支援として各避難所巡回相談を行ったほか、丸森町から町職員のメンタル支援についての要望があったため、DPATと町人事係、保健所、応援保健師で協議し、相談コーナーを開設する等隨時対応した。

大郷町の支援をしていた仙台保健福祉事務所では、第一次健康調査の要支援者のうち避難者の方について支援者間で共有し、災害支援ナースや公立黒川病院看護師等の協力を得ながら、見守りや支援を続けた。また健康調査後のフォローとして、在宅被災者や応急仮設住宅を全戸訪問し見守りを行った。

北部保健福祉事務所では、県精神保健福祉センターから助言を受けながら、市町からの相談対応を行った。

心のケア対策に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 被災市町の状況に応じ、被災市町を管轄する保健所と連携しながら、住民への相談対応や支援者への技術的支援を行うことができた。
- ・ 大勢の県外保健師及び県内の市町保健師、県内保健所保健師等に応援いただき、被災者の健康調査を早期に終えたことで、ニーズの把握や支援の調整等をタイムリーに行なうことが出来た。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 県保健師派遣等による状況確認にてDPAT派遣を決定したが、まずDPAT先遣隊を派遣し状況確認をするという方法もあった。県内へのDPAT派遣の基準を明確にするとともに、いつでも活動できるよう平時からの体制整備が必要である。また、DMAT等との連携について確認しておく必要がある。
- ・ 要支援者への継続した支援の結果、支援終了となった対象者も多いが、生活環境の変化や今後の自宅再建等への不安等、状況等に応じた心のケアは今後も継続していく必要がある。引き続き、心のケアを要する対象者への個別支援を継続するとともに、地域精神保健活動として、住宅、生活困窮、町づくり等と連携し、総合的に事業を展開していく必要がある。

○ 関連資料

○宮城DPAT活動延べ件数

	10月 21日	24日	28日	31日	11月 6日	12日	計
診察	1	2	0	1	2	2	8
うち薬処方	0	0	0	0	0	0	0
面接	0	1	0	0	0	0	1
支援者の活動等への助言等	3	2	5	1	1	4	16

第3節 被災者への支援

1 相談窓口の設置

(1) 県の相談窓口の設置等

- 被害の状況や動き

[相談活動]

大規模な災害時において、県民等からの県の業務に関する各種問い合わせや相談等に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

- 対応

[相談窓口の設置状況]

発災後から行政庁舎1階「県民相談室」及び仙台を除く県内6か所の合同庁舎にある「県民サービスセンター」において各種相談に対応した。

10月17日に、各担当課所での相談対応の状況を確認し、10月18日から県ホームページ上に各種相談窓口のお知らせを掲載した。

以降、相談窓口が整った課所を随時ホームページに追加掲載し、12月末までに15項目の相談窓口を案内するとともに、県民に分かりやすくするため、各種相談窓口のページは担当課所の連絡先を知らせるだけでなく、制度の概要や関連情報が確認できるよう担当課所のホームページにリンク設定するなど、内容の充実に努めた。

県の相談窓口の設置等に関する検証

○ 評価できる点

- ・ ホームページ上では、担当課所のホームページにリンク設定するとともに、専門性を要する相談については、内容に応じ適切な窓口に取り次ぎ、県民等の要請に対応した。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 相談窓口設置等の情報収集を迅速に行い、速やかにホームページへの掲載を行う必要がある。

○ 関連資料

[各種相談窓口]

相談内容	担当課所等
こころの健康相談（災害ホットライン）	精神保健福祉センター
子どもの心のケアに関すること	子ども総合センター、中央児童相談所、北部児童相談所、東部児童相談所、東部児童相談所気仙沼支所
「令和元年台風19号による災害」に係る令和元年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の申請手続について	企業復興支援室、商工金融課、食産業振興課、農業振興課、水産業振興課、水産業基盤整備課、林業振興課
グループ補助金で復旧した施設・設備に被害を受けた場合の手続について	企業復興支援室、商工金融課、水産業振興課、食産業振興課
制度融資に関する相談（中小企業向け）	商工金融課
中小企業者の経営相談	中小企業支援室

外国人県民生活相談	国際企画課
台風19号による豪雨等に伴う営農相談窓口	農業振興課
台風19号被害に関する住まいの情報	住宅課
県立高等学校の授業料の減免 高等学校等育英奨学金の相談	高校教育課
司法書士による「無料電話相談」	日本司法書士会連合会事務局
被災者無料電話相談	仙台弁護士会
令和元年台風19号による災害により被害を受けられた皆様へ	(一社) 日本損害保険協会
台風19号等被災女性のための臨時ダイヤル	(公財) せんだい男女共同参画財団

(2) 台風関連情報の案内・広報

○ 被害の状況や動き

災害発生等非常時における情報提供に備え、県のホームページやテレビ、ラジオなど広報媒体の活用とその方法について、府内向けのマニュアル等で周知している。

○ 対応

各種相談窓口の案内・広報

東日本台風の接近に伴う被害が予想されていたため、あらかじめ（10月11日）、相談対応可能な課所から順次相談窓口として案内するとともに、大雨特別警報が発令された後、県のホームページを災害用トップページに切り替え「令和元年度東日本台風関連情報」として項目と担当課所を掲載、随時更新することとした。このため、県ホームページの「重要なお知らせ」への掲載希望に対し、内容を確認して掲載の可否を決定し受け皿となる基本ページを作成した。

実際には、10月15日から相談窓口の連絡先の他、制度の概要や関連情報など対応が可能となった担当各課所のページへのリンク付けを行った。以降、相談窓口の準備が整った課所から随時ホームページに追加掲載した。あわせて、各種相談窓口の設置について報道機関に発表し、新聞、テレビを通じて広報を行った。

また、平行して10月19日から、県政ラジオ放送「県からのお知らせ」（東北放送、エフエム仙台）とデータ放送（宮城テレビ）で相談窓口の広報を行い、その他、新聞紙面（5紙）や「みやぎ県政だより」の「県からのお知らせ」においても情報を掲載するなど、県の広報媒体を活用し、あらゆる方々に常に新しい情報等を提供するよう努めた。

台風関連情報の案内・広報に関する検証

○ 評価できる点

- 相談窓口をホームページに掲載することで、県庁内においても各種支援制度や担当課所についての情報を共有することになり、相談が多く寄せられる課所では他の制度等の問合せがあつた際の参考とすることができた。

○ 関連資料

イ ホームページ関係（CMS）

- トップページの重要なお知らせ掲載

台風に伴う重要なお知らせへの掲載希望に対し、内容を確認して掲載可否を決定。受け皿と

なる基本ページを作成し、掲載する担当課のページへのリンク付け。

令和元年東日本台風号関連情報

応急仮設住宅の相談受付の開始について（東日本台風関連）

令和元年台風第19号災害義援金について（東日本台風関連）

宮城県災害ボランティア情報（東日本台風関連）

令和元年台風第19号に伴う災害援助のために使用する車両の取り扱い（東日本台風関連）

各種相談窓口のお知らせ（東日本台風関連）

災害ゴミの受入れについて（東日本台風関連）

□ 新聞、ラジオ等の媒体関係

東日本台風（10月12日上陸）に関連する情報等を、お見舞いの言葉と合わせて、既存の媒体の中で「お知らせ」として発信した。

(イ) 新聞紙面「県からのお知らせ」（河北、読売、朝日、毎日、産経）第1日曜日

	11月3日	12月1日	1月5日	2月2日	3月1日
災害義援金の受け入れ	○	○	○	○	○
中小事業者の特別相談窓口	○	○			
中小企業等グループ補助金			○		
こころの相談電話「災害ホットライン」	○	○	○	○	○
県税の減免		○	○	○	○
許認可などの有効期間の延長			○		
被災者生活再建支援制度				○	○

(ロ) 県政ラジオ放送「県からのお知らせ」

東北放送、エフエム仙台 10月19日から、現在まで放送。各項目4回程度放送。

- ・台風19号の被害により避難されている皆様へ
- ・台風19号の被害に便乗した悪質商法に注意
- ・台風19号被害中小事業者の特別相談窓口開設
- ・中小企業等グループ補助金
- ・被災市町任期付き職員の募集
- ・被災者生活再建支援制度

(ハ) みやぎ県政だより

- ・ 1・2月号（1月1日発行号）、3・4月号（3月1日発行号）で、「東日本大震災のお知らせ」と合わせて掲載。
- ・ 11・12月号は校了後（10月9日）のため掲載なし。

(3) 男女共同参画に関する相談対応

○ 被害の状況や動き

みやぎ男女共同参画相談室（電話相談・面談相談、相談者の性別は問わない）

男女共同参画に関する諸問題について、県民が気軽に相談できる窓口として設置し、他機関との連携を図りながら適切な助言等を行っている。

○ 対応

(公財)せんだい男女共同参画財団が「台風19号等被災女性のための臨時ダイヤル（電話相談）」を開設（11月18日～令和2年2月21日）した。その広報に併せ、「みやぎ男女共同参画相談室」のリーフレットを市町村（避難所）へ送付し相談窓口の周知を図った。（11月26日発送）

男女共同参画に関する相談対応に関する検証

○ 評価できる点

- ・被災のショックや避難生活のストレス等で心が疲弊した時、その不安や悩みを話せる相談窓口の存在を改めて周知することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・東日本大震災の教訓から、避難所や仮設住宅での長引く避難生活の影響によるストレスの高まりなどから、被災者が様々な不安や悩みを抱えることや、配偶者やパートナーによる暴力が生じることなどが懸念される。引き続き、災害時においても男女共同参画に関する諸問題について性別を問わず相談対応していくとともに、「みやぎ男女共同参画相談室」の存在を広く県民に周知していく。

2 生活救済・再建のための主な資金制度

(1) 生活再建支援制度

○ 被害の状況や動き

イ 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援法（以下、「支援法」という。）に基づき、被災者生活再建支援法施行令（以下、「支援法施行令」という。）第1条に基づく自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金（以下、「支援金」という。）を支給する。

ロ 支援法の適用について

支援法を適用するためには、東日本台風による被害が、支援法施行令第1条に定める要件に該当するものかどうか確認し、内閣府と調整の上、公示する必要がある。

なお、支援法の適用判断は、被災世帯数に拠る。

○ 対応

10月13日～22日

ヘリテレ等の情報により、丸森町、大崎市などで甚大な被害が発生していることが確認出来たため、支援法施行令第1条に定める被害が発生していないかMIDORIにより確認した。

10月23日

MIDORIにより、被災者世帯数が確認出来たのは、2市6町に留まっていたため、10月23日付け事務連絡により、把握出来ている被災世帯数を早急に報告するよう県内市町村に勧奨した。

10月24日

角田市、丸森町、白石市、柴田町、大崎市、石巻市から、支援法施行令第1条に該当する被害報告が有り、上記市町に個別適用する方針で内閣府と調整を開始した。しかしながら、この

段階では推定値による報告も混じっており、被害実態の下振れリスクについては否定できない状態であった。

10月26日

MIDORIにより、仙台市、白石市、大崎市、大郷町併せて126世帯以上の全壊被害が確認出来た。このため、県内全域に支援法を適用する方針で内閣府と調整を開始した。

10月29日

内閣府との調整が完了し、同日17時に県内全域に支援法を適用する旨の公示を行った。

生活再建支援制度に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 事務連絡により、被害状況の確認と内閣府との調整が比較的スムーズに行われた。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 事務連絡の発出タイミングを前倒しすべきである。
MIDORIへの入力が、支援法適用に結びついている意識を被災市町村に持ってもらい、県への被害状況報告のウェイトを高める必要がある。

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金

○ 被害の状況や動き

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給するとともに、災害援護資金の貸付けを行う。（東日本台風における災害障害見舞金の支給実績はない。）

イ 災害弔慰金

災害により死亡した場合、その遺族に弔慰金を支給するもの。

ロ 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、見舞金を支給するもの。

ハ 災害援護資金

災害により住居や家財に被害を受けた場合や世帯主が負傷した場合に、生活再建のための資金を貸付けるもの。

○ 対応

東日本台風が災害救助法の適用となっていることから、10月17日、県内市町村（災害援護資金においては仙台市を除く。）に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付ができることについて、メールにより周知した。また、10月21日に開催した災害救助法の適用に係る市町村説明会においても事務取扱等を周知した。

表3-3-1 支給状況・貸付状況

イ 災害弔慰金・災害障害見舞金 (3月31日時点)

区分	支給件数(件)	支給済額(千円)	備考
災害弔慰金	16	47,500	9市町分
内 生計維持者	3	15,000	
訳 その他	13	32,500	
災害障害見舞金	0	0	
内 生計維持者	0	0	
訳 その他	0	0	

ロ 災害援護資金 (3月31日時点)

区分	支給件数(件)	支給済額(千円)	備考
災害援護資金	36	53,488	11市町分
内 仙台市以外	35	52,988	
訳 仙台市	1	500	

災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 発災後、市町村に対して速やかに災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付の概要を含めて周知したため、関係市町からの問い合わせ内容にもスムーズに対応できた。さらに、これまでの東日本大震災での対応事例も参考となって、関係市町との情報交換も図られた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 災害弔慰金及び災害障害見舞金については、支給について申請期限の定めがないことから、関係市町の支給状況を確認し、県として適切に対応する必要がある。
- ・ 災害援護資金については、据置期間を含めた償還期間が長期に及ぶことから、貸付を行った市町における債権管理や償還事務の処理が適切に行われるよう、県が関係市町に対して支援を行っていく必要がある。

(3) 生活福祉資金の特例貸付

○ 被害の状況や動き

国からの通知（「生活福祉資金貸付（福祉資金「緊急小口資金」の特例について（令和元年10月25日付け社援発1025第10号厚生労働省社会・援護局長）を受け、県社会福祉協議会では、東日本台風により被災した世帯に対して、当座の生活費として生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付を実施した。

○ 対応

イ 実施内容

- ・ 受付期間 11月11日から令和2年3月31日
- ・ 受付窓口 各市町村社会福祉協議会

- ・貸付金額 原則として 10 万円。ただし、世帯員の中に被災により死亡者又は要介護者がいる等の場合は 20 万円。
 - ・据置期間 貸付の日から 1 年以内
 - ・償還期限 据置期間経過後 2 年以内
 - ・貸付利子 無利子
- 貸付実績 63 件 810 万円（2月 29 日時点）

生活福祉資金の特例貸付に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 災害時の緊急的対応であることから、借り入れの申し込み方法又は借入申込者の確認など貸付手続きについて特例措置が講じられたこともあり、円滑で迅速な貸付けが実施された。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 儻還手続きなど債権管理を確実に行うこと、また、償還免除等の手続きについても社会福祉協議会等へ周知徹底する。

3 被災者への税・使用料等の特例措置の実施

(1) 国税・地方税に係る特例措置

○ 被害の状況や動き

県では災害を受けられた方に対して、以下のとおり、県税の減免等の制度を設けている。

イ 申告・納付等の期限の延長

災害により、申告・納付等の期限までにこれらの行為をすることができない場合には、当該納税者又は特別徴収義務者の申請により、災害のやんだ日から 2 か月以内の期間に限り、申告・納付等の期限を延長することができる。（県税条例第13条）

ロ 猶予制度

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたことにより、県税を一時に納税できないと認められる場合は、申請により 1 年以内の期間に限り、納税を猶予することができる。（地方税法第15条）

ハ 減免措置

災害により損害を受けた場合は、納税者の申請により個人事業税、不動産取得税及び自動車税について減免を行うことができる。（県税減免条例第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 7 条の 3）

○ 対応

10 月 28 日頃に国税庁が地域指定による申告・納付期限の延長をホームページに掲示したことから、県においても 10 月 31 日に県のホームページに同様の内容を掲示した。正式な告示は、国税庁が 11 月 1 日付け、県が 11 月 8 日付けで行っている。（本県の対象地域は角田市及び丸森町）

また、県政だより（1・2月号）及び県政ラジオ等により納税者向けに周知を行った。

なお、例年 11 月及び 12 月に実施している滞納整理強化月間については、被災者に対する納税相談を意識して進めた。

国税・地方税に係る特例措置に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 国税庁と同様の方針により地域指定による期限延長を行ったこと、また、正式な告示の前にホームページに掲示を行ったことにより、早期に納税者に必要な情報を与えることができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 今回の災害は 10 月に発生しており、自動車税及び個人事業税の定期賦課処理後であったことから、賦課業務では大きな支障は生じていない。

定期賦課処理前に災害が発生した場合は、公平かつ公正な賦課を行うために十分な調査が必要となることから人員の配置に課題が生じる。

また、徴収業務では、被災地域を所管する県税事務所においては、被災を原因とした滞納とそれ以外を原因にした滞納が混在し、対応に苦慮している。

(2) 被災者の権利利益の保全等

○ 被害の状況や動き

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律は、法令に係る行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種の特別措置を政令で定めることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにすることを目的に制定されたものである。

一方、県の条例等に係る行政上の権利利益の満了日の延長等に関する恒常的な条例ではなく、災害発生時に特別措置に関する条例を策定している。

○ 対応

イ 国の対応

10 月 18 日に「令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布、施行され、「令和元年台風第 19 号による災害」を特定非常災害として指定するとともに、法令に基づく行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ることとした。

これにより、自動車運転免許等の有効期限のある許認可等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期限を最長で 3 月 31 日まで延長することができることとなった。延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、延長後の満了日等については、順次各府省等の告示により指定された。さらに、薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかつた場合であっても、1 月 31 日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととされた。

ロ 県の対応

国の対応を受けて、県の条例、規則等に基づく行政上の権利利益や義務について、国と同様の措置が必要かどうかを確認するため、10 月 30 日に県庁内各課室に対して、保全等を図るべき被災者の権利利益等について照会した。

照会の結果、措置の必要性が認められたことから、条例又は規則に基づく許認可等の行政上の権利利益に係る満了日を最長で 3 月 31 日まで延長できること及び 1 月 30 日までに履行期限が到来する県の条例又は規則に基づく義務が同月 31 日までに履行されたときは、不履行について行政上及び刑事上の責任は問われないとする「令和元年台風第 19 号の被

「災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例」を制定し、12月24日に公布・施行し、あわせて、同日付けで行政上の権利利益に係る満了日の延長の措置を講じる行政上の権利利益を告示で指定した。

ハ 周知について

国や県が講じた許認可等の満了日延長等の措置を被災者に広く周知するため、県政だより（1月・2月号）に延長の措置を図る旨のお知らせを掲載した。また、1月5日の新聞各紙の「県からのお知らせ」に延長の措置を行うもののうち主なものを掲載するとともに、県のホームページに延長の措置及び免責の措置を行うものを掲載した。

被災者の権利利益の保全等に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 対象となり得る権利利益や義務について、東日本大震災の際に取りまとめたデータを基に作業を行うことにより、迅速に対応することができた。

- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 被災者の権利利益の保全等を図ることを目的とした条例については、これまで、東日本大震災及び東日本台風による被災の都度、制定してきたところであるが、今後の検討事項として、被災者の権利利益の保全等を図ることが必要な災害に恒常的に対応できる条例を制定し、当該条例において適用する災害を規則や告示に委任する規定を設けることで、災害発生時により迅速に対応することも考えられる。

(3) 障害児（者）への支援

○ 被害の状況や動き

イ 心身障害者扶養共済制度掛金

(イ) 制度概要

障害児（者）の保護者が、生存中に毎月一定の掛け金を納付することにより、万が一、死亡、又は重度障害となった時に、残された障害児（者）に終身一定の年金（1口2万円／2口まで）を支給する任意加入の共済制度

(ロ) 掛け金の減免

加入者のうち生活の困窮又は災害により掛け金の全額を納付することが困難な者に対し、当該掛け金を減額又は免除する規定を設けている。

【掛け金減免関係条例等】

心身障害者扶養共済条例第7条、心身障害者扶養共済制度条例施行規則第7条第1項第4号

ロ 障害児入所給付費等

県では、「災害による障害児施設給付費等の利用者負担の軽減に関する取扱要綱」により、被災した保護者の障害児入所給付費及び障害児入所医療費の利用者負担金の軽減措置を定めており、災害により被災した保護者の利用者負担軽減措置を行っている。

○ 対応

イ 心身障害者扶養共済制度掛金

(イ) 要綱制定

被災した加入者に対し適切な減免措置を講じるため、新たに上記条例等に定める掛け金の減免

に関する事務取扱要綱を10月31日に制定し、同日に各保健福祉事務所と各市町村に周知をした。

(ロ) 加入者への通知

掛金減免に係る通知を、加入者へ毎月送付する掛金納入通知書と同封して、11月8日に送付した。加入者からの申請は無かった。

□ 障害児入所給付費等

各児童相談所を通じて保護者の被災状況の確認・把握を行った。厚生労働省から令和元年10月16日付け「令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の取扱いについて」により、利用料の支払いの免除等について、特段の配慮を願いたい。との連絡があり、また、他の類似の制度においても、同様の連絡や措置がなされた。

従来から定めていた「災害による障害児施設給付費等の利用者負担の軽減に関する取扱要綱」について、他の類似制度と同様の適用となるよう軽減対象者、軽減適用期間、軽減申請方法の添付書類削除を行い、「災害による障害児入所給付費等の利用者負担の軽減に関する取扱要綱」と改正を行った。

障害児（者）への支援に関する検証

○ 評価できる点

□ 障害児入所給付費等

改正により、他の類似制度と均衡を図り、あわせて、申請事務の軽減も図った。

○ 課題と今後の対策の方向性

□ 障害児入所給付費等

当該要綱に該当する被災した保護者はいなかった。

(4) 精神障害者への支援

○ 被害の状況や動き

令和元年10月18日付け厚生労働省保健局保健課等連名の事務連絡により、保険者が国民健康保険、社会保険の一部の保険者については、医療機関等の窓口において口頭で被災した旨申し出ることにより、一部負担金が猶予されることとなった。

一方、一部の社会保険の被保険者については、猶予されず通常どおり一部負担金を支払わなければならぬことから、保険者の違いによる差異が生じることを防ぐため、負担金の猶予がされない自立支援医療（精神通院医療）の受給者について、一部負担金を公費で負担する。

○ 対応

イ 内容

宮城県知事発行の自立支援医療（精神通院医療）受給者証を持ち、加入している医療保険の窓口負担猶予を行わない健康保険組合等に加入している方で、東日本台風による被災された方についての、自己負担金を公費で負担する。

□ 対象者

下記A及びBのいずれにも該当し、かつ①～⑤のいずれかに該当する方

A 宮城県知事発行の自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの方

B 医療保険の窓口負担猶予を行わない健康保険組合等に加入している方

東日本台風により、次のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありません。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

ハ 適用期間 10月12日から令和2年1月31日の診療、調剤及び訪問看護

ニ 周知方法

県内の自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関、審査支払機関、県内市町村、県関係機関、岩手・福島・山形県庁へ通知し、医療機関において掲示することにより、受給者への周知を図る。

精神障害者への支援に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 公費負担実績はなかったが、被災により医療費の自己負担額の支払いが困難となる県民が、保険者の違いによる差異が生じることを防ぐための対応を、国からの通知後早急に検討し、10月中に医療機関等関係機関に周知することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 当県では、国からの通知から短期間で周知までの対応ができたが、精神科病院は仙台市に集中していることから、仙台市と同時期に対応できることが望ましい。
今回は、仙台市も同様の対応を実施したが、決定が県よりも遅かったことから、医療機関が患者対応に苦慮されたと思われる。

○ 関連資料

負担割合

イ 通常の場合

7	2	1
保険	公費	自己負担

ロ 今回の場合

(イ) 台風の被災者のうち、保険者が国民健康保険、一部社会保険の場合

7	2	1
保険	公費	保険

(ロ) 台風の被災者のうち、保険者が上記以外の場合

7	2	1
保険	公費	公費

↓ 今回増加分 ↓

(5) 国民健康保険における医療費一部負担金等の減免措置

○ 被害の状況や動き

- ・健康保険法等で定める保険医療機関における一部負担金の徴収について、災害により支払いが困難な方に対する免除、徴収猶予について発災後、国の事務連絡により周知。
- ・健康保険法等で定める療養の給付に要した費用について、保険医療機関等は保険者に請求するが、診療録等の滅失等の場合の概算による請求が行われる旨国の事務連絡により周知。
- ・国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について、国の事務連絡により周知。

○ 対応

- イ 発災後、厚生労働省等より発出される東日本台風に関連する一部負担金等の取扱いに係る事務連絡等の文書を速やかに、保険者に周知した。（35市町村、3国保組合、後期高齢者医療広域連合で一部負担金等の免除を実施した。）
- ロ 東日本台風に伴う災害の被災者に係る一部負担金等支払い猶予等実施市町村・後期高齢者医療広域連合について、随時報道機関に情報提供を行った。
- ハ 市町村等からの照会とそれに対する回答を元にQ&Aを作成し、全市町村等で情報共有した。

国民健康保険料等の減免措置に関する検証

○ 評価できる点

- ・国からの文書を收受した後、速やかに保険者へ転送できた。
- ・正確な情報を報道機関に提供することにより、広く県民へ周知することができた。
- ・疑義と回答を全市町村等で共有でき、円滑に事務を進めることができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・厚生労働省等からの事務連絡等については、今後も速やかに各保険者等に周知する。
- ・報道機関等も活用しながら県民への正確な情報の提供に努める。
- ・疑問点等を適宜整理しその結果を全市町村等で情報共有していくことにより、今後も円滑な事務の執行に努めていく。

(6) 介護保険制度の特例

○ 被害の状況や動き

イ 避難時の不携帯・遺失等の理由により被保険者証等が手元にない被保険者の取扱

介護保険制度による介護サービスの提供については、災害による緊急避難的な対応が求められるため、避難時の不携帯・遺失等の理由により被保険者証等を所持していない場合でも、住所・氏名・費用負担割合等を申し出ることで、被保険者証を提示した場合と同様のサービスを受けることが可能となった。

ロ 被災者に係る介護サービス利用料自己負担分の免除の実施

10月17日、厚生労働省からの事務連絡により、県内全市町村に対し介護サービス利用料自己負担分の免除の実施に係る意向確認を行うよう要請があった。

○ 対応

イ 避難時の不携帯・遺失等の理由により被保険者証等が手元にない被保険者の取扱

当該情報について、県ホームページ及び報道機関への記者発表等により、被災者、介護サー

ビス事業者への周知を図った。また、各市町村には、担当課宛てに電子メールを送信し周知徹底を図った。

ロ 被災者に係る介護サービス利用料自己負担分の免除の実施

厚生労働省からの事務連絡に基づき、県内の被害状況を鑑み、被災者の介護の一部負担金の免除等に係る特別対策について、保険者（市町村）の意向をとりまとめ、厚生労働省へ報告した。10月18日以降、同様の意向確認作業を行い、最終的に、10月28日12時時点において、県内すべての市町村で介護サービス利用料自己負担分支払い免除の実施を決定した。

介護保険制度の特例に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 通常時から国、県、市町村との連携がとれているため、迅速な対応につながった。

 - 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 今後、国内で同様の災害が起こることが想定されるため、災害が起こってからの対応ではなく、災害が起こる前から「災害救助法が適用された場合は、こういう対応をする。」というような事前合意があった方がよりスムーズな対応がとれると考える。
- 政府要望や全国知事会等の機会を捉えて国に要望していく必要がある。

4 被災者等への雇用支援

○ 被害の状況や動き

台風に対する宮城県の被災事業者向け支援策をまとめた「台風第19号による被災事業者支援ガイド」へ宮城労働局の各種支援策を掲載。

○ 対応

雇用保険（東日本台風等に伴う特例）

対象者：災害により事業所が直接被害を受け、休業又は一時離職した労働者

被災者等への雇用支援に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 日頃から各種事業において宮城労働局と連携しており、被災者等への各種支援策について迅速に情報収集・発信することができた。

- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 今後も宮城労働局や各種関係機関と連携を密にし、情報共有を図っていく。

5 災害ボランティア

○ 被害の状況や動き

平成16年3月に「大規模災害時における県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を県、県社会福祉協議会及びみやぎ災害救援ボランティアセンターと締結し、県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する役割等を定め、ボランティアの受入体制の整備を行った。

県地域防災計画に基づき、大規模災害時における県内外からのボランティア受入調整機関とし

て、市町村レベル及び県レベルの2段階に設置されるボランティアセンターに対し、県職員を派遣し運営を支援する体制整備を行った。

○ 対応

10月16日にボランティア活動が円滑に、安全に行われるよう支援するとともに、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と連絡調整を行う「県災害ボランティアセンター」を設置した。

イ ボランティアの受入状況

受入数 11市町ボランティアセンター 26,407人（2月29日時点）

また、県災害ボランティアセンター支援連絡会議を被災後、毎日概ね17時から実施し、支援に関して連携を図った。（10月17日以降は会議に参加希望する団体も参加）

ロ 市町村災害ボランティアセンターへの職員派遣状況

涌谷町及び丸森町に対して延べ70人を派遣（11月14日時点）

災害ボランティアに関する検証

○ 評価できる点

- 救援活動を行うボランティア活動が円滑に、効果的かつ安全に行われるよう広域的に支援し、関係機関との連携及び役割分担を行うことにより被災者の生活再建を支援することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 今回の台風被害を教訓に、ボランティアセンターの設置運営に関して更なる体制の充実を検討する。

第4節 生活必需品の確保と支援

1 救援物資の調達と供給

○ 被害の状況や動き

(1) 物資等の供給

災害救助法第4条では、災害により被害を受けた際の公的な救助について規定されている。

このうち、2～3号が救援物資の供給に関する規定である。

県では、大規模災害などにおいて、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合に、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請、調達、輸送体制など、供給の仕組みの整備を図ることとしている。

(2) 備蓄物資等による物資の調達

県では、地域防災計画に基づき、住民に対し3日分の食料及び飲料水の備蓄を呼びかけている。また県自らも、食料、飲料水及び生活必需品等について、企業等と災害協定を締結するなど、災害時に被災者に迅速に必要な物資を提供するための体制を整備している。

他に、国のプッシュ型支援や義援物資、全国知事会等から調達する。

(3) コンビニエンスストアとの調整

県では、被災地から食料等の供給要請があることを想定し、「災害時における物資の調達等に関する協定」をコンビニエンスストア3社と締結している。

県災害対策本部設置後、10月13日8時に、協定締結2社（3社のうち1社は仙台市とも協定を締結しており、仙台市も被災しているため、その1社を除く2社へ連絡）に対して要請があった場合の対応について事前確認を行い、供給要請に備えた。

○ 対応

(1) 避難所等への物資の調達・供給

発災後、10月13日に丸森町からの物資要請を受け、速やかに災害協定締結先である宮城県生活協同組合連合会（以下、「県生協連」という。）に対し、丸森町への食料及び飲料水等の配達を要請するとともに、県トラック協会を通じて県の備蓄物資である毛布を配送した。

丸森町では、河川の堤防決壊や内水氾濫の発生により、役場庁舎付近一帯が浸水しており、業者が直接避難先まで物資を届けることが困難であったため、トラックで配送可能な最寄り地点まで運送し、その後、自衛隊のゴムボートで避難先まで運ぶこととなった。この際、運搬業者と役場職員との合流地点が分かりにくかったことに加え、丸森町内で電話がつながりにくい状況であったため、受け渡しに多くの時間を要した。その後、役場周辺の浸水状況の解消や電話回線の復旧等により、物資の供給が正常に行われるようになった。

避難所の開設が長期に及んだ4市町（丸森町、角田市、大崎市、大郷町）においては、発災当初から、食料品や飲料水のほか、衣料品や生活用品、家電製品等の要請があったため、災害協定先であるホームセンターや総合スーパー等への要請件数が増加していった。そのため、県では、各市町への調達をスムーズかつ効率的に行うため、毎日2回、指定様式にて物資の要請を受け付ける運用を開始した。

発災から一定期間経過後は、食料品や飲料水等に関しては、企業等からの義援物資や地元商工会等との協定により、市町が独自に調達できる状況となっていたが、避難所生活の長期化に伴い、感染症予防のためのマスク、手指消毒スプレーなどの医療品や、寒さ対策のための防寒具、暖房器具等に関しては、国や県に対し各市町から断続的に要請があった。

避難者数が最も多かった丸森町では、役場付近の町民体育館を物資倉庫として活用していたが、調達量が膨大になるにつれ、倉庫内の管理業務を行う人手が不足したほか、専門知識がない職員やボランティアが従事していたことから、非効率的な管理体制となっていた。そのため、県が災害協定に基づき物流専門家を派遣したほか、丸森町が直接、倉庫管理業務を物流業者に委託することとなった。

丸森町では、道路の寸断により孤立世帯が発生したため、自衛隊のヘリコプターを活用した物資輸送も行われた。

(2) 国のプッシュ型支援への対応

発災直後から、随時、内閣府や経済産業省等からリエゾンの派遣を受けたことに伴い、それまで市町から県に対して要請があった物資リストを共有の上、被災地への迅速な物資供給に向け、国と県とで調達する物資の仕分けを行った。

その後は、適宜、国のリエゾンと現地の需要状況について情報交換を行いながら、県の防災協定では調達困難な物資（段ボールベッドや暖房機器等）や、短期間に大量調達が必要な物資（消毒薬、土のう袋等）について、国のプッシュ型支援を活用し調達を行った。

発災から一定期間経過後は、被災自治体に派遣された国のリエゾンと県のリエゾンが、現地で直接調整を行うケースもあった。

(3) 義援物資への対応

発災当初より、県内外の企業や団体等から支援物資の提供申出があったため、その都度、各市町に情報提供を行い、必要に応じてマッチングを行った。品目は多岐にわたり、食料品や衣料品をはじめ、家具、家電、車両リースなどの提供があった。

(4) 関係者間の連携

今回の災害では、県トラック協会や県倉庫協会からのリエゾン派遣は行われなかつたため、物資の運搬に関する要請や必要な調整の際は、主に電話とメールによるやり取りとなつた。

県トラック協会については、主に県の圏域防災拠点の資機材の運搬や県によるプッシュ型支援（食料品、毛布）の運搬を行つた。

県倉庫協会については、県の備蓄倉庫に保管してある毛布の搬出、運搬に関し、県トラック協会と連携して調整を行つたほか、体育館を物資倉庫として使用していた丸森町からの依頼を受け、倉庫管理業務に精通した物流専門家の派遣を行つた。

(5) コンビニエンスストアからの調達

発災後、10月15日午前、本部事務局より丸森町の避難所へ避難した被災者に提供する食料供給について要請（要請内容：おにぎり1,000～2,000個、丸森町へ即日配送）があり、1社が対応可能との回答、供給を依頼。当該コンビニエンスストア・本部事務局と調整を図りながら、要請のとおり、おにぎり2,000個を同日18時頃、丸森町避難所（丸森町町民体育館）に配達した。

救援物資の調達と供給に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 発災直後の事前確認を行つたことにより、迅速な対応に繋がつた。
- ・ 協定先コンビニエンスストアの全面的な協力により、非常に困難な供給依頼であったにも関わらず、要請どおり食料調達をすることができた。
- ・ 配送について、当該コンビニエンスストア・本部事務局と迅速に連絡調整を行い、要請のと

おり夕食時間帯（18時頃）に食料を現地に供給することができた。

表3-4-1 県（災害協定締結先）による主な調達物資一覧

品目	数量
食料品（おにぎり、菓子パン、レトルト食品等）	14,820 食
飲料水（水、お茶、スポーツ飲料）	7,500 本
衣料品（スウェット、下着、防寒着等）	2,270 着
靴下	780 足
靴（スニーカー、長靴、スリッパ等）	1,442 足
手袋（軍手、ゴム手袋）	3,750 双
紙類（ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）	2,920 個
マスク	20,000 枚
おむつ（大人用、子供用、介護用）	454 パック
ホッカイロ	1,680 個
仮設トイレ	46 基
簡易トイレ	1,500 個
タオル（バスタオル、フェイスタオル等）	2,500 枚
毛布（県備蓄物資）	1,500 枚
寝具類（布団、シーツ、マットレス等）	630 枚
土のう袋	16,000 枚
ブルーシート	2,050 枚
電化製品（洗濯機、掃除機、ストーブ、電子レンジ等）	301 台

表3-4-2 国（内閣府、経済産業省）による主な調達物資一覧

品目	数量
ハイター（消毒液）	300 本
仮設トイレ	20 基
タオル	1,500 枚
段ボールベッド	460 台
パーティション	1,130 枚
土のう袋	60,000 枚
電気毛布、カーペット	125 枚
加湿空気清浄機	33 台

2 燃料の確保

○ 被害の状況や動き

(1) 燃料等の供給（全国）

県内全域で燃料供給が滞るような大規模な災害が発生した場合、県危機対策課と石油連盟が平成25年に締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、石油元売り会社から直接燃料の供給を受けることを想定し、供給対象の「重要施設（医療機関や警察・消

防など県が定める施設)」の情報を関係機関で事前に共有し、有効に運用することを定めている。

重要施設の情報共有については、平成28年度から石油連盟が運用を開始した「災害時情報収集システム」が活用可能。このシステムを通じて政府災害対策本部に対し重要施設への給油(ガソリン・重油・軽油等)要請を実施する。

(2) 燃料等の供給(県内)

県内で対応が可能な局地的な災害を中心に、県危機対策課と県石油商業組合・県石油商業協同組合(以下、「石商」という。)が平成27年に締結した「災害時における支援に関する協定」に基づき、ガソリンスタンドの稼働状況の提供、緊急車両や重要施設等への燃料優先供給を受けることを想定している。

【参考】関係団体について

- ※ 石油連盟は、日本の石油精製・元売会社11社を会員として構成する基幹的産業団体。
- ※ 県石油商業組合は、業界全体の中小企業者を代表する、公益的な性格を有する組織。県石油商業協同組合は、事業者の経営の合理化と取引の改善を図るための組織(組合員の経済的地位の向上促進等)。なお、両組合は所在地・代表者・職員が同一の2枚看板の組織。

○ 対応

10月15日から、丸森町内へ、発電機や重機、ボイラーに使用するガソリン・軽油等の供給支援を行った。

災害時における支援協定を締結している石商から、丸森町内で営業しているガソリンスタンド(以下、「GS」という。)の紹介を受け、当該GSと供給方法(時間・場所・給油容器等)についての調整を行った。具体的な対応は以下の通り。

なお、町中心部から集落への道路が寸断されていたため、集落への運搬は伊具高校グラウンドから自衛隊のヘリコプターで実施。

(1) 発電機用ガソリンの供給(10月15日～16日)

停電及び断水した丸森町内の3つの集落において飲料水を確保するため、東北電力から井戸水汲み上げ用ポンプを稼働するための発電機の提供申し出があった。この燃料として県災害対策本部経由で、当初軽油2000ℓの調達依頼があった。石商と調整を行い、丸森町内で稼働しているGSの紹介を受け、詳細の調達方法はGSと直接調整した。

避難所への道路が寸断されていたため、ヘリコプターの発着点となった町内の伊具高校グラウンドへ小型タンクローリーで直接運び、ドラム缶への給油前提で調整していたが、県災害対策本部より、「発電機の燃料は軽油ではなくガソリン」との訂正の連絡があった。

危険性の高いガソリンの場合は、グラウンドでの移し替えが不可であることから、GSでの携行缶への給油が前提となつたため、大河原地方振興事務所と調整し、事務所で調達可能な携行缶の他、不足分は災害協定を締結しているホームセンターから購入し、丸森町内の給油所からガソリン計2280ℓを携行缶に給油し、伊具高校へ運搬した。

しかし、東北電力から供給される予定の発電機がヘリコプターの発着が可能な夕方までに到着せず、翌日、自衛隊のヘリコプターでガソリンを運搬した。

(2) 重機用軽油の供給(10月16日)

丸森町から県災害対策本部経由で、孤立集落の地域住民が道路啓開を行うための重機燃料として、軽油400ℓと混合油を調達して欲しいとの要請があった。

15日の対応と同様に、石商に確認の上丸森町内のGSと直接調整した。伊具高校からヘリコプターで運搬するため、伊具高校グラウンドにて小型タンクローリーからドラム缶へ給油することとし、混合油は別途確保し、ドラム缶と併せて伊具高校へ運搬した。

なお、ドラム缶は県の防災拠点から運搬し、伊具高校での給油時には、県から町に派遣されているリエゾン2名が立ち会うこととした。15時までにドラム缶への給油が完了し、ヘリコプターでの運搬を行った。

(3) ボイラー用軽油の供給（10月19日～21日）

県農業政策室より、孤立集落の家畜飼育に用いるボイラー用燃料として、軽油200ℓの調達依頼があり、石商経由で、丸森町で対応可能なGSの紹介を受けた。GSと調整した結果、容器は県側で調達の上、給油自体は前回同様に対応可能であることを確認。結果的に給油及び運搬は21日に実施された。

燃料の確保に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 6月の防災訓練で、石商の担当者と訓練対応していたことから、円滑な調整が出来た。日頃からのコミュニケーションが重要であると実感した。
- ・ 被災した丸森町で稼働しているGSに早い段階で連絡を取れたことや、地方振興事務所への現地対応の依頼などの役割分担が円滑にできたことにより、適時適格な対応ができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 10月15日に依頼があった発電機用燃料について、軽油の調達の指示により調整を進めていたが、必要な燃料がガソリンであったため、調整に時間を要し、関係者に余計な手間をかけさせる結果となり、場合によっては混乱を生じさせる可能性があったと思われる。ガソリンとその他の油種については取扱いにあたっての危険性が全く異なるため、正確な情報の伝達に十分注意する必要がある。

3 義援金、寄附金の受付と配分

(1) 災害義援金

○ 被害の状況や動き

イ 業務概要

災害義援金（以下、「義援金」という。）は、被災した方への支援として寄せられるもので、県地域防災計画に「大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、県及び市町村は、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に配分する。」と規定されている。

県の「受入れ」の業務は、義援金の受入れ窓口を決定するとともに寄せられた義援金を受納し配分が決定するまで保管すること、「配分」の業務は、迅速性・公平性・透明性の確保を図り、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金配分委員会」を設置して義援金総額や被害状況等を考慮し、配分基準を協議、決定の上、被災者への支給を行う市町村に適切かつ速やかに配分を行うことである。

○ 対応

イ 受入れ体制の確立

10月15日、台風による大雨による県内の被害状況から、今後、義援金が寄せられることが予想されたことから、県災害対策本部として3月31日まで義援金を受入れすることを決定した。受入れ決定に向けては、義援金受入れ団体である日本赤十字社宮城県支部及び社会福祉法人宮城県共同募金会と受入れの開始時期や期間について連絡調整を図りながら検討し、速やかな受入れ体制の確立及び他団体の状況の把握を進めた。

義援金の受入れを報道機関へ情報提供するとともに、県ホームページに掲載し、広く協力を募った。

ロ 受入れ

10月16日、義援金受付マニュアルを作成し、義援金受領書の発行等について手続きを定め、「受領書発行願」の様式を県ホームページに掲載した。「受領書発行願」は日々整理を行い、順次、発行を行った。

企業や団体等からの「義援金を直接知事に渡したい。」という要望に対しては、県秘書課に協議し、可能な限り寄附者の意向に沿うよう調整を行った。調整がつかない場合は、県保健福祉部内及び県社会福祉課内で対応することとした。

県社会福祉課へ現金を持参された場合の受入れ手続きについてもマニュアルに基づき、「受付票」や「預かり証」などの様式を整えて対応を行った。

令和2年3月3日、本格的な生活再建はこれからである被災者の方々もいらっしゃること等を鑑み受入期間を当初の3月31日から1年間延長し、令和3年3月31日までとすることを公表した。

ハ 配分

県災害対策本部から発表される被害状況を隨時確認するとともに、過去の県内における義援金や他都道府県の大震災の際の義援金の配分状況について情報収集を行い、公平性に留意して配分基準案の検討を行った。

11月22日、「宮城県災害義援金配分委員会」を開催し、配分対象・基準、配分額等を協議・決定し、同日、その内容を市町村に通知するとともに報道機関へ情報提供を行った。11月29日、第1次配分を、2月7日、第2次配分をそれぞれ市町村へ送金した。

ニ 受入れ・配分状況の公表

毎月末の義援金受入れ額や配分委員会の決定内容、市町村への配分状況等を県のホームページで公表し、透明性の確保を図った。

災害義援金の対応に関する検証

○ 評価できる点

- 東日本大震災の義援金を継続して受入れ・配分を行っていたこと、また、災害が発生した場合の業務の流れについて概要を作成していたことから、いつ何を行うかを明確にして業務を進めることができた。
- 配分について、被害が発生してから1ヶ月ほどで「宮城県災害義援金配分委員会」を開催し配分対象・基準、配分額等を決定し、決定後1週間で市町村へ配分を行ったことにより、被災者への義援金の支給を年内に開始することができた。また、「宮城県災害義援金配分委員会」において、第2次以降の配分も第1次配分と同様の配分対象・基準等で行うことも決定したこと

で、義援金の受入れ状況により、継続して迅速な配分が行えるようにした。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 配分基準・方法の検討に当たって、他都道府県の大震災による義援金の配分基準等の情報収集や、配分対象の検討に必要な「罹災証明書」に記載される被害の程度の内容を把握することに時間を要した。特に被害の程度に「準半壊」を記載することが10月から追加されたことから、この被害がどの程度のものなのかを理解し、配分対象としてどのように反映するか等について検討を重ねる必要が生じたため、平時から住家の被害認定等の情報を得て、基本的な配分基準等を検討しておくことが望まれる。
- ・ 義援金の受入れや配分については、報道機関への情報提供や県政だより等で広報を行っているが、掲載できる情報量には限りがある。県ホームページでは詳細を掲載しているが、閲覧できない環境にある方々に対する情報提供について、例えば「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」の掲載内容を拡充するとか、同様のものを作成するといったことが望まれる。

○ 関連資料

イ 県受入義援金 月別受付件数・金額

月	件数	義援金額	備考
10月	1,104件	54,590,106円	10月16日～
11月	923件	185,797,450円	
12月	463件	242,603,764円	
1月	88件	35,864,263円	
2月	52件	12,865,294円	
計	2,630件	531,720,877円	

ロ 受入状況 (2月29日時点)

区分	金額
義援金受付団体 ※	937,773,396円
宮城県	531,720,877円
計	1,469,494,273円

※義援金受付団体：日本赤十字社、日本赤十字社宮城県支部、中央共同募金会、宮城県共同募金会
日本赤十字社と中央共同募金会については、全体の義援金の内、宮城県配分額を計上

(2) 寄附金

○ 被害の状況や動き

東日本台風に伴う災害復旧等対策のための寄附金受入を実施した。

○ 対応

10月17日、県内の民間業者から台風災害復旧に係る寄附金の申出があった。10月24日、県ホームページに寄附金の案内ページを掲載。寄附金・義援金の受け入れについて、11月3日付け新聞「県からのお知らせ」に掲載依頼。以降、随時寄附金を受入れている。寄附者に対しては、お礼

状と受領書（希望者のみ）を郵送している。また、寄附金の目録贈呈を含む知事・副知事表敬の調整を行っている。3月末時点で75件、83,071,613円の寄附金を受け入れた。

寄附金の対応に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 早い段階で専用の口座を開設し、受け入れ態勢を整えたことから、寄附金の申出や問合せに遅滞なく対応することが出来た。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 義援金は、更に早く受入口座を開設していることから、発災後すぐに受入れ準備をしておくなど、早期に寄附金の受入が出来るようにする。
 - ・ 義援金やふるさと納税の災害寄附金など県への支援金に対しては複数の窓口があるため、担当する県社会福祉課や税務課と情報共有し、支援に対しての申出や問合せには、各課でワンストップ対応を行えるようにしたい。

(3) ふるさと納税の受付

○ 被害の状況や動き

イ ふるさと宮城寄附金（ふるさと納税）

ふるさと納税とは、応援したいと思う都道府県や市町村に寄附をした場合に、2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税が全額控除されるという制度であり、当県では税務課が担当している。

ロ 特產品の贈呈

ふるさと納税による寄附を広く募集するため、県外にお住まいの個人から2万円以上の寄附をいただいた場合は、返礼品として宮城県の特產品を贈呈している。

○ 対応

被災直後から、寄附申出が多くなってきたが、寄附受付サイト（ふるさとチョイス）による寄附が大部分を占めていたため、礼状の発送や返礼品の贈呈等の事務を遅延することなく対応することができた。また、鳥取県からの申し出により、宮城県への災害支援寄附として鳥取県が代理受付（ふるさとチョイスの災害支援寄附サイトを利用）で募集していただき、多くの寄附をいただくことができた。なお、代理受付による災害支援寄附に対しては、返礼品は贈呈していない。

ふるさと納税の対応に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 東日本大震災の際は、ふるさとチョイス等の寄附受付サイトと契約をしていなかったため、全ての受付方法において寄附者と県税務課の間で数回にわたってやりとりが必要となっていました、対応に遅れが生じる場合があった。しかし、9月より寄附受付サイトの利用を開始して以来、ワンストップで寄附を行うことが可能となっており、多数の寄附に迅速に対応することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 災害支援に対する寄附は、被災直後に多数の寄附申出を受付する必要が生じることから、平常時と同様の対応が難しい場合がある。今回の鳥取県のように、被災自治体の寄附受付事務を肩代わりして支援いただけすると非常に助かる。今後、災害が発生した場合は、当県が他自治体の応援をすることができるよう、検討が必要と考える。また、県消防課においても災害復興寄附金の制度を運用しているが、納付方法が口座振込に限られるため、県税務課のふるさと納税寄附金と連携することにより、寄附者の利便性の向上が図られると良いと考える。

○関連資料

3月末時点の実績

○ふるさと納税受入状況

前年同月比較

(単位：件、円)

	H29 年度		H30 年度		R1 年度		前年比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
4月	14	535,000	11	518,000	5	63,000	12%
5月	20	1,388,000	15	3,173,000	8	243,000	8%
6月	17	573,000	13	433,000	10	198,000	46%
7月	14	590,000	12	1,299,000	12	1,083,000	83%
8月	11	543,000	11	333,000	10	563,000	169%
9月	22	1,191,000	12	693,000	33	1,204,000	174%
10月	37	4,039,000	23	1,238,000	58	2,736,000	221%
11月	31	1,855,000	24	1,383,000	84	2,552,886	185%
12月	65	5,390,500	61	2,766,981	205	6,394,500	231%
1月	6	1,279,000	5	103,000	13	263,000	255%
2月	9	206,355	5	243,000	25	473,000	195%
3月	13	353,000	8	163,000	33	575,000	353%
年計	259	17,942,855	200	12,345,981	496	16,348,386	132%

○ 鳥取県受付代行分

受付状況 1,611 件 34,336,427 円

宮城県送金額 33,412,667 円 (決済手数料、証明書発行手数料 923,760 円差引)

第5節 住宅被害と住居の確保

1 宅地、建物の被災状況

○ 被害の状況や動き

県内では、23市町（甚大な被害発生により統計のない丸森町を含まず）において、440か所の宅地被害が発生した。宅地被害としては主に法面崩落の被害が発生した。

○ 対応

宅地被害発生状況を隨時把握したほか、対策工事等について対象事業の情報提供を行った。

宅地、建物の被災状況に関する検証

○ 評価できる点

- 速やかに市町村に対して、対策事業等の情報提供をすることができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 市町村の対策事業に係る要望がある場合は、連携して国に要望するなど、引き続き市町村を支援していく。

2 被災宅地危険度判定

○ 被害の状況や動き

「宮城県建築物等地震対策推進協議会」では、市町村に災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害の軽減と防止、住民の安全確保を目的として「宮城県被災宅地危険度判定実施要綱」を定めている。要綱に基づき、市町村は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、被災宅地危険度判定を実施すること等により、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。県は、市町村の実施について、必要な支援を行う。

○ 対応

10月17日に大和町の3か所において、県職員2名を派遣し、被災宅地危険度判定を実施した。

(危険宅地1か所、要注意宅地2か所) また、10月21日には色麻町の4か所において、県職員2名を派遣し、被災宅地危険度判定を実施した。(危険宅地2か所、要注意宅地2か所)

被災宅地危険度判定に関する検証

○ 評価できる点

- 市町村からの被災宅地危険度判定士等の支援要請に速やかに対応することが出来た。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 被災宅地危険度判定士及び判定調整員の支援について、判定する宅地数により人員調整等が困難になることが想定されることから、支援体制の整備及び判定調整員を養成していく。

3 住家被害認定調査

○ 被害の状況や動き

(1) 調査方法及び判定方法

災害対策基本法第90条の2において、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家等の

被害の状況を調査し、その程度を証明する書面を交付しなければならない旨規定されている。

なお、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、災害種別、建物構造及び損傷部位ごとに、詳細な調査・判定方法などが定められている。

(2) 実施体制

内閣府の「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」において、実施体制の整備、業務のマネジメント及び都道府県の役割などが定められている。

なお、被災市区町村応援職員確保システムでは、避難所運営のほか、罹災証明書の交付業務を、支援が必要な主な災害対応業務の一つとして位置付けている。

○ 対応

(1) 調査方法及び判定方法

イ 効率化・迅速化

10月14日付け内閣府事務連絡により、その取扱いが変更された。(以下、木造・プレハブに係る水害による被害の変更内容を列記)

(イ) 「半壊に至らない」としていた損害割合20%未満の被害について、損害割合が10%以上20%未満の被害を「一部損壊（準半壊）」に、10%未満の被害を「一部損壊（10%未満）」に分割して区分された。

(ロ) 外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合（いわゆる「内水氾濫」）における、床上浸水に係る浸水深による判定が廃止され、新たに床下浸水は一部損壊（10%未満）と位置付けられた。

※ 外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合（いわゆる「外水氾濫」）における床下床上浸水に係る浸水深による判定は廃止されていない。)

ロ 市町村職員等担当者説明会

10月21日、市町村職員、他県等からの応援職員及び県職員を対象として、内閣府職員を講師とし、上記制度改正も含めた具体的な被害認定調査及び罹災証明書交付に関する説明会を開催した。その中で、内閣府からは、初回の被害認定調査を発災後概ね1か月で終了するよう指導され、その間は毎日進捗管理表の提出を求められた。

(2) 実施体制

被災市区町村応援職員確保システムの活用により、3市町に対し、4道県1市から延べ1,949名の応援職員が派遣された。また、2市2町に対し、県職員を延べ195名派遣したほか、独自支援等として、1市5町に対し、県内4市6町1村から延べ239名の応援職員が、災害協定に基づき、2市1町に対し、県外1市1区3町から延べ262名の応援職員が派遣された。

上記(1)及び(2)により、2月12日時点で、申請件数10,629件に対し、交付済件数10,731件（全壊334件、大規模半壊568件、半壊2,736件、一部損壊（準半壊）1,110件、一部損壊（10%未満）5,940件、被害なし43件）、交付率101.0%となっている。

住家被害認定調査に関する検証

○ 評価できる点

(1) 調査方法及び判定方法

- ・ 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」には、被害認定フローのほか、外観、傾斜及び各部位による判定方法及び調査票の記入例が詳細に記載されており、また、内閣府

による担当者説明会も開催されたことから、各市町村における一律かつ迅速な罹災証明書の交付に繋がった。

(2) 実施体制

- ・ 被災市区町村応援職員確保システムをはじめとする人的応援スキームを最大限活用することにより、被害が大きかった市町における迅速な罹災証明書の交付に繋がった。

○ 課題と今後の対策の方向性

(1) 調査方法及び判定方法

- ・ 住家の被害認定については、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行われており、平成13年に定められて以降、これまで数回の改定を経て、現在に至っている。一方、市町村が公表している住家被害戸数等は、消防庁の「災害報告取扱要領」に基づくものとなっており、昭和45年に定められて以降、今まで継続して運用されているものである。両方とも、住家の被害に係るものであり、被害程度を表す言葉も共通している部分もあるが、その考え方には相違点が多くあることから、実際に両方の事務を直接担う市町村においては、大きな混乱が生じている。また、多くの県民もその違いを正確には理解していないものと考えられることから、今後も発生が十分予想される大規模災害に備え、早い段階で混乱の原因を取り除いておかなければならない。そのため、今後は、内閣府及び消防庁に対し、これら考え方の一本化や整理を強く求めていく必要がある。一本化がなされるまでの間は、この両者の違いについて、市町村だけではなく、広く県民にも理解してもらう対策について、事前に検討しておかなければならない。

(2) 実施体制

- ・ 被災経験の少ない市町村においては、概算であっても必要となる人員数を算出することが難しく、結果、被災市区町村応援職員確保システム等による応援要請又は派遣人数決定の遅延に繋がっていると考えられることから、内閣府又は総務省に対し、簡易的な必要人員算出方法の確立を求めることが検討する必要がある。
- ・ 応援職員を派遣する地方自治体では、概ね1班当たり1週間で交代させており、初期は専門的知識が高い職員を派遣することが可能だが、長期化するにつれ、徐々にそれが難しい状態になっていると思われる。そのため、平時から人材育成を行う必要があるほか、被災地において、業務の質の低下を招くことのない、効果的な業務引継ぎ方法の確立などについて、内閣府又は総務省へ要望していく必要がある。
- ・ 内閣府からは、発災後、概ね1か月以内に初回の被害認定調査を終了するよう強く求められている。被災者救済の観点から迅速な対応が求められていることは理解するが、被災経験が少なく、かつ、規模が小さい市町村にあっては、特定の職員又は部署を罹災証明書交付業務に特化させることが難しく、複数の災害応急対応に従事させなければならないことから、内閣府からの要請に対し、十分な対応を取ることが難しい。また、今回は、発災直後において被害認定制度が変更されたため、理解を深めるまでに時間を要する状況であった。内閣府では、被災市区町村応援職員確保システム等の活用により、先手を打って人員確保策を講じることで対応が可能との見解であるが、被災経験が少ない市町村が抱える問題は、人員を確保さえすれば良いという単純なものではないと考えられる。しかし、一刻も早く被災者を支援するためには、罹災証明書の発行が最も重要であることから、内閣府に対して、すべての

市町村が現実的に対応できる方策を検討するよう求めていくとともに、専門的知識を有する職員の速やかな確保について、県内だけではなく、北海道東北ブロック内の自治体とも検討していく必要がある。

4 被災した住宅に関する支援

(1) 住宅の応急修理

○ 被害の状況や動き

住宅の応急修理制度は、災害救助法に基づく救助の一つであり、災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊の被害認定を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室や台所、トイレなどの日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、被災者からの申し込みにより市町村が業者に依頼し、修理費用を直接業者に支払う制度である。

【基準額（消費税等含む）】半壊・大規模半壊：595,000円　　一部損壊：300,000円

○ 対応

10月21日、災害救助法の適用に係る市町村説明会を開催し、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の概要及び応急修理実施要領の内容等について説明した。また、応急修理実施要領については、同日付けで県から市町村に通知した。（仙台市には参考に送付した。）

なお、その後の関係市町からの県に対する照会等に対しては、随時個別に対応した。

住宅の応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了することとされているが、東日本台風において、被害が著しく甚大な市町では、被災住宅の被害認定（り災証明の発行）の長期化や修理業者不足等の影響があったため、関係市町の状況を定期的に確認しながら、県が国（内閣府）に協議を行い、必要な市町において特別基準により更に延長できるよう対応してきた。

令和2年4月26日現在の県全体（仙台市含む）の受付件数は1,789件（うち一部損壊316件）で、そのうち、修理完了は1,651件（うち一部損壊290件）で、9割以上が完了となっている。一部地域では工事業者の不足等の影響により、修理の遅れが見られたものの、関係市町では完了に向けて調整を続けている状況である。

住宅の応急修理に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 一部損壊が対象になったことや県で市町村からの要望を国（内閣府）に伝えた結果、被災者が修理工事発注済みの場合でも精算前であれば契約変更により遡及して応急修理の対象とした国（内閣府）の弾力的な運用により、応急修理制度による被災住宅の救済範囲が広がった。
- ・ 関係市町からの県に対する応急修理制度の照会等においては、様々な修理事例が寄せられたものの、事例ごとに国（内閣府）へ制度の対象かどうか確認を取ったため、関係市町に対しては確実な内容を伝達することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 住宅の応急修理は、一般基準として災害発生の日から1か月以内に完了することとされているが、災害救助法が適用される災害が発生する場合においては、被災住宅の被害認定（り災証明の発行）の長期化や被災地域における修理業者不足等の関係から、1か月以内の救助期間の

終了は困難である。そのため、災害規模や地域の実情を踏まえて、国（内閣府）において現在の救助期間の見直しが必要である。

(2) 石巻市への職員派遣

○ 対応

イ 業務内容

石巻市職員と連携し、応急修理制度に係る被災者や施工業者からの電話を含む相談対応、申請受付業務、苦情対応等に従事したもの。

ロ 派遣期間

11月17日から12月27日まで

ハ 対応事務所

東部保健福祉事務所・同登米地域事務所、気仙沼保健福祉事務所

ニ 対応職員数（延べ人数）

期間	東部	登米	気仙沼	合計
11月17日～30日	20人	8人	12人	40人
12月1日～27日	20人	8人	12人	40人
合計	40人	16人	24人	80人

※ 11月：2名／日対応、12月：1名／日対応

ホ 事務の体制

市職員3名から4名程度（事務職1・2名、建築職2名）及び県職員1・2名で構成され、常時窓口は2つ設置されていた。

石巻市への職員派遣に関する検証

○ 評価できる点

- 業務マニュアルもしっかりと整備されており、業務内容も毎朝、事前に市職員から説明をいただくことが出来た。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 市の職員が想定していた以上に相談や申請は極めて低調であり、結果として県職員の応援は不要であったと思慮される。ただし、台風の被害対応に忙殺されている市の職員からは、窓口に座っていただいているだけでも助かるとのお話は頂戴していた。
- 助成の対象となる範囲が細かく決まっており、家の細部の名称や構造等を理解していないと、申請者の質問等に正確にお答えすることは難しく、結局、市の職員がほとんどの相談や申請受付の事務を行う結果となった。
- 災害時における応援職員の派遣は、被災自治体のニーズを正確に把握することが困難であり完全なマッチングを行うことは極めて困難であると考えられるが、派遣内容を調整する際には、可能な限り調整をいただきたい。
- 今回は、派遣内容が決定した後で各事務所に対して派遣依頼がなされたが、可能であれば、当初の協議段階から派遣先も加えていただき、現場に即した内容で調整が進められるような方法も考えられるのではないか。また、今回においても派遣期間中に一度、派遣人数の見直しを

行っていただいたが、業務内容や派遣期間、派遣人数等について、現場レベルで柔軟に対応できる体制の検討も必要であると思われる。

(3) 応急修理に係る協力体制

○ 被害の状況や動き

県と「(一社) 宮城県建設職組合連合会」、「(一社) みやぎ中小建設業協会」及び「(一社) 宮城県優良住宅協会」(以下、「建築関係団体」という。)においては、「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定」を締結しており、県内で災害が発生した場合に、県が災害救助法の規定により実施する応急修理に対して、対応可能な応急修理業者の情報提供や応急修理業者に対する技術支援等の協力がされる。

なお、災害発生時に早急に対応出来るように、建築関係団体より事前に対応可能な応急修理業者のリストの提供を受けており、毎年度当初に更新を行っている。

○ 対応

10月21日、県震災援護室より応急修理を行う業者のリストの市町村への参考提示等の協力依頼があり、10月23日に県建築宅地課より建築関係団体あて協力依頼を行い、仙台市を除く34市町村に対して、建築関係団体より提供の応急修理業者のリストを送付した。

応急修理に係る協力体制に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 災害発生時に早急に対応出来るように、建築関係団体より事前に対応可能な応急修理業者のリストの提供を受けていたことから、県震災援護室からの要請後、速やかに市町村に対してリストの送付ができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 応急修理業者のリストの市町村への送付が速やかにできたことから、今後も継続して、建築関係団体より事前に対応可能な応急修理業者のリストの提供を受けておく。

(4) 一時居住のための公的住宅の提供

○ 被害の状況や動き

一時居住のための住宅として、県営及び災害公営住宅を含む市町村営住宅の空き住戸を被災者に提供する。

○ 対応

台風上陸が予想された時点（10月10日）で、県内各市町村に公営住宅の即時提供可能戸数を照会し、台風通過5日後（10月17日）から県営住宅と合わせて被災者の一時避難先として提供を始めた。また、10月18日には県内の公営住宅に係る「即時入居可能住宅の情報」や「市町村の受付窓口」等について、県のホームページに掲載するとともに、毎日、市町村に即時提供可能な住宅の情報（所在地及び間取り戸数や入居状況）を通知した。さらに、被害が甚大な市町の罹災証明の窓口や避難所等に掲示や配布するなどして、被災者への周知を図った。

提供の形態は「行政財産の目的外使用許可」とし、その条件は以下のとおり。

- ・ 対象者：原則「床上浸水以上」の被害とするが、状況により個別に判断する。

- ・使用期間：原則3ヶ月間（原則で最長6ヶ月まで）
- ・使 用 料：家賃と駐車場は免除する。
- ・費用求償：事業主体で負担（免除）した家賃等の費用については、災害救助法に基づく求償の対象とはならない。

一時居住のための公的住宅の提供に関する検証

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 評価できる点<ul style="list-style-type: none">・ 東日本大震災や平成28年熊本地震の被災者に公営住宅を提供した経験を活かし、台風被害が予想された時点で即時提供可能戸数を把握するなど、事前対応したことにより、被災者にスムーズに住戸を提供することが出来た。○ 課題と今後の対策の方向性<ul style="list-style-type: none">・ 事前調査の段階では、市町村毎の即時提供可能戸数のみ把握したが、入居者の検討に資するため、住宅の所在地や間取り、風呂釜の有無等を追加で調査した。今後はどのような情報が必要なのか市町村の意見を聞くなどして、事前準備をしていく。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(5) 住宅相談

- 被害の状況や動き
各建築関係団体及び独立行政法人住宅金融支援機構等と連携し、被災した住宅の復旧・再建に関する相談に応じる。
- 対応
宮城県地域型復興住宅推進協議会が主体となり、県及び独立行政法人住宅金融支援機構東北支店等と連携し、11月以降、順次、被災地における建築相談会の開催や無料電話相談窓口（フリーダイヤル）の開設、無料出張相談等を実施し、住宅再建に向けた被災者からの相談等に応じた。

住宅相談に関する検証

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 評価できる点<ul style="list-style-type: none">・ 東日本大震災をきっかけに設立された宮城県地域型復興住宅推進協議会が主体となって被災住宅に関する建築相談会や無料電話相談を実施することにより、民間事業者における東日本大震災の経験や連携体制を活かすことができた。・ 国土交通省の補助事業を活用することにより、被災住宅への出張相談やフリーダイヤルの設置など、相談体制を充実させることができた。○ 課題と今後の対策の方向性<ul style="list-style-type: none">・ 相談窓口について、記者発表やホームページ等で周知してきたが、相談を必要とする被災者への周知方法や相談ニーズの掘り起しが課題である。・ 現在、応急仮設住宅などで暮らしている方の住宅再建が、今後、本格化することが予想されることなどから、被災市町や支援団体等と連携しながら、住宅再建を支援していく。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

5 応急仮設住宅

○ 被害の状況や動き

(1) 応急仮設住宅の種類・供与主体

災害救助法において、応急仮設住宅は「建設型応急住宅」、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」が基本とされ、災害救助法に基づく応急救助の実施主体である都道府県及び救助実施市（宮城県では仙台市）が被災者に対して供与を行う。

(2) 供与対象

応急仮設住宅の供与対象者は、「住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者」とされている。今回の東日本台風では、内閣府からの通知により、特例として仮設住宅供与の対象者が拡大され、「半壊であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方」、「二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方」についても供与の対象とされた。

(3) 供与期間

原則として建設型応急住宅については建設工事が完了した日から、賃貸型応急住宅については賃貸借契約を締結した日から最長2年間とされている。この期間を延長する必要が生じた場合は、国との協議により期間の延長を行う。

(4) 応急仮設住宅に関する協定等

災害救助法の改正により平成31年4月から政令指定都市である仙台市が災害救助の実施市に指定されたことに伴い、平成31年4月1日付けで「災害救助に係る資源の配分、連絡調整等に関する協定」を仙台市と締結した。

建設型応急住宅については、（一社）プレハブ建築協会（以下、「プレ協」という。）との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」について宮城県、仙台市及びプレ協の三者による協定として新たに締結し直した。

また、賃貸型応急住宅については、不動産関係3団体（（公社）宮城県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会宮城県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会）と締結していた協定に仙台市を加え、平成31年4月26日付けで「災害発生時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を新たに締結し、協定に付随する運用細則についても実際の運用を想定した内容に改正するため、関係者で会議を開催するなど協議中であった。なお、東日本大震災では賃貸型応急住宅の供与に当たっては当初マッチング方式（県が借り上げた住宅に被災者が申し込む）で実施したが、制度がうまくいかなかった事等を踏まえ、東日本台風では被災者自らが民間賃貸住宅を探して市町村に申込み、市町村及び県で供与対象になるか確認の上で契約締結し供与することとした。

○ 対応

(1) 建設型応急住宅

イ 建設型応急住宅の建設

(イ) 町への事務委託等

建設型応急住宅（いわゆるプレハブ仮設住宅。以下、「仮設」という。）の建設については原則県が行っているが、県と丸森町、大郷町との間で管理事務委託協定書を締結し、入退

居、維持管理、補修等に関する事務を委託した。県では、被害が大きかった丸森町に対し、10月24日から26日までの3日間、応急仮設住宅に係る事務支援チーム（県震災援護室職員1名・元災害救助法担当職員2名の計3名）を派遣し、仮設住宅受付体制の整備、仮設入居希望者の把握等の業務支援を行った。

(口) 被災状況と応急仮設住宅の入居状況

住宅被害が大きかった市町村について、応急仮設住宅の入居要件となる全半壊の合計数を見ると、丸森町、角田市、大崎市、大郷町の順となっている。丸森町及び大郷町については、町内に提供可能な賃貸住宅が少ないとから、仮設の建設が必要となったが、大崎市及び角田市については、応急仮設住宅入居希望数に対し、市内に提供可能な賃貸住宅が多いことから、応急仮設住宅の希望調査において仮設の建設希望はなく、全て賃貸型応急住宅での対応となっている。

全半壊戸数及び応急仮設住宅入居戸数 R2.3.6現在

	全壊戸数	半壊戸数	全半壊 合計戸数	R2.3.6現在				
				市町内賃貸 型応急住宅 入居戸数	市町外賃貸 型応急住宅 入居戸数	賃貸型応急 住宅入居戸 数	建設型応急 住宅入居戸 数	応急仮設住 宅入居戸数
角田市	13	735	748	83	26	109	0	109
大崎市	112	280	392	29	7	36	0	36
丸森町	113	870	983	20	79	99	183	282
大郷町	45	103	148	5	12	17	41	58
計	283	1,988	2,271	137	124	261	224	485

(ハ) 入居希望者の調整

a 丸森町の対応

10月22日、町と県による建設に向けた初回打合せを行った。10月23日から調査票を行政区長経由で全戸に配布するとともに、ホームページやメールで周知し、避難所の被災者に対しては聴き取りを行い、10月28日、必要戸数220戸として県へ報告した。11月5日から入居希望世帯に対して、介護状況、手すり、スロープ、駐車場等の要否やペットの有無を聴取し、団地ごとに入居希望世帯リストを県へ提出した。これらの精査が行われる中で、最終的な建設戸数を208戸とした。

聴き取りにより入居希望者の世帯状況に応じた配置計画としたことから、要配慮世帯、多人数世帯は抽選とせず、あらかじめ入居住戸を指定した。指定に当たっては、共助と近隣同士の支え合いを考慮し、当該要配慮世帯が特定の団地に集中しないよう考慮した。このほか、コミュニティー維持のため、なるべく被災時の居住地区に住む者同士が同じ団地となること、ペットのいる世帯は同じ棟となるよう素案を作成し、希望者へ居住団地を提案した。

12月8日に入居者説明会を開催し、団地ごとに入居住戸の調整を行った。

b 大郷町の対応

10月23日、町と県による建設に向けた初回打合せを行い、避難所の被災者の意向確認などにより必要戸数を19戸と報告した。10月24日に罹災の程度が半壊以上の被災者を対象に入居説明会を行い、賃貸型応急住宅、応急修理を含めた意向確認を行った。10月27日に入居希望世帯をとりまとめ、介護状況、手すり、スロープの要否について町内の関係課で打

合せを行い、希望世帯からの申告と併せて整理した。最終的には、10月28日に入居希望世帯リストを県に提出し、建設戸数を45戸とした。

11月20日に、入居者説明会を開催し、入居に際しての説明のほか、町において行った入居住戸案を説明した。入居希望世帯リスト作成に当たり、スロープ希望者の集約、介護、車椅子の必要な方の駐車場近くへの配置、複数戸数の使用などの入居条件により、設計された配置に基づき入居住戸の調整を行った。

(二) 建設方針及び建設要請

発災が10月12日であり、間もなく本格的な寒さが到来することから、被災者の健康維持を考慮し令和元年の年内中入居を最優先として建設する方針とし、また、建設後にミスマッチが起こらないよう、入居者個々の状況に応じた間取りでの建設を行うこととした。建設に当たっては、建設協定を締結しており、また、迅速かつ十分な供給能力を有するプレ協に対し、当該協定に基づき大郷町1団地及び丸森町6団地での建設要請を行った。建設要請後は、プレ協から各団地を担当する建設業者の斡旋を受け、当該業者との賃貸借契約（リース契約）を行った。

(三) 建設仕様及び建設期間

東日本大震災では、寒さ対策や居住環境改善について、被災者の入居後に追加工事を行ったことで高コストとなり、また多くの労力を要した経験を踏まえ、あらかじめ作成していた仕様書には十分な寒さ対策（外壁断熱材の強化、窓の二重サッシ、風除室の設置、水道管の凍結対策等）や居住環境への配慮（風呂の追い炊き機能、暖房便座、棟間通路、駐車場の舗装等）を反映していたことから、当該仕様書に基づき建設を行った。

また、町が調査した入居希望世帯の情報（高齢者、介護の状況、障害の有無など）に基づき、事前に作成している標準仕様では対応困難な多人数子育て世帯向けの間取り（4DK）の導入のほか、高齢者世帯向けのスロープの設置や間仕切り壁、押入れ及び畳を無くし介助スペースを確保するなど、可能な範囲できめ細かな配慮を行った。

団地内の住戸配置は、町の入居希望世帯リストに基づき各世帯の人数のほか個別の状況を踏まえ建設業者が計画し、県及び町との調整により確定させ、当該リストの提出から概ね3～4日後に建設に着手した。

仮設は概ね1か月で完成し、その翌日に町への引渡を行い、翌々日には入居開始となった。建設用地の選定及び入居希望者の決定に時間を要したことから最も遅く建設着手（11月22日）した丸森町の仮設においても、12月末までに入居することが可能となった。



(八) 建設用地

建設用地については、大郷町では、町の地域防災計画に記載している4候補地から選定し、町総合運動場内のゲートボール場等を建設用地として決定した。丸森町では、宮城県応急仮設住宅候補地台帳（平成22年3月）において丸森町民グラウンドが候補地とされていたが、今回の台風による浸水地であり、かつ、発災後は災害ごみ仮置き場となっており活用できなかったことから、町において入居希望世帯の調査と並行して、順次、建設候補地の選定を行った。当該候補地について県が調査した結果、土砂災害特別警戒区域や今回の台風による浸水地であったり、大規模な造成が必要であるなど、活用が難しい候補地も含まれていたため、他の候補地の選定や各候補地における建設可能な戸数の目安などについて町に助言した。町では、県の助言や入居希望世帯数等を踏まえ、建設用地6か所（学校グラウンド、公園等の公有地5及び民有地1）を段階的に決定し順次建設に着手した。

(九) 東日本大震災で建設した仮設の再利用の検討

県では、東日本大震災で建設した仮設の利活用のため、移築に適したユニットタイプの仮設について、県施設として活用する移築事業と、市町村や民間（非営利法人、被災した事業所等）に対する無償譲渡を行っている。今回の仮設整備に当たり、令和2年度に解体予定の仮設の再利用についても検討を行った。建設コストが若干抑えられること、既存ストックの有効活用が図られることから、工期面での条件が折り合うケースについては検討を進めることとしていたが、新築よりも工期が長いことが判明し、全ての仮設について令和元年の年内中入居として進めていたことから再利用は見送りとした。

(十) 完成後の修繕対応

仮設完成後、町への引渡しに当たり全数検査を実施したが、入居後に修繕の要望が寄せられた。主な内容は、玄関の鍵の開閉困難、インターホンの故障、木製手すりのさくれ、郵便受の設置位置の変更等であり、建設業者が随時修繕を行った（丸森町、大郷町合計24件（3月末時点））。修繕が必要となった内容について、建設している仮設がある段階においては、建設時の施工に反映させた。

□ 建設型応急住宅の維持管理

仮設の維持管理については、町と締結した管理事務委託協定に基づき事務委託を行っているが、仮設団地の共同利用施設の維持管理経費など、応急救助費の対象とならない費用が発生する。このため、県では東日本大震災の仮設と同様に、応急仮設住宅共同施設管理事業に対する補助事業を創設した。

建設型応急住宅に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 東日本大震災時は、2万戸以上の仮設建設が必要であり、住戸タイプ（1DK, 2DK, 3K）の割合を2：6：2とすることを基本として一律に整備したため、入居希望世帯の意向と間取りが必ずしも合致しなかった。また、国からの五月雨式の追加対策に関する通知を受け、被災者の入居後に寒さ対策や居住環境改善に関する追加工事を実施した。

このような東日本大震災時の経験を踏まえ、今回の建設においては、次の点について改善を図った。

- ・ 町が調査した入居希望世帯の家族構成等を踏まえ、具体的な建築計画を検討することによ

り、入居希望世帯の意向と間取りを合致させることができたほか、介護認定を受けている方がいる世帯への配慮など、必要に応じてよりきめ細かな対応を行うことができた。

- ・ 寒さ対策や居住環境への配慮を反映した標準仕様書を事前に作成しており、このことは迅速に仮設を供給できた要因の1つとなった。
- ・ 被災規模が大きい丸森町の業務状況を把握し、速やかに応急仮設住宅に係る事務支援チーム（県震災援護室職員1名・元災害救助法担当職員2名の計3名）を派遣して応急仮設住宅入居希望者の把握等の業務支援を行ったことにより、令和元年の年内中の避難所解消や仮設入居に貢献することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 建設候補地の選定

丸森町では、全ての建設候補地の決定までに1ヶ月程度の時間を要した。建設候補地については、事前に選定しておくことで、建設着手までの期間を短縮できる場合もあると考えられる。市町村においては、地震や水害等の各種災害を想定し、ハザードマップなども踏まえ、事前に候補地を調査・選定し、地域防災計画等に位置付けておくことが重要である。また、状況に応じ、災害公営住宅等の恒久住宅の建設地、廃棄物の仮置き場所など、その他の用地との調整も必要となる。

- ・ 多様な供給主体による仮設の建設

今回の建設では、既に建設協定を締結し、また、迅速かつ十分な供給能力を有するプレ協に対して一括して要請を行った。これまで、プレ協以外の多様な供給主体による供給体制を構築するため、木造仮設住宅の導入に向け県内木造住宅事業者との検討・調整を進めてきたが、協定締結までには至っていなかった。今後、さらに協議を進めることにより早期に関係団体との協定を締結するとともに、比較的短期間・低価格で建設可能とされるトレーラーハウスなどの他の仮設の導入の検討も必要となる。

(2) 賃貸型応急住宅

イ 市町村への対応及び事務委託

県と市町村の間で応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）管理事務委任協定書を締結し、賃貸型応急住宅の入居募集から入居、退去に係る事務、書類の受付及び送付に関する事務、入居者との連絡調整に関する事務を委託した。

- ・ 10月15日

市町村に対し、応急仮設住宅の供与希望（見込み数）調査の実施

- ・ 10月21日

市町村説明会を開催し、今回の台風に係る「賃貸型応急住宅の考え方（基本方針）」と「賃貸型応急住宅の事務取扱」を配布の上で応急仮設住宅の供与事務の進め方等を説明し、受付窓口を設置し事務手続きを進めてもらうよう依頼

内閣府から半壊であっても水害により居住できない方を認める取扱い通知あり

- ・ 10月23日

賃貸型応急住宅に係る受付事務等を市町村に委託するため、県と各市町村（仙台市を除く）において管理事務委託協定を締結（協定により、受付・入退去手続・入居者との連絡調整を

- 委託) 早いところでは10月24日から受付を開始し、その他の市町村でも準備が整い順次受付を開始
- ・ 11月1日
 - 市町村を経由して被災者から申込があった案件について、入居要件を確認の上で入居決定を行うとともに、11月1日以降書類が整った案件から貸主・県・入居者（被災者）の三者で定期建物賃貸借契約を締結し、賃貸型応急住宅として供与実施
 - ・ 12月6日
 - 「賃貸型応急住宅の事務取扱」及び「質疑応答集」を、切替え契約を含めた内容に更新し市町村に配布
 - ・ 12月27日
 - 第4回応急仮設住宅の供与見込み数の市町村調査を実施
 - 受付終期に関する意向調査の実施
 - ・ 1月10日
 - 受付終期に関する市町村からの意見等を踏まえ、賃貸型応急住宅への申込受付を1月31日で終了する旨を市町村あて通知
 - 不動産団体の対応
 - 不動産関係3団体（（公社）宮城県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会宮城県本部、（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会）及び仙台市と打合せを実施し、今回の災害における状況について情報共有を行った。併せて、不動産3団体に対して、民間賃貸住宅の空き状況の確認、民間賃貸住宅の間取り別家賃相場の情報提供依頼を行った。
 - ・ 10月15日
 - 県震災援護室内で不動産団体及び仙台市と情報共有、打ち合わせを実施
 - 不動産団体に対し、被害の大きいと思われた丸森町、大郷町、角田市及びその周辺市町村の民間賃貸住宅の空き状況の情報収集を依頼
 - ・ 10月17日
 - 仙台市及び不動産団体に対し「賃貸型応急住宅の事務取扱」（素案）を送付し、取扱について意見聴取、また、不動産団体に対し内閣府への協議の際に必要となる県内民間賃貸住宅の間取り別家賃相場の情報提供を依頼
 - ハ 内閣府の対応
 - 不動産団体から提供のあった民間賃貸住宅の間取り別家賃相場の情報等をもとに内閣府と協議し、借上げの対象となる物件の要件について決定した。
 - ・ 10月19日
 - 「賃貸型応急住宅の考え方（基本方針）」の内閣府への協議を実施
 - 10月21日内閣府から協議内容に特に問題ない旨のメール回答有り
 - ニ その他の対応
 - ・ 11月1日
 - 民間賃貸住宅の契約のために必須となる、損害保険に係る包括契約を損保ジャパン（株）と締結
 - ・ 11月27日
 - 内閣府から、発災後に既に被災者名義で契約した方の切替え契約を認める取扱い通知あり

《申込状況》

3月13日時点で14市町から342戸（仙台市の1件を除く）の申込が有り、全ての申込について入居決定及び契約締結まで終えている。

賃貸型応急住宅に関する検証

○ 評価できる点

- 「賃貸型応急住宅の考え方（基本方針）」の国への協議等について、今年度から災害救助法の実施市に指定された仙台市と連携し事務分担しながら進めた事により、基本方針決定までの期間短縮につながった。
- 不動産団体との「災害発生時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」に基づき、会議等を通じ発生時に備えた契約事務フローについて情報共有するほか、賃貸借契約書の様式を定めていたことから、市町村の事務取扱の指針となる「賃貸借住宅の供与に係る事務取扱」が迅速に策定されたことにより早期の供与につながった。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 賃貸住宅で被災した方も供与対象とされているが、自家被災者と全く同じ内容で対応して良いか疑問がある。
 - 賃貸住宅の被災者は元々自身で賃料を負担していたことから、転居先の民間賃貸住宅が確保された時点で住宅再建がなされたと判断できるのではないか。仮に一時的に賃貸型応急住宅を供与したとしても、最長2年とされている供与期間について再検討が必要でないかと考える。
- 賃貸借契約の解約は、県で入居者から解約申出書の提出を受け貸主に解約通知することになるが、契約書では1ヶ月まで提出する旨が記載されているものの引越し業者との日程調整を行い、退去日が確定の上で提出されることから退去間際に提出されることが多く、貸主への通知が遅れることに伴い必要以上に賃料を支払うことになるため、制度の運用方法や入居者への周知が課題となる。
 - 賃貸借契約締結の契約書返送の際に、退去時の解約に係る手続きフロー等を作成し同封するなどして周知を図る必要がある。
- 民賃データ、入居者データ等の管理については、東日本大震災では管理システムを導入していたが、6月に入居者の減少によりエクセルファイルによるデータ管理に切り替えた。その後に発生した東日本台風でもエクセルファイルで約350件の管理をしているが、家賃支払いなど月例業務に時間を要しており、今後、大規模な災害が発生し、契約数が膨大になった場合の管理方法が課題となる。
 - 熊本地震や西日本豪雨など東日本大震災以降の他県の対応状況等を確認し、有効な手法がないか検討する。

第6節 教育施設等の被害状況と復旧

1 児童生徒、教育施設等の被害状況と学校の初動対応

(1) 私立学校・宮城大学

○ 被害の状況や動き

イ 私立学校関係

(イ) 災害時の初動対応

台風前日に、各学校に安全確保の注意喚起を通知するとともに、被害の有無や臨時休校状況を確認していた。

(ロ) 被害の状況

私立学校の被害額は 66,352 千円であり、内訳は以下のとおり。

学校種	被災校数（市町村）	被害状況
幼稚園	被災 11 園（仙台市、石巻市、 塩竈市、多賀城市、角田市、登 米市、大和町）	床上・床下浸水など
小学校、中学校、高等学校、中 等教育学校、特別支援学校	被災 14 校（仙台市、大崎市、気 仙沼市、登米市、丸森町）	立木の倒木、法面崩落、断水、 地下倉庫浸水など
専修学校、各種学校	被災 12 校（仙台市）	校舎等への浸水

ロ 宮城大学関係

(イ) 災害時の初動対応

従前から、県私学・公益法人課と宮城大学との間で緊急連絡網を整備し、休日・夜間にかかわらず、緊急時の連絡体制を確保している。

東日本台風及び台風第21号の発生に伴う被害状況について、随時、大学側から県私学・公益法人課に対し、報告がなされた。

(ロ) 被害の状況

人的被害はなく、施設等物的被害のみ確認された。その概要は次のとおり。

<大和キャンパス>キャンパス内の雨漏り、教員宿舎入口扉ガラス破損

<太白キャンパス>雨漏り、倒木、土砂崩れ（土砂崩れについては附属坪沼農場を含む。）

○ 対応

イ 私立学校関係

県内にある私立の幼稚園 150 園、小学校 5 校、中学校 7 校、高等学校 19 校、中等教育学校 1 校、特別支援学校 1 校、専修学校 57 校、各種学校 19 校の被災状況について、被災翌日から各私立学校に確認し、県災害対策本部会議や文部科学省に都度報告をした。

ロ 宮城大学関係

雨漏り箇所について清掃を実施したほか、倒木は除去した。

土砂崩れについて、安全確保が必要な箇所は立入禁止等の措置を講じた。

児童生徒、教育施設等の被害状況と学校の初動対応（私立学校・宮城大学）に関する検証

- 評価できる点
 - イ 私立学校関係
 - ・ 大荒れの天気が予想されたことから、台風前日に、各学校に安全確保の注意喚起を通知するとともに、被害の有無や臨時休校状況を確認していたため、速やかに被災状況を取りまとめることができた。
 - ロ 宮城大学関係
 - ・ 学内における被害状況の取りまとめ、及び、県への報告が遅滞なく行われたことにより、被災状況の全容が速やかに把握できたことは、評価できるものと思料される。
 - ・ また、応急的なものを含め、被害箇所への措置が速やかになされたことにより、学生・教職員等の安全確保が図られたことも、評価できるものと思料される。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 今後も、事前災害等が予想される場合は、事前に各校に注意喚起するとともに、被害の有無や臨時休校の状況について、速やかな報告をお願いする。

(2) 県立中学校・高校

○ 被害の状況や動き

県立中学・高校の生徒及び教職員の人的被害は確認されていないものの、自宅が流出、浸水などの被害に遭った生徒数は 523 人にのぼり、このうち、避難所や親類宅での避難生活を強いられた生徒は 81 人となった。

○ 対応

各学校においては、台風通過後の 10 月 12 日朝から、生徒・教職員の安否と学校の被害状況を調査した。

県教育委員会では、職員ポータルのメールや衛星電話などにより各学校と連絡を取り、同日正午までに全県立中学・高校から第一報を受けた。以降、各学校からは新たな被害状況が判明した都度、報告を受けることとし、生徒・教職員の安否と学校の被害状況の把握に努めた。

児童生徒、教育施設等の被害状況と学校の初動対応（県立中学校・高校）に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 災害時における学校の臨時休業、設備の破損その他学校の安全や管理運営に係る事故が生じた場合には、県高校教育課に対しメールや衛星電話により状況を逐次報告する体制を取り、また、定期的に衛星電話を使用した報告訓練を行っており、比較的短時間で、被害状況を把握することができた。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 被害の大きい学校については、被害状況と支援ニーズの把握に時間を要した。県教育庁関係課のチーム編成による学校訪問ができるだけ速やかに実施し、早期支援につなげることが必要。
 - ・ 被災校の復旧支援に当たっては、全県立高校の校長、事務室長が加入する校長協会や事務長会とも協力し、情報共有・役割分担をしながら進めることができたが、その体制を構築するのに時間を要した。ガイドラインを作成するなど、予め、情報共有の方法と普及支援の役割分担を定めておくことが必要である。

(3) 特別支援学校

○ 被害の状況や動き

イ 災害発生前の情報提供

気象状況によって、臨時休校措置を取る場合があることから、仙台管区気象台からの連絡を各特別支援学校へ情報提供した。

ロ 被害状況の把握及び報告

各特別支援学校からの報告により、自宅浸水などの被害に遭った児童生徒は39人、このうち避難所や親類宅での避難生活を強いられた生徒は15人であることを把握した。

○ 対応

今回の災害情報については、10月9日の時点で各特別支援学校へ情報提供を行い、10月11日には、被害が発生した場合、速やかに県特別支援教育課へ連絡するよう依頼を行った。

発災当日は夜間であったため、翌朝、職員2名が登庁し、各支援学校の被災状況を電話やメール等にて確認を行い、校舎の被災状況のほか、児童生徒及び教職員の安否確認に努めた。

各特別支援学校の被災状況は様々であり、道路冠水のため、夕刻まで連絡が取れない学校もあったが、全ての学校と連絡をとり、被害報告第一報を取りまとめた。

児童生徒、教育施設等の被害状況と学校の初動対応（特別支援学校）に関する検証

○ 評価できる点

- 事前に各特別支援学校へは情報提供・被害報告の依頼をしており、発災後は概ね速やかに被害状況を把握することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 今後も事前の情報提供と速やかに状況把握できるよう努めていく。

(4) 公立学校施設

○ 被害の状況や動き

県内の公立学校では、県立学校41校、市町村立学校106校の計147校において施設被害があり、被害総額は約14億8,500万円となっている。

主な被害状況は、施設・設備の浸水、校庭の土砂堆積・流出、校地の法面崩壊等であった。

○ 対応

イ 初動対応

台風通過後、職員が登庁するとともに、県立学校からの被害連絡に応じ、災害発生現場へ職員を派遣し、現況を把握した。

ロ 被害情報の集約・報告

・ 県立学校関係

学校からの報告で不足する部分を職員が災害発生現場へ出向いて概略的な調査・情報収集を行った。

・ 市町村立学校関係

災害対策基本要領に基づく「被害状況報告書」のほか、文部科学省で定める「被害金額報告書（速報）」により市町村教育委員会から直接、情報収集した。

児童生徒、教育施設等の被害状況と学校の初動対応（公立学校施設）に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 県立学校から報告された情報に加え、職員が直接現場を確認し情報収集を行った結果、迅速な応急復旧工事の着手と、その後の被害拡大の防止に繋がった。

○ 課題と今後の対策の方向性

・ 県立学校関係

日頃の適切な維持管理や、災害前の状況把握が詳細に行われていなかつたため、台風通過後に発覚した施設設備の不具合全てを台風被害として報告されたケースがあった。今後は、各学校に対し、災害に伴う被害状況の確認方法や被害箇所の写真撮影方法などのほか、災害査定への対応も含め改めて周知を図る。

・ 市町村立学校関係

要領に基づく「被害状況報告書」と、文部科学省が定める「被害金額報告書（速報）」で入手した情報に相違があり、県と文部科学省が公表した被害状況の情報に差異が生じた。今後は、文部科学省へ報告する「被害金額報告書（速報）」に対応するよう要領を見直し、被害状況に係る情報を一本化する必要がある。

(5) 県有体育施設

○ 被害の状況や動き

県有体育施設では、県サッカー場や第二総合運動場で、それぞれ1本ずつ倒木があった。また、長沼ボート場では審判艇1台が損傷し、ライフル射撃場ではスマーロボア射撃場電源盤1か所が損傷したほか、宮城スタジアム等では浸水や雨漏り等も認められた。

市町村立社会体育施設では、62施設で浸水、陥没、法面崩落、土砂流出・堆積、フェンス等破損、電気設備不具合、雨漏り、倒木等の被害があった。

○ 対応

県有体育施設については、指定管理者と隨時連絡を取り合い、被害状況の確認を行った。

市町村有体育施設については、市町村にメールを送信し、被害状況の把握に努めた。

児童生徒、教育施設等の被害状況と学校の初動対応（県有体育施設）に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 必要に応じて担当者が直接現場に赴いたため、被害状況を正確に把握することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 一部、被害状況の把握に時間を要したものもあったが、安全第一で確認するよう注意喚起したため、災害が落ち着いてからの把握になったものであり、やむを得ないものと思われる。

(6) 社会教育施設

○ 被害の状況や動き

イ 県立施設の被害状況

県立施設においては来館者、職員等に人的被害はなく、雨漏りが複数箇所で生じるなどの軽

微な施設被害にとどまった。また、宮城県図書館（仙台市）や宮城県美術館（仙台市）の収蔵・展示資料等に被害はなかった。東北歴史博物館（多賀城市）の浮島収蔵庫ではプレハブ倉庫2棟が浸水する被害を受けたが資料等に被害はなかった。

□ 市町村立施設の被害状況

市町村の公民館、図書館、博物館等の社会教育施設では、県内23市町88施設から被害が報告され、推定被害金額は約8,400万円であった。主な内容は床上浸水や雨漏りであった。

○ 対応

各施設の雨漏り等の軽微な被害については、今回特に改修工事等での対応は行わなかつたが、どの施設も老朽化が進んでおり、今後の課題である。

市町村においては、施設内への浸水等に対して一定期間、閉館などの対応を行つた。

児童生徒、教育施設等の被害状況と学校の初動対応（社会教育施設）に関する検証

○ 評価できる点

- 各施設とも台風の接近に備え、事前に関係機関との連絡体制、被害があった場合の対応等を確認していたため、大きな混乱はなく、被害報告やその後の対応も問題はなかつた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 県、市町村とも老朽化している社会教育施設が多いことから、台風や地震に限らず様々な自然災害に備えるため、日頃の小破修理、設備等の更新に加え、必要に応じて大規模な補修等も今後検討しなければならない。

(7) 文化財

○ 被害の状況や動き

文化財の被害は、国指定・登録等文化財で21件、県指定等文化財で5件、市町村指定・登録等文化財で28件と、計54件の被害が確認された。文化財分類では、史跡の被害（29件）が圧倒的に多く、次いで建造物（9件）、天然記念物（8件）と、不動産文化財に集中した。このうち、特に大規模な被害が確認されたのは国指定の史跡と天然記念物であった。

史跡では記録的な豪雨による土砂崩れが各所で見られ、特別史跡多賀城跡附寺跡（多賀城市）、史跡大木囲貝塚（七ヶ浜町）、史跡仙台城跡（仙台市）では史跡内各所で崩落や倒木が発生した。また、史跡及び名勝の旧有備館及び庭園（大崎市）では借景崩落土で内川が堰き止められ、庭園内に越水する被害があつた。

天然記念物では、横山のウグイ生息地や東和町ゲンジボタル生息地（いずれも登米市）にて池及び河川の越流の被害があり、各生物の生息が危ぶまれた。

このほか、文化財を収蔵展示する施設では、丸森ふるさと館（丸森町）にて展示室・収蔵庫に雨漏り・雨水流入があり、考古資料や民俗資料等の水損被害があつた。

○ 対応

文化財における災害復旧は、特に大規模な被害の確認された国指定について、補正予算等による国庫補助事業化に向けた助言・調整等を行つた。

また、丸森ふるさと館の水損資料については、県文化財課と東北歴史博物館にて応急処置等の救援を行つた。

2 学校再開に向けた取組

(1) リエゾンチーム派遣

○ 被害の状況や動き

各県立学校及び市町村教育委員会からの被害報告をもとに、県教育委員会としてリエゾンチームを組織し、以下のとおり、被害が大きかった地域の学校や避難所となっている学校、また、それぞれの学校を所管する教育委員会へ計8回派遣し、被災状況や支援ニーズの把握、学校再開に向けたアドバイス等を行った。

	派遣日	県庁対応課	派遣先
1陣	10月15日	高校教育課・特別支援教育課・スポーツ健康課	丸森町教育委員会、館矢間小、伊具高、角田高、柴田農林高、水産高、角田支援学校
2陣	10月16日	スポーツ健康課	大郷町教育委員会、大郷中、大郷小
3陣	10月21日	義務教育課・スポーツ健康課・生涯学習課	丸森町教育委員会、耕野小
4陣	10月23日	スポーツ健康課	大郷中、大郷小
5陣	10月24日	スポーツ健康課・生涯学習課	丸森町教育委員会、丸森小（金山小）、筆甫小
6陣	10月25日	スポーツ健康課・生涯学習課	丸森小（金山小）
7陣	10月28日	スポーツ健康課	丸森町給食センター
8陣	10月31日	スポーツ健康課	丸森町教育委員会、丸森町給食センター、丸森小（金山小）、耕野小

- ・吉田川沿いの大郷町と阿武隈川周辺の丸森町、角田市、白石市等の学校に大雨の影響による水害と土砂災害の被害が見られた。

- ・校舎・校地への被害があったのは、丸森町立金山小学校、耕野小学校、筆甫小学校、伊具高校、角田高校、柴田農林高校、水産高校、角田支援学校である。

- ・通学路及び学区への大きな被害があったのは、大郷町立大郷小学校、大郷中学校、丸森町立耕野小学校、筆甫小学校、丸森小学校、館矢間小学校である。特に、筆甫小学校へ続く県道丸森靈山線と耕野小学校へ続く国道349号線は壊滅的な被害となった。他にも数多くの地域、学区等に被害があり、登下校に支障を來した。

- ・丸森町では、給食センターにも被害があり、通常のメニューを出すことができない状況が続いた。また、一時町庁舎が周囲を水で囲まれ、孤立状態となり、教育委員会の対応が困難となった。断水が続き、校舎内のトイレ使用に支障を來した学校は、丸森小学校、丸森中学校等である。学校関係で避難所となったのは、丸森小学校、館矢間小学校等であるが、授業再開後も避難所となっていたのは、丸森小学校体育館のみである。

○ 対応

- ・リエゾン(県スポーツ健康課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課)として、大郷町と丸森町をそれぞれ複数回訪問した。「学校再開ハンドブック（平成30年2月宮城県教育委員会発行）」をもとに、教育委員会、学校の担当者と協議し、被災地域にある学校の状況や具体的に必要としている支援ニーズ等について聞き取りを行った。

- ・丸森町では、小学生の登下校において、交通安全指導の人的確保が難しいことから、リエゾン

チームが登下校の街頭指導を支援した。給食センターに関しては、県スポーツ健康課担当指導主事が給食センターの栄養教諭と連絡を取り合い、復旧に向けた支援を継続した。また、各学校からマスク等、衛生面での物資補給の要望があったため、県歯科医師会等へ呼びかけ、マウスウォッシュの提供を受けた。避難所となっていた丸森小学校体育館には地域住民が避難していたが、学校との大きなトラブル等はなかった。子供たちの休日の遊び場がないことから、県生涯学習課から自然の家を活用した「リフレッシュキャンプ」を提案、認定NPO法人カタリバと連携して実施し、161名の児童が参加した。大河原教育事務所管内の安全担当主幹教諭が丸森町内の学校支援を実施した。

リエゾンチーム派遣に関する検証

- 評価できる点
 - イ 災害発生時の支援体制・初動(現状復旧)の人的補助について
 - ・ 災害時学校支援チームとして、県教育委員会関係課によるリエゾンチームの派遣を行った。被災した教育委員会と学校が求めているニーズを正確・迅速に把握し、支援につなげることができた。
 - ロ 学校等再開(授業再開)に向けた段取り
 - ・ 校舎や通学路に大きな被害を被った丸森町立金山小学校や筆甫小学校、耕野小学校等の学校再開については、丸森町教育委員会の迅速な対応により、比較的円滑に進んだ。「学校再開ハンドブック（平成30年2月宮城県教育委員会発行）」をもとに、学校再開の状況を確認することができた。また、給食センターの再開について、リエゾンチームとして、給食の担当指導主事を派遣したことは、給食の早期再開の一助になったものと思われる。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 県教育委員会では、令和元年度から「災害時学校支援チームみやぎ」として、被災した学校を支援する教職員を養成している。今後は、チームのスキルアップを図りながら、学校の早期再開に迅速に支援できる体制を充実・強化する。

○関連資料



避難所となった丸森小学校体育館



法面が崩壊した耕野小学校通学路



陥没、土砂流出した耕野小学校校庭



土砂・流木が流入した伊具高校

(2) 県立高校

○ 被害の状況や動き

県立高校のうち、特に大きな被害を受けたのは、柴田農林高校、伊具高校及び水産高校の3校である。柴田農林高校及び伊具高校では農場が浸水して実習設備が破損し、また、水産高校では総合実習棟が浸水して水産加工実習用設備が破損し、実習ができなくなった。

県南地域の高校を中心に9校が学校施設や通学路の安全確認などのため、1～5日間、臨時休業とした。また、阿武隈急行鉄道の被災・運休に伴い、角田高校及び伊具高校が始業時間の繰下げや授業時間の短縮を行った。代替バスの運行により繰下時間の短縮が図られたものの、通常授業に戻ったのは、阿武隈急行が復旧した12月9日であった。

○ 対応

イ 教科書の給付

県教育委員会では、浸水等により教科書・補助教材を破損した生徒に対し、災害救助法に基づき、無償で給付するため被害状況を調査し、該当者25名（仙台市を含むと30名）全員に配布することができた。

ロ 生徒の就学支援

県教育委員会では、県立学校に対して、被災による家計急変の場合には、授業料の減免及び高等学校育英奨学資金の利用が可能である旨を生徒・保護者に周知するよう通知した。これらの制度を利用した生徒の人数は、7名であった。

被災した生徒が、東日本大震災で被災した生徒と同様に、入学者選抜手数料、入学金、寄宿舎料の免除を受けられるよう、県議会11月定例会で条例改正した。令和元年度の免除実績は、28件であった。

ハ 学校設備の復旧

農業用の実習設備をはじめ被災した備品について、国庫補助を活用して早期復旧を図るため、文部科学省と協議を進めながら県議会11月定例会に予算計上し、議会議決後、国に事前着工届を提出して、備品整備に着手した。

県立高校における学校再開に向けた取組に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 実習設備の被害が大きかった学校1校については、発注件数が膨大なため事務室での対応が

困難だった。そのため、事務長会が調整役となって近隣校の事務職員が支援する体制を作り、応援職員は、電話やメールで連絡を取り合いながら仕様書や契約書類の作成を支援した。

- ・ 東日本大震災の復旧事業の書類を参考にしながら事務手続を進めたことで、被災校への照会、国への申請書類の整備、予算編成について手戻りなく、進捗できた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 阿武隈急行鉄道が運休する中、学校からは、学校の早期再開・通常授業の実施のための代替バスの運行の要望が強かったが、財源確保ができず実施できなかった。国の支援パッケージに含めるよう要望するかについて今後検討が必要である。

(3) 特別支援学校

○ 被害の状況や動き

被災状況を把握するため、現地確認を行い、学校再開に向けて必要な事項を検討した。

○ 対応

10月15日に被害が大きかった角田支援学校へ現地調査を行い、被災状況の把握と必要な物品等の確認を行ったが、天井からの漏水被害が甚大であり、食堂の天井板の一部が落下するなどの被害状況であった。

角田支援学校とは綿密に連絡を取り、必要なものがないか確認しながら支援を行った。また、角田支援学校は10月15日及び16日は臨時休校としたが、スクールバスのルートの安全確認や学校で被災箇所を清掃するなどの対応を行い、10月17日には学校再開、翌週には給食も再開した。

特別支援学校における学校再開に向けた取組に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 早めに現地調査を行い、角田支援学校と意思疎通を図りながら、学校再開の支援を行うことができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 今後も被災した学校と綿密に連携を取りながら、早期に学校再開ができるよう努めていく。

(4) 市町村立学校（就学援助）

○ 被害の状況や動き

大規模災害により被災し就学困難となった児童生徒又は就学予定者の保護者に対し、必要な就学支援を行う「被災児童生徒就学支援事業」について、事前に実施要領の確認や様式等を発する準備を進めた。

○ 対応

被災に伴う就学援助の認定に際して、文部科学省から弾力的な対応が可能となる旨の通知があったため、各市町村へ速やかに通知した。また、市町村からの問い合わせに関しても、丁寧に対応し、不明な点については文部科学省へ確認するなどして市町村において事務手続きが円滑に進むよう指導助言を行った。

被災に伴う就学援助の申請は9市町あり、申請金額は8,634,908円となった。

（石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、大崎市、柴田町、丸森町、大和町、涌谷町）

市町村立学校（就学援助）に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 被災による就学援助の認定申請は、通常の事務手続きとは異なるものの、文部科学省からの通知やそれに付随した各種情報提供を速やかに行うことで、滞りなく市町村の事務が進んだ。
- ・ 被災による就学援助だけにとらわれず、台風被害に対する懸念事項等を幅広く相談できるよう周知したこと、通学支援等に関する相談にも対応することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 就学援助法（要保護児童生徒援助費補助金）の「学用品費等」と災害救助法の「学用品」との関係から、県庁他部局とも連絡調整する機会が多くあったため、いつでも資料・情報提供ができるように、わかりやすい資料作成に努める必要がある。また、県庁各課の担当する分野を一覧等にまとめておけば、今後同様の災害が生じた場合にスムーズに対応ができると思われる。

(5) 市町村立学校（教科書の再給与）

○ 被害の状況や動き

教科書の給与については、年度初めのほか、年度途中の転入や自然災害による再給与にも対応し、教科書供給所と情報共有しながら手続きを進めた。

○ 対応

文部科学省からの通知により、県内全市町村を対象に被災に伴う教科書の喪失又は損傷の有無について調査を行った。

調査の結果を基に、(株)宮城県教科書供給所に必要冊数データを伝え、いち早く児童生徒に教科書が届くようにした。

災害時の教科書給与については、発生から30日以内に文部科学省に報告する必要があるが、11月初旬に給与完了を報告した。

給与完了後、該当の市町村教育委員会に対し「教科書の支払い手続き」を通知した。内容については、県震災援護室と共有した。

市町村立学校（教科書の再給与）に関する検証

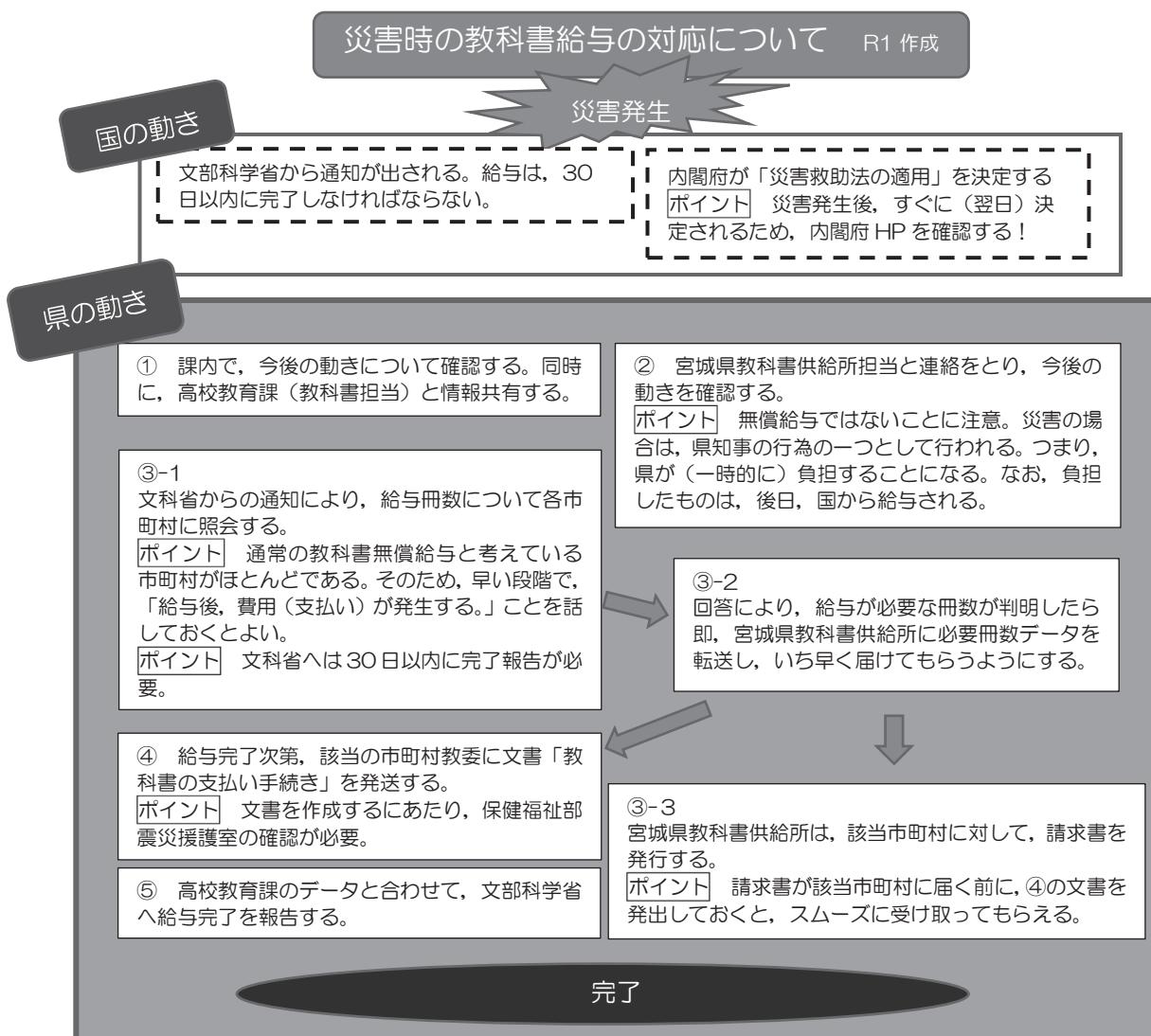
○ 評価できる点

- ・ 被災の規模は大きかったものの、教科書供給所との連携や市町村教育委員会、県教育事務所との連絡体制がしっかりしていたため、迅速に連絡が取れ、スムーズな教科書の再給与につながった。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 教科書の再給与については、無償と考えている市町村教育委員会が多い。そのため、早い段階で「無償ではなく、給与後に費用（支払い）が発生する。」ことを伝えておく必要がある。

○マニュアル「災害時の教科書給与の対応について R1作成」



(6) 学校給食への対応

○ 被害の状況や動き

丸森町学校給食センターは、浸水の被害を受け、その後断水が続き、給食の提供はもちろんのこと清掃作業等も進められない状況が続いた。10月23日からの学校再開に合わせて簡易給食が実施された。

水道が復旧後の11月4日に機器作動状況の点検を兼ね、全ての工程の調理を実施した。11月5日に水道水検査の結果を確認後、6日から給食センターが完全復旧し、給食を再開することができた。

〈簡易給食の内容〉

10月23日 (公社) 宮城県学校給食会より提供のあった救急カレーと牛乳

10月24日～11月5日 パンと牛乳

※10月31日のみプレーンヨーグルトを追加

○ 対応

被災後の10月28日に県スポーツ健康課担当指導主事を現場に派遣し、丸森町教育委員会の担当者や栄養教諭から情報を収集したところ、10月中に水道が復旧する予定であり、11月5日より通常給食ができるように現在準備を進めていること、ガス、電気、エアコン、ゴミ処理機、A重油については使用可能（業者の点検済）であること、ボイラー中和装置点検は、現在見積もりを取っている状況で今後修繕予定であることを確認した。給食再開に伴う必要な作業は次のとおりであった。

イ 施設設備について

- ①調理場内の消毒（要望：月一回の害虫点検を業者に委託しているが、それとは別に実施してほしい。）
- ②調理場の外の洗浄消毒（要望：配送トラックの発着口や外回りの洗浄消毒が必要。人員が不足していて手が回らない。）
- ③倉庫内の洗浄消毒と水没した器具類の撤去（要望：器具類が大きいため、人手が必要。）

ロ 配送関係について

- ①筆甫小学校と大張小学校・耕野小学校の2コースは道路が狭く、給食配送車が通行できないので、4WDの軽自動車2台と運転手2名が必要である。
- ②軽自動車で運ぶ際、コンテナを使用できないので、コンテナに代わるボックスが必要である。

ハ 給食作業に必要な備品について

- ①コンテナ5台（浸水）

ニ 調理作業に必要な消耗品について

- ①マスク
- ②手洗い石けん
- ③ペーパータオル
- ④使い捨てビニール手袋
- ⑤使い捨てゴム手袋
- ⑥消毒用アルコール
- ⑦家庭用ゴム手袋
- ⑧家庭用ロング手袋
- ⑨キッチンペーパー
- ⑩クッキングペーパー
- ⑪カウンタークロス
- ⑫ホース
- ⑬ビニール袋（11号・13号・15号・20号・90L）
- ⑭残菜入れ

ホ その他、今後必要となるもの

- ①雪かき用作業車（浸水）
- ②草刈り機（浸水）

復旧までの期間、県スポーツ健康課担当指導主事と給食センターの栄養教諭とが給食再開に向けた調理室内の衛生管理等について状況を確認するなど情報を共有し、安全に給食が実施できるよう努めた。

学校給食への対応に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 丸森町の学校給食担当者と連絡を取り合うだけでなく、県スポーツ健康課担当指導主事を学校給食センターに派遣したことにより、被害状況の確認や簡易給食の課題、給食再開に向けた対応方法等について把握し、助言することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 今回、調理室内の浸水は免れたが、調理室内も浸水し、調理機器類に被害があった場合には、復旧に時間要する。こうした事態に備え、近隣市町村の給食施設から給食を運搬する等の連

携も、今後検討していくことが必要である。

また、給食物資が届かない、調理できないといった状況下での、食物アレルギーを持つ児童生徒の対応についても検討が必要である。

3 児童・生徒等の心のケア

(1) 県立中学校・高校（スクールカウンセラーによる支援）

○ 被害の状況や動き

生徒が精神的に安定した学校生活を送れるよう、臨床心理に関し専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全県立中学校・高校に配置している。また、東日本大震災後の心のケア対策として、教員とカウンセラーの研修会や情報交換会を実施するなど、相談体制の強化に取り組んでいる。

○ 対応

スクールカウンセラーの緊急派遣

- ・ 被災した生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助など様々な課題に対応するため、希望のあった学校に対して、通常配置のカウンセラーとは別に緊急派遣カウンセラーとして派遣する体制を組んだ。
- ・ 被災した生徒の多い1校からの要望に基づき、緊急派遣カウンセラーを計4回派遣した。

県立中学校・高校（スクールカウンセラーによる支援）に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 全校に通常配置しているスクールカウンセラーは、学校や生徒の状況を理解しており、災害時にも、状況に応じてきめ細かな支援ができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 大規模災害時には、生徒の生活基盤の確保、就学支援など包括的な支援が必要となることから、各学校において、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携して支援する体制を整備しておくことが必要。

(2) 特別支援学校（スクールカウンセラーによる支援）

○ 被害の状況や動き

東日本大震災以降、被災した児童生徒の心のケアのため、スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者が抱える心の悩みの解消に取り組んでいる。

○ 対応

児童生徒の心のケアのため、被害が大きかった県南の児童生徒が通う岩沼高等学園及び角田支援学校を対象にスクールカウンセラーを派遣することとした。

スクールカウンセラーを岩沼高等学園へ3回派遣し、生徒16名の心のケアを行い、また、角田支援学校へは2回派遣し、児童生徒6名の心のケアを行うことができた。

特別支援学校（スクールカウンセラーによる支援）に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 速やかに予算確保を行い、該当校と連携して児童生徒の心のケアを実施することができた。

- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 今後も心のケアが必要な児童生徒に対し、スクールカウンセラーの派遣等で対応していく。

(3) 市町村立学校（スクールカウンセラーによる支援）

○ 被害の状況や動き

イ スクールカウンセラーの配置・派遣

県内全ての中学校にスクールカウンセラーを配置し、全ての小学校に対応できるよう、市町村教育委員会に派遣し、対応している。スクールカウンセラーの配置・派遣については、小学校で年間25回、中学校で年間37回の配置となっている。

ロ スクールカウンセラーの緊急派遣・追加派遣

日頃より、災害や児童生徒の事件など、大きな事故が起こり児童生徒の心のケアが必要と認められるときには、市町村教育委員会の要請を受け、宮城県臨床心理士会の協力の下、一定の訓練を経た事務所カウンセラーを学校へ緊急派遣し、教育相談体制の構築に向けたコンサルテーションを行っている。

このほかに、要請に基づき、スクールカウンセラーの追加派遣を行い、児童生徒のカウンセリングをとおして心のケアに当たっている。

○ 対応

発災後、大郷中学校及び丸森町からスクールカウンセラーの追加派遣の要望があった。

児童生徒の心のケアは、まずは児童生徒の生活等をよく理解している学級担任等の教員が行い、児童生徒の生活を平時に戻すことが重要であることから、教員が児童生徒に向かい、声を聞く時間を確保するために、特に丸森町に対しては、県教職員課と連携し、必要とされる学校に現職教員の支援ができるようにした。

大郷町については、中学校においてスクールカウンセラーの追加派遣が要請された。派遣希望が女性のスクールカウンセラーだったが、配置しているのは男性スクールカウンセラーだったため、県教育委員会と大郷町教育委員会で協議し、大郷小学校に派遣しているスクールカウンセラーを大郷中学校に追加派遣することとし、10月から追加派遣した。

丸森町については、金山小学校が丸森小学校の空き教室を活用して学校再開したことや、丸森小学校に在籍している児童の中に親族を失った子どももいることから、要請に応じて、丸森小学校に11月から追加派遣した。

丸森中学校については、中学3年生が受験期を迎えた際の心のケアを万全にしたいとの考え方から、12月から追加派遣した。

他の小学校については、年間の予定数で十分との判断から、追加派遣を実施していないが、丸森町、大郷町の各学校に配置・派遣されているスクールカウンセラーに対して、事務所カウンセラーのスーパーバイズが可能となるような仕組みを構築するとともに、スクールカウンセラー連絡協議会の場において、事務所カウンセラーからカウンセリングの留意点や資料等が提供されるなど、十分なバックアップ体制を構築した。

市町村立学校（スクールカウンセラーによる支援）に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 日頃よりスクールカウンセラーの緊急派遣については、教育事務所と情報を共有していることから、教育事務所指導主事を介して適切な助言をすることができた。
 - ・ 臨床心理士会との連携が円滑だったこともあり、情報の共有を図り希望する学校やスクールカウンセラーへの適切な助言につながった。
 - ・ 児童生徒が信頼する学級担任の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を生み出すために、県教職員課等関係課との連携が円滑に進められた。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 緊急時のスクールカウンセラーの対応に係る資質能力の向上
 - ・ 緊急派遣の基本的な考え方についての市町村教育委員会との認識の共有

- 関連資料
 - ・ 大郷町立大郷中学校への追加派遣 10月から 6回
 - ・ 丸森町立丸森小学校への追加派遣 11月から 6回
 - ・ 丸森町立丸森中学校への追加派遣 12月から 7回

(4) 市町村立学校（教職員加配）

- 対応

被災に伴う教職員の加配について、文部科学省からの連絡を受け、被害の大きかった丸森町に打診した。被災直後は、児童生徒の安全確保、学校や通学路の復旧作業等が優先され、心のケアに係る教職員の加配の必要性はそれほど大きくなかった。通常の学校生活に徐々に戻るに従い、心のケアの必要性が始め、丸森町から加配の申請が出された。丸森町からの申請に基づき、文部科学省へ加配申請をし、2月1日から1名（教諭）の加配を行った。

市町村立学校（教職員加配）に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 被災直後ではなかったものの、学校現場からの加配申請に関して、柔軟に対応することができた。心のケアについては、ある程度時間が経ってから、その必要性が認められるケースもあり、文部科学省と協議をして、丸森町の要望に応えることができた。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 令和2年度以降についても、通学路の安全確保や、家庭での学習環境の整わない児童生徒、心のケアを必要とする児童生徒の状況に応じて教職員の加配を行う。

(5) 被災小学校児童の心のケア

- 被害の状況や動き

被災した丸森町で、特に被災状況が深刻であったのが金山小学校であり、校舎も浸水したことから、丸森小学校の教室を共有することとなったが、認定NPO法人大タリバが保護者等へ聞き取り

調査を実施したところ、子供の居場所や心のケアが心配であるということが判明した。

○ 対応

自然の家を活用した豪雨災害被災地のリフレッシュキャンプを「まるもり週末リフレッシュキャンプ」と称して、県教育委員会が主催、認定NPO法人カタリバ、松島自然の家、蔵王自然の家が共催として、被災した金山小学校・丸森小学校児童希望者を同自然の家に無料で招待することとした。

豊かな自然環境の中で、友人との野外活動や遊びを通し、被災地での生活からのリフレッシュや心のケアを図ることを目的として実施した。

内容は、ピザやカレー作り等の野外炊飯、自然の中での自由遊び等の体験活動、学習、温泉等での入浴等（松島自然の家においては、KIBOTCHA（キボッチャ）が無料で入浴を提供し、蔵王自然の家は自前の温泉入浴）。

※ 認定NPO法人カタリバは、東日本大震災の被災地である女川町で、子供たちの放課後学び支援を現在も続けており実績がある。これまで県教育委員会の主催する別事業でも協力をいただいていることから、今回も連携し、「まるもり週末リフレッシュキャンプ」を実施することとなったものである。

被災小学校児童の心のケアに関する検証

○ 評価できる点

- ・ 被害の状況を把握した上で、保護者が必要性を強く感じていた子供の居場所の確保についてスピード感を持って実施し、子供たちの心のケアを図ることができた。
- ・ 認定NPO法人カタリバ、松島自然の家、蔵王自然の家と共に連携で行い、互いに連携を取りながら子供たちの実態に応じて臨機応変に対応することができた。
- ・ 丸森町ボランティアセンターによる聞き取り調査への協力
- ・ 趣旨に賛同したKIBOTCHA（キボッチャ）による入浴の無料提供

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 災害が起った後に生じる風化。
- ・ 恐ろしいのは災害であると同時に、正常性バイアスであることを幅広い世代にさまざまな面でしっかりと伝えていく必要がある。
- ・ 県教育庁内でのさらなる連携や情報の共有。
- ・ いつ起こるか予測できない災害への備えや対応のための不断の心構えや研修。

○ 関連資料

- ・ 同時期に国立花山青少年自然の家もリフレッシュキャンプを実施した。
(対象：大崎市鹿島台地区・大郷町在住の小学生)
- ・ 松島自然の家及び蔵王自然の家リフレッシュキャンプに参加した児童及び保護者への聞き取りによる満足度は80%を超えたと捉えている。



【野外炊飯（カレー作り）】



【自然の中での体験活動】



【自主学習の様子】



【集合写真（蔵王自然の家）】

4 教育施設等の復旧に向けた取組

(1) 私立学校・宮城大学

○ 被害の状況や動き

イ 私立学校関係

被災した私立学校のうち、高校1校が「私立学校施設災害復旧事業」を活用し、崩壊した校地内の法面の補修や、一部流出した側溝の再設置を行った。

ロ 宮城大学関係

宮城大学の施設等について、東日本台風及び第21号により、以下の被害が発生した。

<大和キャンパス>キャンパス内の雨漏り、教員宿舎入口扉ガラス破損

<太白キャンパス>雨漏り、倒木、土砂崩れ（土砂崩れについては附属坪沼農場を含む。）

○ 対応

イ 私立学校関係

県は「私立学校施設災害復旧事業」を活用した高校1校の事業計画書をとりまとめ、文部科学省に提出するとともに、復旧事業内容調査の協力を行った。

ロ 宮城大学関係

雨漏り箇所について清掃を実施したほか、倒木は除去した。

教員宿舎入口扉ガラス破損については、応急的に安全確保を図っていたが、年内に修理を完了した。

このほか、太白キャンパスでは下記の被害が発生した。

【東日本台風による被害】

- A : キャンパス西側敷地内の法面土砂が流出
- B : 旗立農場入口道路法面の一部が陥没し、土砂が流出
- C : 坪沼農場敷地内において果樹園に向かう道路の法面土砂が流出

【台風第21号による被害】

- D : 体育館南側の法面土砂が流出

・上記の土砂流出については、安全確保が必要な箇所において、被災後ただちに立入禁止等の措置を講じていたが、その後の状況は、次のとおり。

①台風被害が全県に及んでいるため、測量等を行う業者の確保が困難を極めたが、年明け以降、測量、設計を実施するなど、復旧工事については、令和2年度の施工に向けた準備を進めている。

②上記A～Cの東日本台風による被害については、国の基準を満たしていることから、国庫負担金の適用に向けた準備を大学側が中心となって進め、国の調査を経て、3月までに交付決定を受けたもの。

③国庫補助対象外となった箇所も含め、上記A～Dの復旧工事に必要な費用について、県として所要額を補助する予定。

教育施設等の復旧に向けた取組（私立学校・宮城大学）に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 応急的なものを含め、被害箇所への措置が速やかになされたことにより、学生・教職員等の安全確保が図られたことは、評価できるものと思料される。（宮城大学関係）

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 大学に技術職員（土木職）がないことから、復旧工事の実施に向けた取組に多大な時間を要したことは、改善すべき課題と思料される。（宮城大学関係）

(2) 公立学校

○ 被害の状況や動き

災害により学校施設が被災した場合、公立学校施設の災害復旧に要する経費は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づき、国がその3分の2を負担することとなっている。また、地方公共団体が負担する3分の1については、東日本台風が激甚災害に指定されたことにより、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、特定地方公共団体の指定を受けた市町村が負担する災害復旧費用に対して国から交付金が交付されることとなった。

県内の公立学校を対象とした災害査定現地調査は、1月20日から実施され、県立学校11校、市町村立学校21校の災害査定が終了した。

○ 対応

イ 県立学校関係

被害は、特に法面の崩落やグラウンド等への土砂の堆積など、土木技術に係る案件が多く、案件ごとに県土木部を通じて、(一社)建設コンサルタント協会東北支部の協力を得て、被害調査や

測量、災害査定に向けた資料作成等を行った。

ロ 市町村立学校関係

公立学校施設等の災害復旧に係る事務手続きに関して、文部科学省職員による事前相談会を開催した。また、国庫申請に係る事業計画書を文部科学省に提出する際に市町村からのヒアリングを実施した。

教育施設等の復旧に向けた取組（公立学校）に関する検証

○ 評価できる点

- 過去の災害対応の経験を生かし、業界団体や文部科学省の協力を得ることで、迅速な災害復旧事業計画の策定に繋がり、令和元年度中に災害査定が終了した。

○ 課題と今後の対策の方向性

・ 県立学校関係

台風による被害は土木技術に係る案件が多いことから、県土木部の事業協力を速やかに得るための体制を整備する必要がある。

・ 市町村立学校関係

各市町村では、災害復旧に係る事務手続きに不慣れな担当者が多く、事業計画の策定に時間を要した。今後は、災害復旧に係る事業計画策定について、迅速な対応に向けた支援を平時から周知する。

(3) 県有体育施設

○ 被害の状況や動き

- 県有体育施設では、県サッカー場や第二総合運動場で、それぞれ1本の倒木があった。また、長沼ボート場では審判艇1台が損傷し、ライフル射撃場ではスマーロボア射撃場電源盤1か所が損傷したほか、宮城スタジアム等では浸水や雨漏り等も認められた。
- 市町村立社会体育施設では、62施設で浸水、陥没、法面崩落、土砂流出・堆積、フェンス等破損、電気設備不具合、雨漏り、倒木等の被害があった。

○ 対応

イ 県有体育施設

- 県サッカー場や第二総合運動場における倒木については、電話会社が撤去した。
- 長沼ボート場において損傷した審判艇は保険で修理した。
- ライフル射撃場において損傷したスマーロボア射撃場電源盤1か所については、後日復旧した。

ロ 市町村立体育施設

- 令和元年度には、角田市2か所（角田市スポーツ交流館及び角田市総合体育館）と大郷町1か所（大郷町総合運動場）について、災害査定が実施され、補助金が交付された。
- 市町村立体育施設の災害復旧に向け、補助申請の迅速かつ適正な処理を進めた。

教育施設等の復旧に向けた取組（県有体育施設）に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 災害復旧の可否等について国に確認するなど、市町村立体育施設の災害復旧が円滑に進捗するよう、適宜、関係機関との連絡調整を図った。
 - ・ 限られた時間の中で、災害復旧に係る補助申請を行い、国庫補助金交付が認められた。

- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 時間がない中で、年度内に災害査定を行う必要があり、日程調整等に苦慮した。スムーズに災害査定が行えるよう関係機関との協力体制が必要である。

(4) 社会教育施設

○ 被害の状況や動き

公立の社会教育施設が自然災害による大きな被害を受け、復旧事業を行う場合、国の公立社会教育施設災害復旧費補助事業を活用することができる。これは東日本大震災の際にも県内各自治体で活用されたが、文部科学省からは今回の台風被害についてもその活用と手続きについて通知等が発出されているところである。

○ 対応

今回、県有施設では大きな被害がなかったため、当該補助事業は活用しなかったが、一部の市（角田市）ではこれを活用して社会教育施設の復旧を行った。

なお、各市町村では、補助事業の申請をしない対象施設について、被災後の早い段階で単独事業により復旧工事等を行っており、独自に対応している。

教育施設等の復旧に向けた取組（社会教育施設）に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 各市町村とも住民の要望を十分確認し、公民館等の施設の早期復旧に向け迅速に対応した。

- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 国による特定地方公共団体への指定の時期が、災害発生から数か月経過後（今回は、10月の災害に対して翌年3月に指定）になるため、被災した年度内に国の補助金の交付申請を希望する場合、該当自治体による事務処理が、非常に短期間での対応となる。

第7節 公共施設等の被害状況と復旧

1 ライフラインの被害と復旧状況

(1) 広域水道

○ 被害の状況や動き

イ 概況

広域水道とは水道法（昭和32年法律第117号）第5条の2の規定に基づき、広域的水道整備計画を定めて実施される水道事業をいい、県企業局では、大崎地域と仙南・仙塩地域の25市町村に対して大崎広域水道及び仙南・仙塩広域水道の水道用水供給事業を実施している。

大崎広域水道事業は、漆沢ダム及び南川ダムを水源とする2系統の浄水場から大崎地方を中心とする10市町村に対し、1日当たり最大101,150m³を供給可能である。仙南・仙塩広域水道事業は、七ヶ宿ダムを水源として、仙南及び仙塩地域の17市町に対して、1日当たり最大279,000m³を供給可能である。

ロ 被害状況

大崎広域水道では、第5幹線テレメータ室（大崎市）で冠水による機器故障等が発生したほか鹿又川水管橋（加美町）のブロック積擁壁が倒壊するなど、被害状況は10か所であった。

仙南・仙塩広域水道では、川原子沢水管橋（白石市）の可とう管の損傷など、被害状況は5か所であった。

○ 対応

県大崎広域水道事務所では、10月12日14時45分に配備を開始した。13日8時10分の時点で、門沢取水場（加美町）において、落葉・流木や土砂流入と思われる詰まりによる動作不良が発生したほか、サンプリングポンプでも動作不良が確認された。原水濁度は、麓山浄水場で561度、中峰浄水場（大和町）で638度の高濁度であったが、中峰浄水場については、13日13時20分までに原水高濁度警戒体制を解除した。麓山浄水場については、14日10時45分に原水高濁度警戒体制を解除した。

第5幹線テレメータ室への浸水により、13日19時、麓山浄水場から大衡受水への送水不能となつたため、23時15分、中峰浄水場からの送水切替作業を開始し、14日3時40分までに作業を終了し、送水を開始した。

10月14日11時までに管路パトロールを完了したが、第7・8幹線テレメータ室（大崎市）及び第5幹線テレメータ室（大崎市）付近で冠水が継続していた。

麓山浄水場の門沢取水場、除塵機及びサンプリングポンプの動作不良については、14日午前中に復旧作業を実施し、同日13時までに作業を完了した。

一方、県仙南・仙塩広域水道事務所では、10月12日15時20分に配備を開始した。16時55分、山元山寺テレメータ室（山元町）の施設が倒木による停電の影響を受けた。22時13分には宮城県白石発電所（白石市）が地絡過電圧により停止した。13日5時41分、中谷地制御室（TC-7）が停電したが、13時50分に停電が復旧した。14時までに管路パトロールが完了し、その結果、藤田川水管橋（利府町）では、洗掘による橋台基礎の露出が確認されたほか、川原子沢水管橋（白石市）の法面崩壊による可とう管損傷などの被害が確認された。

その他、5月に合意した「宮城県と東京都の水道事業の連携について」に基づき、10月27日から11月1日まで、東京都水道局職員3名の派遣を受け、丸森町の飲用水供給のために必要な水質検査を実施したほか、災害支援ルールに基づく福島県北浄化センター復旧支援のため、10

月29日から11月15日まで県企業局の電気・機械系職員延べ6名を福島県県北流域下水道建設事務所へ派遣した。

広域水道に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 取水口閉塞による取水停止や送水施設の一部が浸水により機能停止したが、職員と運転管理者が連携し、閉塞土砂の撤去や送水系統を変更したことにより、断水を回避するなど迅速な対応を図った（大崎広域水道事務所）。
 - ・ 「宮城県と東京都の水道事業の連携について」に基づく東京都水道局職員派遣により、丸森町における水質検査体制が整備され、早朝の断水解消につながった（仙南・仙塩広域水道事務所）。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 周辺域の洪水によりテレメータ施設が浸水し、設備の故障により機能喪失となる事象が出てることから、施設の浸水対策が必要である（大崎広域水道事務所）。
 - ・ 仙南・仙塩広域水道においては、冠水による送水施設への大きな被害がなかったことから、受水市町への送水停止等に至らなかつたが、冠水の恐れのある送水施設について、洗い出しを行い、対策を検討していく必要がある（仙南・仙塩広域水道事務所）。

(2) 市町村等の水道

○ 被害の状況や動き

災害等で断水が生じた場合は、（公社）日本水道協会（以下、「日水協」という。）を中心とする支援スキームがあり、水道事業体相互の協力によりライフラインが確保される仕組みとなっている。今回の台風においては、計3市4町の4,215戸に断水被害が発生し、11,538人の県民生活に影響が生じた。

県では、発災直後から、水道事業体及び日水協東北地方支部である石巻地方広域水道企業団からの情報収集に努めるとともに、国（厚生労働省）に対して被害状況について随時報告を行った。また、日水協による臨時給水車の派遣等の状況や、応急復旧による断水解消の状況等についても適宜情報収集した。

○ 対応

各市町等は日水協の支援スキームにより、他の水道事業体から給水車等による応急給水を受け、住民の水を確保した。とりわけ断水被害が大きかった丸森町においては、浄水場3か所の稼働が停止し、町内給水区域全域の3,448戸（9,821人）に断水被害が発生した。このため、丸森町の被害状況については、日水協と連携し、職員が被災現場を踏査するとともに、関係機関との調整や技術的な助言などの支援を行った。また、災害復旧費用が多額に上ることから、補助事業の範囲や補助率の拡充等について、東日本大震災の際の要望内容等を踏まえ、丸森町とともに国に対する要望書の調製を行った。

なお、要望書については、厚生労働大臣が町を視察した際に直接、町長から大臣に手交した。

さらに、東京都との水道事業に関する連携協定に基づき、丸森町と調整の上、水質検査を行う都職員の受入を行った。

並行して、爾後の災害復旧事業に向けて、県全体の被害額を把握し、災害査定の準備を進めた。

市町村等の水道に関する検証

○ 評価できる点

- 通常、断水被害が発生した際には、主に日本水協が中心となり、給水車の派遣等を行う枠組みが確立しているが、今回の台風被害では局地的に極めて大きな被害が発生したことから、県として当該地域に重点的に支援を行った。

断水ピーク時には、県が日本水協及び国からの災害派遣チーム（内閣府、自衛隊等）と調整を行い、現地踏査や町への技術的助言を積極的に行った。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 水道事業体において断水被害が発生した際には、日本水協が支援を行う枠組みが確立されている。このため、これまで県は、断水発生時には情報収集や日本水協との調整役といった後方支援の役割を果たすことが多かった。

今回は、丸森町で大規模な断水被害が発生したことから、県では重点的に後方支援を行った。

今後も断水被害が発生した際には被災水道事業体や日本水協の支援により早期復旧を図ることとなるが、本県は事業として末端給水を行っておらず、県として大規模災害が発生した際にどのように関与していくか、平時から検討していくことが必要と思われる。

(3) 工業用水道

○ 被害の状況や動き

イ 概況

工業用水道は、製造業及び電気供給業等の工業生産のために使用する水を供給するもので、県企業局が仙塩工業用水道、仙台圏工業用水道及び仙台北部工業用水道の3事業を経営している。仙塩地区工業開発の基盤整備の一環として建設した仙塩工業用水道は、仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町及び大和町地域に水を供給している。仙台圏工業用水道は、仙台港周辺地域に立地する石油精製、火力発電、鉄鋼関連等の企業のほか、名取市及び利府町の企業にも水を供給している。仙台北部工業用水道は、仙台北部中核工業団地、大崎市及び大衡村等における立地企業に対して水を供給している。工業用水道は上水道に比べ料金は安価であり、産業活動を支える重要なインフラであることから、産業基盤形成には必要不可欠である。

なお、工業用水道施設に関しては、県地域防災計画において、給水施設の被害と二次災害や経済的損失を最小限に抑えるため、迅速な応急復旧活動を実施することを基本として、早期の応急復旧とユーザーに対する情報提供に関する規定を設けている。

ロ 被害状況

仙台圏工業用水道熊野堂取水場（名取市）の取水口が土砂閉塞で取水不能となるが、10月13日10時20分に仙塩工業用水道からの供給へと切り替えたことにより、ユーザーには影響なかった。

○ 対応

10月12日19時50分から職員が配備体制を開始した。10月13日6時30分、管路巡視パトロール業者へ指示するとともに、7時05分から職員による管路パトロールを開始した。9時30分、仙台圏工業用水道熊野堂取水場で取水口が土砂によりほぼ閉塞し取水不能となったことから、水

源系統切り換えを実施し仙塩工業用水道からの供給に切り替え、10時20分に完了した。

同日14時00分、管路パトロールを終了し、異常がないことを確認した。14時30分には配備体制を2名に縮小し、10月15日17時20分まで継続し、以後は通常業務体制とした。

工業用水道に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 以前より県、運転管理業務受注者及びユーザーの3者で取り組んでいた水源系統の切換訓練の成果として、約1時間程度で切換作業が完了し工業用水の安定供給が確保されたこと。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 今回は取水口の閉塞が朝方に判明し、水源系統切換がパトロールを含め午前中で完了したが、夜間に系統切換をせざるを得ないときの対応について検討が必要である。

(4) 公共下水道

○ 被害の状況や動き

イ 事前の対応

被災報告体制の周知を図るとともに、下水道機能の維持・確保対策の徹底について、事前の周知を図った。

ロ 被害状況

東日本台風では、公共下水道及び流域下水道施設において浸水による機能停止などの被害が発生した。そのうち仙台市を除いた県内の公共下水道施設では、内水や外水浸水により機械電気設備が水没し、排水機能が停止した例が多く、14市町村で下水道施設被害が21件発生し、概算被災額はおよそ17億円となった。

○ 対応

イ 市町村支援

被災が大きく、職員のみでは対応できない市町村について、県職員による被災調査や復旧方針の指導を行った。また、災害査定に向け、国に対して行う復旧内容の個別協議時に同席し、説明のサポートを行うなどの支援をした。

ロ 復旧方針の策定

県において、被災原因を整理して、被災のメカニズムを明らかにするとともに、再度災害防止の観点により、浸水対策など施設の復旧工法を整理し、県内統一した復旧方針を策定して、市町村などの下水道管理者と共有し、災害申請を行うように促した。

また、東日本大震災で実施した下水道の段階的復旧方法のノウハウを他県に助言するなど支援するとともに、10月29日～11月15日の13日間に延べ30名の電気・設備職員の派遣を行った。

公共下水道に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 県内統一した復旧方針を早期に策定し、国に対して申請内容の事前説明を行ったことは、災害査定の手続き円滑化に一定の効果があった。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 多くの市町村では、下水道担当職員が少なく、災害初期における被災調査など早期に対応できない課題がある。
- 災害時における県内市町村の人的支援の受け入れや連携、他県などからの支援を想定した体制づくりなどを実施していく必要がある。
- 今回の被災を踏まえた、雨水計画の見直し、排水機能の増強などハード対策の検討、内水ハザードマップ作成などソフト対策の推進を実施する必要がある。

(5) 流域下水道

○ 被害の状況や動き

イ 概況

県内で事業を実施している流域下水道は、県中南部下水道事務所が管轄する仙塩流域下水道、阿武隈川下流流域下水道、鳴瀬川流域下水道、吉田川流域下水道の4つの流域下水道と、県東部下水道事務所が管轄する北上川下流流域下水道、北上川下流東部流域下水道、迫川流域下水道の3つの流域下水道である。

県中南部下水道事務所は、県中央部から南東部までに展開する23市町村を擁し、4つの流域の下水道施設の建設及び4つの浄化センターとの管理調整等を主な業務としている。管内23市町村の平均下水道普及率は約86.9%，4つの浄化センターの処理区域人口は約73万人、汚水処理量は1日当たり約23万m³である。

県東部下水道事務所は、3つの流域の下水道施設の建設及び3つの浄化センターとの管理調整等を主な業務としており、管内5市町における3つの浄化センターの処理区域人口は約16万人、汚水処理量は1日当たり約4万m³である。

ロ 被害状況

台風に伴う記録的な大雨により、中南部下水道事務所管内では、下水道管路内への浸入水量が増大し、複数の流域でマンホールからの溢水が発生した。また、河川水位の大幅な上昇により自然流下が阻害され、大規模な内水の滞留が発生し、阿武隈川下流流域で2か所、吉田川流域で3か所の計5か所の施設設備が水没した。特に、大郷ポンプ場では、揚水ポンプが10月13日1時30分に停止し、大郷町処理分区の下水流下が一時的に不能となった。

東部下水道事務所管内では、北上川下流東部流域下水道の女川第1ポンプ場（女川町）において浸水に伴うポンプ停止が発生したが、10月13日18時25分、非常用発電機の設置により運転を再開し、10月15日には商用電源による運転を再開した。

○ 対応

中南部下水道事務所では、10月12日15時19分から2個班による配備を開始し、同日19時50分の大浴特別警報の発表に伴い、全職員の配備体制へ移行した。その後、降雨の小康状態と下水流入量の減少を確認しながら配備体制を縮小し、15日12時の県内警報・注意報の解除を経て、17時15分まで配備を継続した。

各浄化センターでは、流入水量の増加に伴い、予備機を含めたポンプの運転を行い溢水被害の軽減に努めたが、指定管理者等と協力して数度の管路のパトロールを実施した結果、多くのマンホールから溢水の発生が確認された。13日1時30分には、大郷ポンプ場で、浸水により制御盤が故障し、一時的に揚水機能が停止したが、同日18時に仮設盤を設置し、機能を回復した。ま

た、浸水により、大和・大衡ポンプ場で非常用発電機が故障したほか、阿武隈川下流及び吉田川流域の幹線流量計3か所で故障が発生したが、いずれも送水への影響はなかった。

東部下水道事務所では、10月12日20時15分に全職員を配備した。北上川下流東部流域下水道の石巻東部浄化センターでは、13日0時から一次処理放流を開始し、11時30分に通常処理に移行した。北上川下流東部流域下水道の女川第1ポンプ場が浸水によりポンプ停止したが、13日18時25分、非常用発電機の設置により運転を再開した。14日15時までに管路パトロールを終了し、異常がないことを確認した。

流域下水道に関する検証

○ 評価できる点

- 「災害等警戒配備業務マニュアル」の理解・習得のため、定期的に災害対応訓練を実施していたことで、少人数の職員体制でありながら、涉外担当やパトロール担当等を適材適所に割り当てることで円滑に対応できたこと。台風が遠方にある時点から気象情報を注視し、大規模災害発生を予想し、配備体制を当初から2個班配備で開始してその後の急速な事態悪化に対応できたこと。管内全域で実施した管路パトロールについて、指定管理者等と連携して、それぞれの役割分担を明確にし、効率良く短時間で完了させたこと（中南部下水道事務所）。
- 緊迫した状況下で適切なタイミングでの一次放流の判断や非常用自家発電設備の設置等を行うことができた。これは、毎年実施している訓練により防災対策意識の向上を図っているためと思われる（東部下水道事務所）。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 少人数の職員体制においては、災害が広範囲に及んだ場合でも適正に対応できるよう職員個々の危機管理対応能力の向上が不可欠であり、若手や事務職にあっても指示待ちにならず率先して対応できる能力を身に付けさせることが急務である（中南部下水道事務所）。
- 東日本大震災以降に入庁した若手職員が多くなってきてるので、日々の職務や訓練を通じて技術力や災害対応力の伝承を行う（東部下水道事務所）。

○ 関連資料

令和元年東日本台風溢水箇所総括表

(単位：か所)	
流域名	溢水箇所数
仙塩流域	10
阿武隈川下流流域	52
鳴瀬川流域	0
吉田川流域	9
合計	71

令和元年東日本台風公共災害箇所総括表

流域名	被災施設名
阿武隈川下流流域	大河原幹線流量計
	阿武隈川幹線第2流量計
吉田川流域	大和・大衡ポンプ場非常用発電機
	北部幹線3流量計
	大郷ポンプ場動力制御盤

2 交通・土木施設等の被害状況と復旧

(1) 公共交通機関

○ 被害の状況や動き

イ 県内の公共交通機関に係る被災情報の収集・伝達

災害が発生した場合、鉄道、バス及び離島航路の被害や運行状況について情報収集、整理を行う。また、市町村及び鉄道事業者からの要請により、関係機関に緊急輸送の要請を行う。

ロ 被害状況等

(イ) 鉄道

▽JR線

東北新幹線は10月12日11時頃から順次運転を取り止め。在来線は同日15時頃から全線で運休。在来線は、線路の冠水や盛土の流出等の被害もあり、一時運休したが、10月27日までに県内全線で運行を再開。

▽阿武隈急行線

10月12日16時頃から全線で運休。

▽仙台市地下鉄

南北線、東西線とも平常どおり運行。

(ロ) バス

冠水等による道路の通行止めの影響で運休した路線や運行経路を変更した路線があったが、通行止めの解除により、順次運行を再開。

(ハ) 離島航路

夜間の運航はなく、船舶等への被害はなかった。また、高波等の影響により欠航したが、天候の回復に伴い、順次運航を再開。

○ 対応

発災翌日から、県内の鉄道、バス、離島航路の各事業者の被害や運行状況について情報収集、整理を行い、県総合交通対策課のホームページで情報発信を行った。

県内の公共交通機関のうち、東日本台風による被害が最も大きかったのは阿武隈急行線であり、全線で運休した。10月23日までに福島県側の福島駅～富野駅間で運行を再開したものの、県境の区間で甚大な被害を受け、宮城県側は運休を継続した。被害は50か所、被害額は約11億円に上った。利用者が多い丸森駅～楢木駅間の通勤・通学等の移動手段を確保するため、代行バス運行に向け、沿線市町と連携し、阿武隈急行（株）との調整を行い、10月21日から12月5日までの間、丸森駅～楢木駅間で代行バスを運行した。この間、阿武隈急行（株）は、福島県伊達市にある変電所から宮城県側に電気を供給できるよう、県境の区間で電柱・電線等、送電設備の復旧を急ぎ、12月6日に丸森駅～楢木駅間で、朝及び夕方の時間帯に限定し、列車の運行を再開した。

阿武隈急行（株）は、引き続き、県境の区間（富野駅～丸森駅間）の復旧工事を進めている。

公共交通機関に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 台風の接近を受け、鉄道事業者が早めに計画運休を行ったことなどにより、県内の公共交通機関においては、人的被害が発生しなかった。
- ・ 通信回線が機能していたため、県内の交通事業者はホームページにおいて隨時、被害や運行状況の情報発信を行っており、公共交通機関の状況把握を継続できた。

- 電話回線が機能していたため、阿武隈急行（株）や沿線自治体との連絡調整を支障なく行うことができ、JR東日本とほぼ同時期に代行バスの運行を開始できた。
- 国に対し、代行バス輸送経費に対する財政支援について要望したところ、補助制度の創設が実現した。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 阿武隈急行線は県境の区間が不通であり、福島県伊達市にある梁川車両基地に車両を回送してメンテナンスを行うことができないため、当面の間、丸森駅～楢木駅間は朝及び夕方の時間帯に限定して列車を運行せざるを得ない。
- 線路に隣接する山林の斜面の崩落による線路への土砂流入などの被害が発生したことから、鉄道事業者による線路敷地内の復旧工事だけでは、列車運行のための安全性を確保することは困難である。阿武隈急行（株）の限られた人員では、復旧に向けた関係機関との協議・調整に多くの時間を要することから、国や沿線自治体の支援が必要不可欠である。
- 当面は県境の区間の復旧工事を進め、列車を安全に運行できる状態にすることを目指している。

○ 関連資料

阿武隈急行線あぶくま駅被災状況



(2) 道路施設

○ 対応

イ 台風来襲前の準備（警報発令前）

10月11日から事前通行規制に関し、各土木事務所と調整を図り、11日の夜間から異常気象時通行規制区間、冠水の恐れのある区間など26路線、26か所で事前通行規制を開始した。

ロ 台風襲来中（警報発令中）

各事務所から冠水、倒木、法崩れなど、状況に応じた通行規制の連絡を受け、規制箇所を取りまとめるとともに、規制開始や状況等について、府内をはじめ東北地方整備局などの関係機関と情報共有を図った。また、県内図に反映した規制箇所（94路線、171か所）を県道路課ホームページで公開するなど、交通規制状況の情報発信に努めた。

ハ 道路啓開

丸森町内の県道丸森靈山線や県道丸森梁川線は、豪雨による渓流からの土石流出や法面崩壊、

新川や内川の増水による路肩欠壊など、被害が甚大で通行不能となり、筆甫地区や羽出庭地区が孤立した。このため、県では、地元建設業や（一社）宮城県建設業協会の会員の協力により、孤立解消やライフラインの復旧に向けて道路啓開を行った。その後、県道丸森梁川線は12月19日の8時に通行規制解除となった。

ニ 直轄権限代行による道路啓開・災害復旧

丸森町内の国道349号は、豪雨による渓流からの土石流出や法面崩壊、阿武隈川の増水による路肩欠壊など、被害が甚大であったため、県が道路啓開を行うことは極めて困難であったことから、国に直轄権限代行による道路啓開を要請し、早期規制解除を行った。当該箇所の復旧は、国直轄管理である阿武隈川に挟まれた極めて狭隘な箇所での施工となり、道路のみならず河川関連工事との一体的な施工が必要不可欠であるが、県においては、甚大かつ広範囲な被害に対して、事業実施の人員が不足し、早急な復旧に支障を来しかねない状況であることから、円滑かつ迅速な復興のためにも、国に災害復旧の代行を要請した。

道路施設に関する検証

○ 評価できる点

- 事前通行規制を行った区間においても法崩れや浸水被害があったことから、早期の対応により、道路利用者の安全が確保されたものと判断される。
- 適時、規制情報の共有を図ったことで、問い合わせ等への対応を速やかに行うことができた。
- 啓開作業の進捗状況については、図面化し、毎日更新し、県土木部内での情報共有を図った。また、丸森地区の町道も含めた通行可能路線を図面化し、県土木部内をはじめ、関係機関で情報共有を図った。
- 道路法第48条では、重要物流道路（代替・補完路も含む）における管理の特例について規定されており、国道349号は代替・補完路に指定されていることから、この規定に基づき、啓開について国に要請し、代行による道路啓開が進められた。（全国初の実施）
- 東日本台風による災害について、大規模災害からの復興に関する法律第2条第9号に規定する「非常災害」に指定されたことから、同法第46条第1項に基づき、県から国に対して、特定災害復旧道路工事の施行を要請した。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 早期対応により、道路利用者の安全性が確保されたことから、今後も、気象状況等を踏まえて、早めの対応を行う。
- 大規模な浸水被害が発生したことで、通行規制が間に合わない箇所もあったことから、車両の水没などの被害も発生している。また、道路冠水により、避難所へのルートが制限されるなどの影響も出ていることから、冠水要因等について調査を行い、対応を検討する。
- 啓開作業の進捗状況については、現地の状況が確認出来ない中、情報共有が図られた点は評価できることから、今後も、同様な災害が発生した場合の参考としたい。
- 直轄権限代行による道路啓開要請は、全国初の実施であったため、精算手続き等のスキームが確立されてなく、その対応に時間を要した。

(3) 河川・ダム施設

○ 対応

イ 台風襲来前の準備（警報発令前）

平時より洪水予報に係る気象台との合同演習や、平成30年西日本豪雨を踏まえた同時多発的な水位上昇を想定した洪水対応演習、各ダムで異常洪水時を想定した訓練を行っていた。

また今回の台風来襲前には、事務所への注意喚起や、台風に伴う降雨に関する情報収集と発信、備品の準備を行った。

ロ 台風襲来中（警報発令中）

- ・気象台と連携した洪水予報の発信
- ・ホットラインの実施（関係市町村長等に河川水位等の情報を直接伝達）
- ・報道機関への対応
- ・ダム洪水調節に関する報告
- ・宮城県河川流域情報システム（以下、「MIRAI」という。）による情報提供

ハ パトロール時被災調査

ニ 災害調査・報告

- ・被災報告のとりまとめ
- ・被害の情報収集と国への報告

ホ 応急対応時

- ・応急工事における権限代行制度の活用（10月12日発災～10月23日要請～11月5日完了）
- ・応急箇所の情報収集と国への報告

ヘ 災害査定準備

- ・設計書審査
- ・設計図書の簡素化

ト 災害査定期

- ・災害査定随行（11月～令和2年2月）

チ 事業実施期

- ・権限代行要請から実施まで（10月12日発災～令和2年1月30日要請）
 - (イ) 権限代行までのスケジュール調整
 - (ロ) 国土交通省治水課査定
 - (ハ) 直轄災申請内容の摺り合わせと本申請までの調整

河川・ダム施設に関する検証

○ 評価できる点

イ 台風襲来前の準備（警報発令前）

- ・洪水調節の操作方法の確認やダム事務所等の関係機関への情報伝達を円滑に行うことが出来た。また出水前に工事現場内及び重要水防箇所の現場点検の指示、警戒配備体制の徹底などの注意喚起を行うことが出来た。
- ・仙台管区気象台の記者発表に参加し、降雨時間等の情報を県河川課内で共有することで、配備体制の計画等、事前準備を行うことが出来た。また、今後の気象状況を事務所へ連絡することが出来た。

- ・ 水位情報の整理表（ホワイトボード）を事前に準備することで、配備への対応が円滑にできた。
 - ロ 台風襲来中（警報発令中）
 - ・ 泛濫危険情報を関係市町に速やかに伝達することが出来た。
 - ・ 貯水位・流入量予測により、その後の東北地方整備局への報告をスムーズに行うことができた。
 - ニ 災害調査・報告
 - ・ 事務所からの被害状況等の情報を適宜収集し、越水・溢水箇所を国（東北地方整備局）へ報告することができた。
 - ホ 応急対応時
 - ・ 要請から13日で応急工事が完成した。
 - ・ 事務所からの応急対応状況を適宜収集し、国（東北地方整備局）へ報告することができた。
 - ヘ 災害査定準備
 - ・ 被災箇所の多い大河原管内分の設計書は、主務課が事務所に赴き、事務所で設計書審査を行い、効率化を図った。また、設計図書の簡素化により、各断面と設計内容の相違がないか確認に要する時間の短縮となった。
 - ・ 審査時の時間短縮が可能となった。
 - ト 災害査定期
 - ・ 随行期間が1週間となることから、随行者の通常業務をカバーする班体制が十分ではなかったものの、第8次査定までの随行対応を行い、各査定で予定していた査定件数を完了することができた。
 - チ 事業実施期
 - ・ 東北地方整備局、県ともに事例が無く、手続き等が不明であったことから、九州の事例についてヒアリング等を行い、代行スケジュールや申請方法等を把握した。
- 課題と今後の対策の方向性
- イ 台風来襲前の準備（警報発令前）
 - ・ 今後も継続して訓練を実施していく。
 - ・ 情報伝達訓練において、2回線ある県河川課へのFAX受信が集中すると送信が出来ず、速やかな情報伝達が出来なかつたが、送受信が同時に出来るように改良した。
 - ロ 台風襲来中（警報発令中）
 - ・ 各河川の水位が同時多発的に上昇したため、洪水予報の発表までに時間を要した。
 - ・ 同時多発を想定した仙台管区気象台との合同演習を実施し、速やかな対応が出来るようにする。
 - ・ 報道機関からの被災箇所の確認や水位の上昇に関する今後の見通しなど、問合せに対する事実確認に時間を要した。
 - ・ 被災箇所図や水位到達時の整理表等を事前に準備する。
 - ・ 今後も東北地方整備局との連携を図り、情報の速やかな伝達を行う。
 - ・ 一般用のMIRAIホームページがアクセス集中によって一時的に閲覧できない状況となつたため、令和2年度出水期までにMIRAIのサーバーを増設する。

ニ 災害調査・報告

- 各事務所からの被災報告の内容確認に時間を要し、取りまとめに苦慮した。
今後も事務所及び東北地方整備局と連携を図り対応していく。

ホ 応急対応時

- 今後も事務所及び東北地方整備局や関係機関と連携を図り対応していく。

ヘ 災害査定準備

- 災害査定を受ける設計書審査を行う上で、設計内容が災害手帳に基づいた考え方となっているか、県マニュアルや通知にあった考え方となっているか、現場状況にあった復旧方法を採用しているか、各事務所内で設計書作成の仕方の統一が図られているか等、慣れるまで審査に時間を要した。今後、県河川課内の情報共有、事務所への周知を徹底し、適切に対応する。

チ 事業実施期

- 今後、権限代行が必要となった際の手引き等となるように今回の取組内容を整理する。

(4) 砂防関係施設

○ 被害の状況や動き

イ 異常気象警報発令時の対応

予め規定した配備体制により配備。指定管理者による巡回を実施し、被害状況を報告。

ロ 被害状況

- 土砂災害： 227か所 丸森町ほか 15市町
- 施設被害： 67か所 石巻市ほか 6市町

ハ 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、被害状況調査、災害報告、国庫負担申請を実施し、被災した砂防関係施設を復旧する。

ニ 河川等災害関連事業

当該年度に発生した風水害、震災等により土砂崩壊等が発生し、放置すれば時期降水等により被害が拡大する恐れのある箇所に対して緊急的に砂防関係工事を実施する。

○ 対応

台風襲来前に関係事務所への事前周知を行ったほか、台風による直接影響が出る前の10月12日から配備を行った。また、台風襲来後の警戒体制を整備するよう関係事務所へ周知し、関係市町村に対しては警戒避難体制構築のため、大雨に警戒するよう通知を行った。土砂災害警戒情報発令に当たっては、仙台管区気象台と適切連絡調整を行い、県防災砂防課上層部へは発令の都度メールにて報告を行った。

土砂災害や施設災害が確認された箇所については、関係事務所より情報収集を行い、一つの表にとりまとめをするなどして情報を受信した担当者から次の担当者への引継ぎをスムーズに行った。

14日に知事から国土交通大臣へ「台風19号の災害対応に関する要望書」提出し、それを受けた16日に東北地方における災害等の相互応援に関する協定に基づくTEC-FORCE要請を県土木部長から東北地方整備局へ行った。それを受けた、17日より土砂災害専門家(TEC-FORCE高度技術指導班)によるヘリコプター調査及び地上での調査が開始された。なお、調査範囲については中部地方整

備局が阿武隈川左右岸の土砂災害で東北地方整備局(新庄河川事務所)は内川水系流域の土砂災害調査を実施した。調査結果を踏まえ、阿武隈川水系内川流域については、斜面崩壊に伴う土砂や流木により土砂災害が数多く発生しており、上流に残存する土砂や流木が再稼働することによる二次災害の懸念されたため、阿武隈川水系内川流域における国直轄砂防事業の実施について東北地方整備局へ要請した。

阿武隈川流域については、調査報告書を踏まえ、事業実施区分について、県道路課や県森林整備課と何度も打ち合わせを実施して、事業区分について早期に決定した。

砂防関係施設に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 連絡体制の構築が図られた。
 - ・ 事前周知及び台風襲来後の周知によって、警戒避難体制を構築する事ができた。
 - ・ ヘリコプターでの上空からの調査によって、地上からは見られない被災箇所を確認する事ができ、被害の大きさを確認した。
 - ・ 阿武隈川流域の事業区分を早期に決めたことによって、事業調整に無駄な時間を費やすことなく災害関連事業の検討を行う事ができた。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 土砂災害の被害状況の取りまとめに時間を要したので、様式等について予め見直しを行う必要がある。

○ 関連資料



被災状況（ヘリ写真）（丸森町）



被災状況（登米市）

(5) 港湾施設

○ 被害の状況や動き

イ フェーズ別高潮・暴風対策の実施

高潮・暴風警報の発表が予想される場合、水門・陸閘の閉鎖準備を行う等、段階（フェーズ）毎の行動を計画に基づき実施。

※平成30年9月の台風21号に伴う高潮・暴風により、大阪港や神戸港において浸水被害が発生し、コンテナの倒壊や漂流、電気系設備の故障等により港湾の利用に対して長期間の影響が発生したことを受け、国土交通省港湾局では、「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガ

「イドライン」を平成31年3月に改訂。このガイドラインを基に、県においても台風に伴う高潮・暴風対策として、各種気象状況を活用して適切な段階（フェーズ）を想定し、それに応じた具体的な行動計画の内容や実施するタイミングを整理した計画を策定。

□ 被害状況

- ・金華山港 防波堤 L=52.8m 47,447千円 パラペットの倒壊
- ・女川港（高白地区） 航路 A=2,366m² 56,964千円 土砂流入による埋塞
- ・女川港（横浦地区） 航路 A= 218m² 4,229千円 土砂流入による埋塞
- ・女川港（大石浦地区） 航路 A= 504m² 6,722千円 土砂流入による埋塞
- ・御崎港 防波堤 L=1.5m 23,971千円 被覆ブロック流出

△ 業務概要

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、被災状況調査、災害報告、国庫負担申請を実施し、被災した公共施設を復旧するもの。

○ 対応

事前対応として、フェーズ別高潮・暴風対応に基づき、災害復旧及び復興事業において設置を計画している陸閘221基のうち、整備が完成した93基について、事前閉鎖作業を実施した。

台風襲来後、臨港道路については10月12日～13日にかけて5か所が冠水等により通行止め措置を実施した。また被災状況調査については、接続する道路及び臨港道路の一部区間が通行止めとなつたことから、これを迂回しながら実施し、港湾施設5か所の被災が確認された。離島である金華山港の被災状況調査については、波の状況もあり、10月15日にTEC-FORCE隊員と共に調査し、防波堤の被災状況を確認した。女川港の高白地区については、地元漁協より養殖作業の開始前までに土砂撤去の依頼があり、それに応じる形で必要最小限の土砂撤去を実施した。

港湾施設に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 陸閘の事前閉鎖を実施したことにより、被災リスクを低減させることができた。
- ・ 女川港の3地区の埋没被害のうち、高白地区については漁業者の養殖作業が実施される時期であったことから、影響のある箇所について迅速に浚渫を実施し、利用者の経済活動への影響を最小限に抑えることができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 港湾関係災害については比較的少ない被災件数であり、県、港湾局、財務局の人員配置の関係も考慮すると、道路や河川部門の災害査定の開始より前に査定を完了させる必要性があった。さらに、港湾施設の被災については、通常の公共施設の被災の場合と提出様式が異なり、また、関係機関との調整も全て主務課としてとりまとめる必要があるが、そのノウハウが不足しており、査定の前日まで事前協議を実施する状況となつたため、今回の対応状況について、様式や日程表を整理し、今後に備える必要がある。

(6) 空港

○ 被害の状況や動き

県では、災害発生時における仙台空港及び仙台空港アクセス鉄道の被害状況や運航・運行状

況を速やかに把握するため、仙台国際空港（株）と仙台空港鉄道（株）と連絡体制を整備している。

今回の東日本台風の最接近が夜間、週末となることが予想されたことから、あらかじめ連絡体制等を再確認していた。

イ 仙台空港の状況

(イ) 運航状況

10月12日 95便欠航（国内線：出発43便、到着48便、国際線：出発2便、到着2便）

10月13日 25便欠航（国内線：出発15便、到着10便、国際線：出発0便、到着0便）

10月14日 通常運航

(ロ) 施設被害状況

10月13日 6時時点において、A滑走路南側のエプロン及びその周辺に冠水が確認されたが、13日からの運航再開に支障なし。（冠水は14日に解消）

ロ 仙台空港アクセス鉄道の状況

(イ) 運行状況

10月12日 34本運休（15時46分仙台発から運転見合わせを実施）

10月13日 70本運休（終日運休予定 → 16時以降18本復活運転）

※13日は始発より終日運転見合わせの予定であったが、安全な運行が確認できたこと、航空機の到着が出始めたことから、予定を繰り上げて16時08分から徐行による運転再開

10月14日 通常運行

(ロ) 施設被害状況

各駅において、以下とおり故障が発生したが、13日夕方からの運転再開に支障なし。

・仙台空港駅：ホーム発車標故障

・杜せきのした駅：ホーム発車標故障、ホーム照明、エスカレーター故障

（いずれの設備についても、後日復旧。）

○ 対応

仙台空港及び仙台空港アクセス線において、台風の接近に伴い、12日から計画的な運休を実施し、天候の回復等に合わせて、13日から運行を再開。これらの状況について、事前に確認していた連絡体制に基づき両社から情報提供を受け、とりまとめを行った。

このほか、所管する空港周辺緑地について、台風通過後に職員によるパトロールを実施し、被害が無いことを確認した。

空港に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 日頃から打ち合わせの場などを通じて顔の見える関係を構築し、また、台風接近に備えて、連絡体制、連絡内容を確認していたことで、被害状況等の把握を速やかに行うことができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 今回は、あらかじめ連絡体制の確認を行う時間的な余裕があったことから、情報収集・伝達に課題は生じなかったが、地震や航空機事故等、突発的な事案が発生しても、連絡体制が確実に機能するよう日頃から確認を行う必要がある。

(7) 公園施設

○ 被害の状況や動き

イ 異常気象警報発令時の対応

予め規定した配備体制により配備した。また、指定管理者による巡回を実施し、被害状況の報告を受けた。

ロ 被害状況

宮城県総合運動公園において、異常豪雨に伴う法面崩落により、園路広場や転落防止柵等の公園施設が計5か所（L=146.9m）被災した。

ハ 災害復旧

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、被害状況調査、災害報告、国庫負担申請を実施し、被災した公園施設を復旧することとした。

○ 対応

大雨・暴風警報の発表が予想されたことから、10月12日及び13日の2日間を臨時閉園とする措置を行った。併せて、臨時休園中の園内巡回の実施と巡回後の結果報告を各公園の指定管理者へ指示した。

被害状況調査の結果、宮城県総合運動公園において、法面崩壊による園路広場や転落防止柵、排水施設等の被災が5か所確認された。法面崩壊による土砂の流出被害が複数箇所に及んだことから、10月14日から被災箇所周辺について、立入禁止措置を講じた。また、被害拡大防止のため、法面崩壊部をブルーシートで覆い、雨水の浸透防止措置を講じた。その他、4公園については大きな被害がなかったことから、14日以降、通常どおり開園した。被害のあった宮城県総合運動公園については、早期の復旧完了を目指し、災害査定前に工事着手するため、国土交通省都市局と協議を行い、応急本工事に着手した。

公園施設に関する検証

○ 評価できる点

- 台風来襲前に全ての公園を臨時閉園したことにより、公園利用者の被災リスクを低減できた。国土交通省と事前協議を実施して、応急本工事を実施することにより早期復旧が可能となり、利用者の利便性向上やオリンピック等の行事開催への影響を低減できた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 公園利用者の安全を第一に考え、公園毎の特性を踏まえながら事前閉園措置や被災後の立入禁止措置の手順を予め整理して、災害に備える必要がある。

(8) 堆積土砂排除

○ 被害の状況や動き

イ 堆積土砂排除事業の概要

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、都市計画区域内における市街地に多量の土砂が堆積した場合において、国は災害復旧事業、堆積土砂排除事業を行う地方公共団体に支援を行うことにより、民生の安定を図り、公共の福祉を確保するもの。（宅地や私道に堆積した土砂及び流木の撤去が対象であり、災害廃棄物が混入した土砂は基本的には対応でき

ないが、環境省事業との連携により、一括した撤去・処分が可能。事業主体は市町村。)

□ 堆積土砂排除事業の活用実績

東日本大震災等、過去の災害発生時には、災害廃棄物の撤去・処分は環境省が所管する「災害廃棄物処理事業」、道路や河川等の公共土木施設へ堆積した土砂の撤去・処分は国土交通省が所管する「公共土木施設災害復旧事業」等で対応したが、個人や法人が所有する宅地や私道等に堆積した土砂を撤去・処分する「堆積土砂排除事業」は過去に東北地方での活用の実績はなかった。

ハ 東日本台風における「堆積土砂排除事業」の活用について

県内の複数の市町村において河川の氾濫による土砂の堆積が発生したが、稲わらや災害廃棄物の混入が多い市町においては、環境省の「災害廃棄物処理事業」により対応することとなり、堆積土砂排除事業の活用は、五福谷川、新川等の氾濫により、大量の土砂が堆積した丸森町中心周辺部（都市計画区域内＋隣接する集落地）の1か所となった。

丸森町の堆積土砂の撤去については、低割合であるが災害廃棄物の混入が確認され、家屋の撤去を伴う事から、環境省事業との連携事業により実施することになった。

○ 対応

イ 県内市町村に対する支援

発災から3日後、事業を所管する国土交通省都市局都市安全課と特に浸水被害の大きかった丸森町及び大郷町の現地調査を実施し、採択要件への合致性の確認と事業制度の説明を行い、事業活用の可否について迅速化を図った。

併せて、他の市町村に対しても、堆積土砂の状況の確認と事業制度の説明を実施し、堆積土砂排除事業の活用を促した。（丸森町以外の堆積土砂が発生した市町村については、土砂に「稲わら」の混入等が多い事などから、環境省事業を活用することになった。）

□ 丸森町に対する支援

(イ) 土砂の仮置・分別ヤードの確保

応急仮設住宅の建設や災害廃棄物の仮置き等により、町内における一定規模の平地が不足し、排除した土砂の仮置や混入している廃棄物の分別を行う仮置ヤードの設置場所の決定が難航した。仮置ヤードの運用が遅れると、結果として生活環境の改善や復旧事業の進捗に大幅な遅れが生じることから、府内において農地災害を担当する農林水産部へ協力を仰ぎ、農地災害復旧事業予定箇所を期限付きでヤード化するスキームを立案し、丸森町へ提案した。

（仮置ヤード：整備着手11月21日 運用開始12月10日）

(ロ) 技術的支援

「堆積土砂排除事業」の活用にあたっては、これまで東北地方での活用実績がなく、初動から災害査定、事業終了までの必要な準備、対応や体制の構築等について、同事業の活用経験のある広島県へ赴き情報を収集し、丸森町に対して情報を提供した。

その他、丸森町に週2回程度赴き、事業を進める上での相談や、土砂撤去時に調整が必要となる河川等を管轄する部署との協議に同席し、協議の円滑化を図った。

堆積土砂排除に関する検証

○ 評価できる点

- これまで活用実績がなかった事業を、被害が甚大で町職員のマンパワー不足が顕著であった

状況で取り組むのは困難を伴ったが、県として経験のある自治体から情報を収集し、フェーズ毎に必要な行動を促す等、事業を所管する国と、事業を実施する町との調整を行い一定の成果を上げることができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 今回の台風における甚大な被害では、住民の生活再建のために宅地内からの堆積土砂の排除が急務であったが、マンパワー不足のほか、特に事業経験者不足が課題となった。
- ・ 突発する災害対応は、あらかじめ災害に備えた平時の事前準備が重要であることから、国土交通省が募集した“まちなかに堆積した土砂の排除”についてノウハウを伝授できる地方公共団体の職員・OB で構成される「復旧・復興まちづくりセンター」及び“地方公共団体が連携し、情報共有等を行い、対応力を高める事を目的とした「パートナー都市」”として登録し、事業経験者が異動しても、一定の対応力を保持できる仕組みを活用することとした。

○ 関連資料



丸森町内の土砂堆積状況（1）



丸森町内の土砂堆積状況（2）

第8節 農林水産業の被害状況と復旧

1 農林水産業の被害状況

○ 被害の状況や動き

(1) 農業

農業関係の被害額は、638億9,865万円であった。

イ 農業関連被害

農業関連被害額は、農地・農業用施設被害が524億4,043万円、農業関係施設被害が37億6,911万円、農業用資機材被害が23億8,009万円、農作物被害が36億5,084万円、貯蔵収穫農産物被害が3億9,415万円、生活環境施設被害が4億9,345万円で合計631億2,807万円であった（表3-8-1）。

ロ 畜産関連被害

畜産関連被害は6億5,738万円であった（表3-8-1）。

ハ その他（県所管施設等）

その他（県所管施設等）被害は、1億1,320万円であった（表3-8-1）。

表3-8-1

3月26日時点

被害種別	市町村数	被害内訳	被害額(千円)
農地・農業用施設被害	34	農地被害、揚水機被害、道路被害、水路被害、頭首工被害、ため池被害、橋梁、附帯施設等	52,440,428
農業関係施設被害	25	パイプハウス、鉄骨ハウス、農業倉庫、乾燥調整施設他浸水被害等	3,769,111
農業用資機材被害	15	トラクター、コンバイン、穀物乾燥機他浸水被害等	2,380,087
農作物被害	32	水稻・大豆・野菜類冠水、果樹落果等	3,650,843
貯蔵収穫農産物被害	18	米	394,150
生活環境施設被害	6	農業集落排水	493,450
畜産施設等被害	15	家畜、畜舎、飼料他浸水被害等	657,376
県有施設被害	5	園内法面崩落、道路陥没、ほ場防風林被害、種子選別機備品及び原種の浸水被害等	113,204
計			63,898,649

(2) 水産林業

水産林業関係の被害総額は、水産業関連被害が6億2,594万円、林業関連被害が143億3,787万円、その他（県施設等）が265万円であり、合計149億6,646万円の被害額となった。

イ 水産業関連

河川の増水や氾濫により、県内のサケふ化場12施設において浸水や土砂の流入等の被害が発生したほか、内水面の養魚場において養殖池の損壊や養魚の死滅などが発生した。また、流木等が河川から海に流入し、漁港の埋そくや海岸保全区域への漂着が発生した。さらに、カキ養殖施設等の破損やカキ落下等の被害が発生した（表3-8-2）。

表3-8-2

被害種別	市町村数	被害内訳	被害額(千円)
水産施設被害	8	さけふ化場・内水面養魚場・水産加工設備他浸水被害, 定置網被害等	144,327
漁船等被害	6	漁船転覆・水没等	20,524
漁港施設等被害	6	漁港の埋そく, 海岸保全区域への流木等の漂着	231,570
養殖施設被害	7	カキ養殖施設・ギンザケ養殖施設被害, ノリ種網落下流出, カキ処理場被害等	72,613
水産物等被害	8	カキ落下, ギンザケ流出, 内水面養魚死滅等	156,908
計			625,942

ロ 林業関連

記録的な大雨により、丸森町など26市町村の林道381路線で法面崩壊や路面の洗掘等が発生したほか、23市町の221か所で山腹崩壊が発生するなど大規模な被害となった。

また、治山施設では、防災林造成盛土の法面の浸食等が発生し、林産施設についても、木材加工等施設の浸水や、きのこ生産施設の損壊等の被害が発生した（表3-8-3）。

表3-8-3

被害種別	市町村数	被害内訳	被害額(千円)
林道被害	26	法面崩壊・路面洗掘等	4,310,759
林地被害	23	山腹崩壊	9,753,130
治山施設被害	7	防災林造成盛土法面浸食等	51,192
林産施設等被害	15	木製歩道損傷, 建物浸水, 木材加工等施設浸水, きのこ生産施設損壊等, 木造公共施設の浸水, 木材生産施設の浸水	222,787
計			14,337,868

2 農林水産施設の復旧

(1) 農業・畜産業支援

農林水産省は、東日本台風により被災した農業者に対し、農業用機械や園芸施設、畜舎等の再建・修繕を支援するための「強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)」を10月25日に発動した。同交付金による国の助成率は、園芸施設の再建等については3/10以内、農業用機械の再取得、畜舎の再建等については1/2以内であった。発災後の被害状況から、大河原・仙台・北部管内の農業用施設被害が甚大であること等全県の被害状況が明らかになってきたため、県では、関係課室や東北農政局等と協議し、この助成に加え一律4/10の上乗せ補助を行い、一日も早く営農再開できるよう支援を行った。

また、岩沼市で育苗していた本県育成いちご新品種「にこにこベリー」親株苗が冠水により全滅したことから、県農業・園芸総合研究所で緊急的に育苗を行った。

イ 農業

○ 被害の状況や動き

県では、これまで農業施設の災害に備え、宮城県農業共済組合等と連携し、各種研修会時や

各種補助事業の導入時などに、農業施設共済制度等への加入周知を図ってきており、農業者も各自の経営に応じて農業施設共済制度等に加入し、災害への備えを行ってきた。

○ 対応

農林水産省の支援制度と併せて、経営体に有利な支援制度が選択できるように農業法人に対して中小企業庁の中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の情報提供を行った。さらに、各種支援制度を活用した農業用施設等の再建・修繕にあたっては、令和元年台風10, 13, 15, 17号によりもたらされた農林水産業被害の再建・復旧作業と重なることから、農林水産省、環境省、総務省から全国の鋼材、被覆資材等の関連メーカーに対し資材の円滑な供給に向けての協力依頼がなされた。本県においても農業用施設等の復旧に多くの農業者が取り組むことから、県内の関係機関を対象とし、12月に開催した「農作物次期作付種子等購入助成事業」説明会の中で協力要請を行ったほか、1月に「令和元年台風第19号の被災地における農業用ハウスの早期復旧に向けた対応について」を県農政部長通知で発出し、県内農業施設等の再建・復旧工事が円滑に進められるよう協力要請した。

また、農家への「にこにこベリー」親株苗配布については、農業・園芸総合研究所での緊急的な育苗の結果、当初計画どおり行うことができた。

農業支援に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 県関係課室等と連携し、国庫事業に県の嵩上げ支援を組み合わせたことで、農業者の負担軽減が図られ、被災農業者が取り組みやすい事業となった。
- ・ 県内での再建・復旧事業の取組が本格化する時期に合わせて県内施設園芸関係企業等へ改めて協力要請することにより、再建・復旧工事の円滑な推進につなげた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 施設等の復旧に相当な時間を要することから、農林水産省事業、中小企業庁事業ともに令和2年度繰越事業となる。関係機関等と連携を図りながら、事務の円滑な実施を図る必要がある。
- ・ これからも頻繁に発生することが想定される大雨や強風などの自然災害に対するリスクマネジメントとして、園芸施設共済や農業収入保険等への加入促進を図る必要がある。

○ 関連資料

農業関係施設被害（2月27日15時時点）

パイプハウス、鉄骨ハウス、農業倉庫、乾燥調製施設他浸水被害等

被害件数799棟、被害面積40.9ha、被害額3,776,797千円

□ 畜産業

○ 被害の状況や動き

(イ) 河川の氾濫等に伴う浸水及び暴風雨による施設・機械への被害

河川の氾濫等に伴う畜舎等の浸水・土砂の流入に伴う畜舎及び飼料収穫機械等の被害、暴風に伴う屋根等の破損など畜産関連施設・機械の被害は多岐に及んだ。県全体の被害畜産家の半数が丸森町に集中しており、局地的な豪雨が丸森町に甚大な被害を及ぼした。

(ロ) 被害状況の把握と被災した自治体への支援

被害状況を迅速に把握するため、県家畜保健衛生所及び地方振興事務所畜産振興部が市町村の畜産関連被害の状況把握に努めた。また、被害が甚大な丸森町等については、管轄する家畜保健衛生所職員が現地調査を実施。家畜保健衛生所は家畜伝染病の予防及びまん延防止のため、県内全ての畜産農家の飼養状況を把握していることから、農家情報を活用し、被災地域の畜産農家の状況を確認するとともに、自治体との情報共有を図りながら、畜産被害の全体像の把握に努めた。

○ 対応

国の災害支援事業に関する東北ブロック説明会を受け、県内の畜産関係団体を対象とした災害支援事業の打合せ会を開催。関連事業の補助対象及び補助内容について情報共有を図るとともに、各事業の県内事業主体について確認・調整を行った。

酪農関係事業は県内酪農団体及び全農宮城県本部、肉用牛及び養豚関連事業は（一社）宮城県畜産協会が事業実施主体として事業要望の取りまとめを行うことし、養鶏関連事業は全国団体と養鶏農家との直接対応を基本としながら、宮城県養鶏協会が必要に応じて対応することとした。

畜産業支援に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 県単独事業による農家負担の軽減

畜舎等の再建や修繕、撤去に対する国と県を合わせた負担割合は9割となり、市町村等の嵩上げを含めた場合は全額負担となり、被害農家の営農再開と営農継続、営農意欲の醸成に大いに資する事業となった。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 被害状況の確認から支援対策事業の要綱等の改正・制定、事業実施主体等の調整・決定まで多くの時間を要した。
- ・ 被害報告の内容が主に被害農家からの聞き取りを基本としているため、単語や単位等の表記に統一性がなく、統計的な処理と経時的で分かりやすい資料作成が困難であった。
- ・ 被害が大きい自治体については、県と関係団体等がチーム体制を作り、積極的に被災地域の情報収集を図る。また、被害報告に用いる単語の共通化（例：乳牛、乳用牛）と単位・換算方法（例：ロール、個、kg）のルールをあらかじめ設定し、被害状況の積み上げと統計的な処理が可能で、分かりやすいフォーマットを作成する必要がある。

(2) 農地・農業用施設

○ 対応

イ 県の主な対応

10月15日、県農政部内に「農業農村整備関係災害対応連絡会議」を設け、関係する3課1室で構成する横断チームを結成し、通常業務とは別に今回の災害の各種課題等について、チームごとに対応を行った。当該チームは時間の経過とともに変化するニーズに合わせて柔軟に変更するとともに、業務量に応じて人員の配置も見直した。

また、今回の豪雨により白石市の農業用ため池が決壊し、下流の人家に被害が発生する事態が生じたことから、東日本大震災を機にパートナーシップ協定を締結している国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構の技術協力を得て被害調査を行った。決壊メカニズムの解明のほか、復旧方法の検討及び今後の農業用ため池の設計・施工・管理に当たって専門的な立場から助言をいただいた。

ロ 冠水農地の排水対策

河川の氾濫や決壊、排水機場の浸水による運転停止等により広大な農地が冠水し、早期の排水対策が必要となった。県は、10月14日から市町村・土地改良区からの災害応急用ポンプの設置要望を聞き取りし、ポンプを貸し出しそる東北農政局土地改良技術事務所と設置の調整を行い、10月22日までに22か所ポンプを設置し排水を行った。また、台風による被害が大きかった丸森町などでは、ポンプ設置の現場立会を役場職員等に代わって県職員が行い早期排水を行った。

ハ 排水機場の応急対策

東日本台風の豪雨により、県内の河川の堤防決壊、越水、溢水等を主原因とする排水機場の浸水で26か所の排水機場が稼働不能となった。10月17日に今回の台風災害に係る揚水機場等の被災調査等に関する会議を開催し、ポンプメーカー及び販売代理店13社に、被災施設と被災状況の正確な把握調査、被災している場合には、その仮復旧及び本復旧の方法等の提案の協力を求めた。これにより、ポンプメーカー及び販売代理店では、10月18日から県内の用水・排水機場の現況調査を実施し、県、施設管理者、ポンプメーカー等と被災状況や復旧方法等の情報を共有することができた。

浸水により稼働不能となった排水機場26施設のうち、電気設備等の被災が軽微であった施設は、緊急に電気設備の仮配線、ポンプ電動機の洗浄・乾燥、ポンプエンジンの分解・点検・洗浄等を行い、ポンプの仮復旧に努め、仮復旧での稼働ができない施設については、仮設ポンプを設置するなどの応急工事を11月末までに16施設で実施した。

二 災害査定

発災時期が遅かったこと及び被害が甚大であったことから、通常の方法では対応が困難であると判断し、国と調整のうえ、既存の地図や航空写真を活用した「代表断面方式」、また、被害が甚大な丸森町においては、代表地区のみ調査測量設計を行ったうえで申請し、他の地区については代表地区の単価を使用する「標準単価方式」を採用することとした。また、定型の条件書を事前に作成すること等により、査定を円滑に進めることができた。

災害査定は、12月第1週から令和2年1月第2週までの6クール、各1班から4班体制（延べ19班）で実施され、県全体の査定申請件数は2,355件、申請額25,554百万円、査定額25,345百万円で、査定率は99.2%となっている。このうち、丸森町分については、査定申請件数は1,814件、申請額17,301百万円、査定額17,293百万円で、査定率は99.9%となっている。

ホ 被害が甚大な市町への支援

県内の広い範囲で農地・農業用施設に被害が発生したが、中でも大河原管内及び北部管内における被害が甚大であった。このため、両管内の市町を中心に県から応援職員を延べ435名派遣し、農地及び農業用施設等の被害調査や防災重点ため池の点検・調査を行った（表3-8-4）。加えて、丸森町をはじめとする大河原管内及び大崎市に対し、農林水産省から水土里災害派遣隊（MAFF-SAT）を延べ321名派遣いただき、被害調査や技術支援を実施した（表3-8-5）。

また、11月25日には大河原地方振興事務所農業農村整備部内に「NN関連災害復旧支援チーム」を新設し、査定申請に向けた助言や申請書作成支援を行った。また、災害復旧に当たって被害程度が大規模で復旧に高度な技術を要するもの等については、団体営ではなく県営で実施するなど、被災市町村の負担軽減を図った。

農地・農業用施設に関する検証

○ 評価できる点

イ 県の主な対応

- ・ 時間の経過とともに求められる対応が変化する中、横断チームを柔軟に編成することで、各課題に対し迅速かつ実行性のある対応が可能となった。
- ・ 農業農村整備関係災害対応連絡会議を定期的に開催することで、関係者間において各課題等に対する対応状況や進捗状況などの情報共有を図ることができた。
- ・ 防災重点ため池に選定された農業用ため池の決壊という特別な事象に対し、専門的な立場から助言をいただけたことは、復旧に当たっての大きな推進力となった。

ロ 冠水農地の排水対策

- ・ 日頃から災害応急用ポンプを貸し出しうる東北農政局土地改良技術事務所及び市町村・土地改良区と会議等を通じ顔が見える関係を構築していたことで、速やかな連絡がとれ、早期の湛水排除を行うことができた。

ハ 排水機場の応急対策

- ・ 東日本大震災でも津波により沿岸部の多くの排水機場が稼働不能となり、その際にポンプメーカー等への調査依頼を行っていた例があったことから、それを参考とすることにより、迅速な対応と早期の被害状況把握が可能となった。

ニ 災害査定

- ・ 標準単価方式による、査定申請を提案・調整のうえ作成し国の了解を得ることにより、丸森町における査定申請書類の作成に係る作業時間及び査定に要する時間を大幅に減じることができ、期日までに全ての査定申請を行うことができた。

ホ 被害が甚大な市町への支援

- ・ 県庁内及び出先事務所との連携により、被害の甚大な市町における被害調査等に対して、計画的に職員を派遣することができた。また、こうした支援により被害状況を早期に把握することができ、その後の災害査定等に係る作業を迅速に進めることができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

イ 県の主な対応

- ・ 東日本台風災害で得られた災害対応に係る知識や知見を若い職員等に継承していくため、定期的に災害に係る研修会等を開催していく必要がある。

ロ 冠水農地の排水対策

- ・ 今後も、ポンプを貸し出しうる東北農政局及びポンプを必要とする市町村・土地改良区と会議等を通じスムーズな連絡を行えるようしていきたい。

ハ 排水機場の応急対策

- ・ 上記により、早期の被害状況把握が可能であったが、主な被災が排水機場の電気設備であ

ったことから、完全復旧には時間を要することとなった。

- ・ 大規模災害発生時の活動状況・内容を記録し、保存することの重要性を認識したことから、今回の活動状況も保存する。

ニ 災害査定

- ・ 代表断面方式及び標準単価方式の採用地区について、災害復旧工事を発注するためには、別途調査測量設計を行う必要があり、復旧までの期間を短縮するものではない。
- ・ 復旧工事完了までのプロセスにおける課題等を確認し、検証を行う必要がある。

ホ 被害が甚大な市町村への支援

- ・ 技術職員の不足により、農地・農業用施設の災害復旧に対応できない市町村があった。
- ・ 県自身も技術職員が不足しており、県内市町村へ職員を長期派遣できる状況になかった。
- ・ 地方自治法派遣による全国の市町村間の応援スキームにおいて、技術職員（特に農業土木職）の派遣要望が充足されなかつた。
- ・ 災害時の職員派遣が可能となるよう、あらかじめ県の技術職員の増員を図る。
- ・ 全国的に市町村には農業土木職がないため、農地・農業用施設の災害復旧に係る応援派遣として、他市町村の土木職の派遣が受けられるよう制度又は運用を見直す。

○ 関連資料

表3-8-4 県から被災市町村への派遣状況（10月13日～12月27日）

被災市町村	派遣職員	被災市町村	派遣職員	被災市町村	派遣職員
丸森町	80	名取市	5	涌谷町	4
角田市	19	岩沼市	8	栗原市	4
白石市	26	大衡村	4	登米市	31
大郷町	50	利府町	4	石巻市	44
松島町	14	七ヶ浜町	3	東松島市	5
大和町	16	仙台市	2	気仙沼市	4
山元町	2	色麻町	11	南三陸町	6
亘理町	2	大崎市	80		
富谷市	7	加美町	4	合計	435

表3-8-5 水土里災害派遣隊の派遣状況（10月23日～令和2年1月10日）

被災市町	被害調査	技術支援	合計
大河原管内	32	213	245
大崎市	16	60	76
計	48	273	321

(3) 仙台湾における稻わら等の回収

○ 被害の状況や動き

イ 仙台湾におけるアカガイ漁場の状況

仙台湾は、刺網漁業や底曳き網漁業など沿岸漁業者が操業する漁場であり貝桁漁業により漁獲される仙台湾のアカガイは、色・艶も良く、本県の特産品となっている。

台風により稻わらや河川敷のヨシ類などが阿武隈川から仙台湾に流入し、河口に近いアカ

ガイ漁場を中心に大量の稻わら等が堆積した。

□ 稻わら等の回収にかかる要望

稻わら等の堆積によりアカガイにへい死が危惧され、また、アカガイ操業の際に大量の稻わら等が入網し操業の支障となっていたことから、アカガイ漁業者から漁場の稻わら等の回収支援について、県に要望が出された。

○ 対応

イ 稲わら等回収に向けた国事業の活用

アカガイ漁場等の健全化を図るため、台風の特例措置により、稻わら等の回収活動に必要な人件費や燃油代などの経費が全額国から助成される「水産多面的機能発揮対策事業」の活用に向け、水産庁と調整した。

ロ 効率的な稻わら等の回収に向けた現地協議

阿武隈川から漁場に流入した稻わら等は、河口から放射状に広く拡散したことから、仙台市から山元町までの漁業者により構成された「仙南4地区小型底曳き網漁業連絡協議会」と協議を重ね、アカガイ貝桁漁船だけでなく、大型で回収能力も高い底曳き網漁船の漁業者も参加して回収作業を実施する事業計画を作成した。

ハ 漁業者による回収作業

回収作業は、12月19日から令和2年2月3日までの間に13日、延べ126隻により実施された。その結果、ヨシ類を主体に流木など約40トンが回収され、現在はアカガイ漁業の操業に支障がない状況となっている。

仙台湾における稻わら等の回収に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 仙南4地区で貝桁、底曳き網、刺網漁業者で組織する既存の協議会を活用することで、関係者漁業者間の意思疎通が速やかに行われ早期に回収作業に着手することができた。また、通常の操業とは異なり、大量の稻わら等の入網で漁船や漁網に大きな負荷がかかる状況での作業であったが、漁業者の適切な判断と無線等による密な連絡により海難等の事故なく回収作業を終えることができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ・ 仙台灣は、各河川等から流入するゴミや泥等が堆積することから、漁業者が操業時に入網したゴミ等を自己負担なしで処分できるよう市町と連携して国補助事業の活用を進め、処理体制を構築しておく必要がある。

※海岸漂着物等地域対策推進事業（国7／10、自治体負担3／10）

○ 関連資料

稻わら等回収状況



(4) 漁港・海岸施設の復旧

○ 被害の状況や動き

東日本台風で県内の漁港施設や漁港海岸施設に大きな被害はなかったが、洪水等の影響により大量の流木等が漁港内を漂流し、航路や泊地等を閉塞したほか海岸にも漂着した。

イ 漁港漂流物の処理

県管理18漁港と市管理49漁港で漂流物が確認され、船舶航行や養殖施設への影響が懸念されたため、応急工事として漂流物の撤去作業を実施し、集積後に乾燥作業を経て2月に処理を完了した。

ロ 漁港海岸漂着物の処理

漁港海岸の漂着物については、県管理2海岸と市町管理3海岸で確認され、県管理の荒浜漁港海岸、網地漁港海岸と石巻市管理の池ノ浜漁港海岸において、災害関連緊急大規模漂着流木等対策事業の活用により、それ以外の市町管理2海岸は維持管理業務により集積及び搬出を行い、2月に処理を完了した。

○ 対応

イ 漁港施設

大規模な航路や泊地の埋そくは、国庫負担法による災害復旧事業として処理することとし、10月13日に応急工事による協議を行い、速やかに撤去作業に着手した。災害採択基準に満たない箇所は、県環境生活部と協議のうえ、海岸漂着物等地域対策推進事業（所管：環境省）として処理を進めた。

ロ 漁港海岸施設

海岸保全区域に漂着した流木等については、県土木部及び農政部と連携し、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業として、10月15日に国と協議を開始した。

漁港・海岸施設の復旧に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 漁業活動に影響のある航路、泊地の漂流物の撤去は、水産庁と綿密に調整を行い、国庫負担法に基づく災害復旧事業の応急本工事により、速やかに撤去した。
- ・ 海岸漂着物については、漁港海岸のほか、建設海岸、農地海岸にも漂着物が確認されたことから、県漁港復興推進室や河川課、農村整備課、石巻市とで調整し、2課1室1市の共同で災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業が採択され撤去した。
- ・ 漂流物等の撤去については、可能な限り補助事業を活用し、県単独費の支出抑制に努めた。

○ 課題と今後の対策の方向性

・ 事業制度

災害復旧事業と災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業は事前着手が可能であるが、海岸漂着物等地域対策推進事業は、補助金交付決定後の着手が条件であることから、今回、災害復旧事業の採択要件外の漂流物は、県単独費で陸揚げ作業を行わざるを得なかった。

今後は、年度当初における県内一円を対象とする海岸漂着物等地域対策推進事業の補助金交付申請を行い不測の事態に備えることとしたい。

- 漂流物処理

漂流物処理に当たり、漁港内に仮置き場がないことから、仮置き場を分散して設置するなどの対応が必要となったほか、被災した沿岸市町では、一般廃棄物処理施設が復旧されていないため、当該自治体内で処理出来ないところもあった。

今後、市町と協議し、災害ゴミの仮置き場を事前に設定するとともに、処分場についても近隣市町と事前調整し広域処理を行うこととしたい。

(5) 林業関係施設等

- 被害の状況や動き

林道施設については、26市町、381路線、1,244か所で43億円あまりの被害が発生し、東日本大震災を上回る、近年で最大規模の被害であった。木材生産施設や、木材加工施設、木造公共施設等の林産施設についても、15市町村で2億円あまりの被害が発生した。

- 対応

林道施設については、被害の大きい石巻市、登米市、丸森町、南三陸町などに、10月15日から12月6日までの延べ46日間に、県職員を延べ186人派遣し、市町が管理する林道の被害箇所の調査を実施するなど、早期復旧に向けて市町への支援を行った。また、林野庁などに災害復旧事業の実施に向けた現地調査等への人的支援を要請したところ、林野庁（本庁及び東北森林管理局）及び国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター合同による、林道施設災害復旧技術者チームが派遣された。同チームにより登米市と南三陸町において延べ106人による調査が行われ、災害復旧事業の査定申請のための基礎資料（概略測量、図面作成、数量計算等）作成の支援を得た。

さらに、国との調整等を行い、災害査定を12月23日から27日まで受けるとともに、引き続き年明け1月6日から31日までの計5週間にわたり11班の体制で受けることとなった。

なお、今回の災害については甚大な被害が生じたことから、大規模災害査定方針を適用し、多くの箇所において机上査定及び設計図書の簡素化による災害査定が実施された。

林産施設については、必要に応じて林業普及指導員などの県職員が被害状況の調査を行うとともに、復旧に向けた管理主体に対する補助金による支援のため、林野庁と調整を行いながら補正予算の確保に取り組むとともに、その他の補助事業の活用に向けた助言等を管理主体に対して行った。

林業関係施設等に関する検証

- 評価できる点

- 林道施設の被害状況調査や災害査定等への対応については、所属や役職に関わらず森林土木に係る技術職員等が結集するとともに、林野庁などからの技術支援の調整も迅速に行い、市町の支援に当たった。
- きのこ等の特用林産物の生産施設については、日頃の林業普及指導員と生産者とのネットワークが有効に活用され、被害状況や要望等の把握が迅速に行われた。

- 課題と今後の対策の方向性

- 林道施設の災害復旧に対応する市町村の体制が脆弱であることや、県においても森林土木に

係る技術職員の人材育成が更に必要である。

- 林産施設については、防災や復旧に向けた指導等を円滑に行うためにも、日頃から生産者等施設の管理者と連携を密にしていることが重要である。

○ 関連資料

表 3－8－6 林道施設災害の概要

圏域	林道被害(26市町)			災害復旧事業(15市町)		
	路線数	箇所数	被害額(千円)	路線数	箇所数	事業費(千円)
大河原	67	218	1,816,734	39	111	1,779,586
仙台	50	150	365,307	2	4	14,714
北部	53	95	150,307	5	8	32,131
栗原	8	12	2,200	0	0	0
東部	72	492	972,860	26	51	478,713
登米	69	86	206,191	10	16	164,152
気仙沼	62	191	797,160	19	29	258,607
合計	381	1,244	4,310,759	101	219	2,727,903



林道「鶴の平線」（丸森町）



林道「大福地線」（石巻市）



林道「味噌作線」（石巻市）



林道「地切線」（南三陸町）

(6) 林地被害状況等の把握と災害復旧事業への対応

○ 被害の状況や動き

イ 林地被害等の情報収集

異常気象により発生した山腹崩壊や土砂流出等の林地被害の情報は、規定により報告経路に従って各市町村から収集される。

ロ 山地灾害危険地区の点検

治山事業においては、山崩れや地すべり、土石流などの山地災害が発生するおそれの高い民有林を「山地灾害危険地区」に指定し、定期的に点検を実施するほか、大雨などの後に随時現場を確認している。

ハ 災害関連緊急治山事業

被害が甚大であり、早急な対策が必要な林地被害については、国庫補助事業である災害関連緊急治山事業により対応し、年度内に事業着手することとしている。被害発生後20日以内に事業計画を林野庁へ提出し、国からの事業採択を受ける。

○ 対応

イ 市町村からの被害情報の収集

短期間に記録的な大雨となったことにより、各地で道路が冠水し、市街地周辺の被害が甚大だったことから、山間部の調査が進捗しない状況となった。

ロ 県の事務所による被害調査

ほぼ市町村からの報告がない中、被害状況を少数の事務所担当職員で把握する状況となったことに加え、林道被害が甚大であり、現地への到達が極めて困難な状況となった。発災後3日目に確認された林地被害の件数は、県内で2件というものだった。

ハ 林野庁東北森林管理局による空からの調査

陸上からの調査が進まない中、発災後5日目、林野庁東北森林管理局でヘリコプターによる被害調査を実施することとなり、県からも依頼して、合同で特に甚大な被害となった丸森町周辺の調査が行われた。その結果、多数の山腹崩壊地が確認された。

ニ 国土地理院ホームページ掲載の正射画像の活用

著しく道路が被災した丸森町については、国土地理院による正射画像も活用し、山間部の山腹崩壊状況の把握に努めた。その結果、発災後9日目、58か所の林地被害（県内で90か所）を把握した。

ホ 林野庁による技術支援

発災後10日目、林野庁から災害関連緊急治山事業に係る財務協議の資料提出スケジュールが示されるとともに、資料作成のための技術講習会の実施について提案があり、11月8日、事務所担当職員を参集し仙台合同庁舎で、林野庁災害査定官を講師として講習会を開催した。申請予定箇所が事業採択要件に合致するか、復旧計画は適切か、資料の作成技術などについて箇所ごとに具体的な助言を受けた。

ヘ 測量設計業務の発注

発災後11日目、災害関連緊急治山事業に係る資料作成が急がれる中、事務所において、概算設計による測量設計業務の発注準備を進めた。また、10月31日、事務所担当職員を参集し、復旧対策に係る業務の円滑化を図るため「台風第19号災害に係る災害対応打ち合わせ会」を開催した。

ト 災害関連緊急治山事業の事業計画書の提出

林野庁に県内21か所分の事業計画書を5回に分けて提出（第1回目：11月15日～最終第5回目：12月20日）。申請額は総額で2,130,690千円となった。

チ 災害対応職員の補強

甚大な被害となった丸森町をはじめ、仙南地域の災害復旧対策を迅速に進めるため、12月1日付けで、大河原地方振興事務所林業振興部へ職員4名の兼務を発令した。

リ 12月27日時点の被害状況と予算対応

林地被害として221か所（被害額：9,753,130千円）、治山施設被害として22か所（被害額：51,192千円）が県内で集計された。治山施設被害については、国庫補助事業に該当しない小規模なものであることから、通常の施設の維持管理の中で対応することとし、林地被害については、早急な対策が必要な75か所について、令和元年度補正予算（11月及び2月）及び令和2年度当初予算の合計で約42億3千万円の予算を計上した。残りの146か所については令和3年度以降計画的に復旧することとした。

林地被害状況等の把握と災害復旧事業への対応に関する検証

○ 評価できる点

- 林野庁東北森林管理局との協力体制

特に丸森町においては陸上からの調査が進まず、情報収集を報道機関に頼るような状態の中で、林野庁東北森林管理局とのヘリコプターによる合同調査により被害規模が把握されたことは、復旧対策について国との調整を迅速に進めることにつながった。

- 林野庁による技術支援

11月8日の技術講習会では、講師から、事業計画書の作成について、国の財務協議をいかに円滑に進めるかという視点でわかりやすい説明があり、箇所ごとに不足する写真・データ等が具体的に指摘されたことにより資料作成の効率化が図られた。災害関連緊急治山事業の計画書作成経験のない職員にとって大変有益なものとなった。

○ 課題と今後の対策の方向性

- ドローン等の活用による被害状況の把握

異常気象が頻発する中、これまで以上に今後は、広範囲な地域の早期の被害状況の把握が必要となる。ドローン等の装備を進め、職員の配置も含め迅速に災害に対応できる体制を整備していくことが必要と思われる。

- 治山事業を担う職員の技術力向上

日頃から研修等を通じて被害状況の把握や応急復旧対策に係る職員の技術力の向上を図ることが必要と思われる。

○ 関連資料



山腹崩壊状況（丸森町子安地区）



技術講習会の模様

(7) 県有林の林地・林道被害について

○ 被害の状況や動き

イ 県有林及び県有林林道について

県有林の面積は12,330haで、県内民有林面積の約4%を占め、水源かん養や水土保全、木材供給、保健休養などの多面的機能の発揮を通じて、県民の安全安心を支える重要な役割を果たしている。県有林を適切に管理するため、県有林林道26路線、総延長26.673kmを整備し、その維持・管理を行っている。

ロ 災害対応について

県有林事業（造林、保育、林道・作業道整備等）、県有林巡視、立木調査等の管理業務を（一社）宮城県林業公社（以下、「林業公社」という。）へ委託している。被害状況の把握は、委託業務の巡視を中心に情報収集を行うほか、出先事務所にも被害調査、情報提供を依頼している。

台風等による大雨で林道が被災することもあるため、小規模な土砂災害復旧は、同管理業務において実施し、一定規模以上の災害復旧については、土木工事として別途発注する。

なお、災害対応資材として、土嚢、通行止め看板、標識ロープ等を県庁に常備している。

○ 対応

イ 災害対応

(ア) 応急措置：「節ヶ崎線」

10月13日8時過ぎに県森林整備課に対して、県有林林道「節ヶ崎線」の終点付近で営業しているキャンプ場管理者から、「林道法面からの崩土が林道に堆積し通行ができなくなった。孤立状態となっているため、崩土土砂を排土し、通行を確保して欲しい。」と要請があった。

孤立解消及び応急復旧の観点から、利府町に連絡し、応急措置を依頼したところ、崩土を路肩に寄せて、自動車の通行を確保する応急措置が当日中に実施された。

(ア) 被害状況

出先事務所、林業公社、市町村、地域住民からの情報提供によって、県有林林地及び県有林林道等27か所の被災が判明した。県有林の山腹斜面が崩壊し、立木が流出、傾倒するなどの林地被害が8か所で発生したほか、県有林林道13路線及び作業道6路線が被災し、路面への土砂堆積、路面洗掘、路肩崩壊等が発生したため、通行止等の措置を講じた。

県有林林地被害	8か所（うち、早急対応 2か所）
県有林林道被害	13路線（うち、早急対応 13路線）
県有林作業道被害	6路線（うち、早期対応 1路線）
計	27か所

□ 復旧計画

林地及び林道被害のうち、民生安定のため、早期対応を要する3か所（※1）の復旧は、比較的小規模であることから、林業公社への業務委託で実施することとした。

集落を結ぶ連絡線形で生活に密着した路線や沿線に耕作中の水田があるなど早期復旧を要する9路線の復旧工事を年度内に着手することとした。

作業道の被害については、専ら県有林施設に使用し、一般住民は往来しないため、令和2年度の早期に復旧工事に着手する。

※1：①「節ヶ崎線」の本復旧、②県有林林道「春日線」の路肩崩壊による通行止め

③大崎市内県有林の山腹崩壊に起因する農業用水路の閉塞及び住居水道管露出

ハ 災害復旧予算措置

被災した林地及び林道等を早期に復旧し、被害の拡大防止を図るため、11月補正予算において、84,000千円を計上した。

倒木等の伐採・処分費	9,000千円	(業務委託事業費)
調査・測量費	7,500千円	(林道管理費)
災害復旧工事費	67,500千円	(林道管理費)
計	84,000千円	

県有林の林地・林道被害に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 県有林は県内一円の広範に所在し、災害発生の有無などの迅速な情報収集が難しいが、林業公社への委託業務の巡回事業を活用することで、県内各地の県有林の災害発生状況を確認し、情報を収集した。また、地元住民や町役場から電話による被害情報が寄せられ、被害状況の把握に役立った。
- ・ 災害が多発し、測量設計コンサルタントの確保が困難な状況となったため、林業公社の協力を得て、直営による調査、簡易測量等を行い、復旧計画及び実施設計書を作成した。
- ・ 取りまとめた被害状況のうち、民生安定上の観点から早期復旧を要する3か所は、比較的小規模であることから、林業公社に委託している管理業務委託での施工が可能と判断し、施工内容の協議・指示を急ぎ、12月末までに復旧を終えることができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

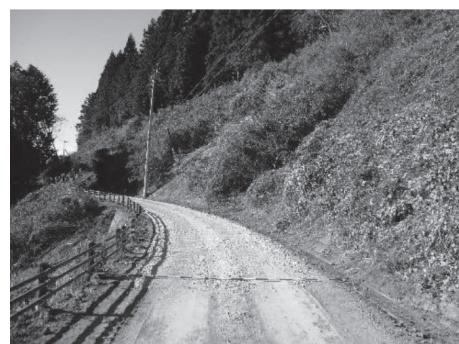
- ・ 県有林の管理経営に係る業務は班員6名の体制で実施しているが、平常時の業務を前提としており、また、森林土木のスキルがない職員もいるため、規模の大きい災害が発生した場合に災害調査、復旧計画策定等の業務をスムーズに行うのは困難である。応援職員の派遣や出先事務所に被害調査及び復旧工事の設計、発注、監理の執行を委任するなどの臨機の措置が必要であるが、大規模災害時には出先事務所の体制も逼迫しており、調整に難しさがある。
- ・ 県有林の適正な管理のため県有林林道を整備・管理しているが、災害発生時の応急対応措置の手段がない。不測の事態があったときに、応急措置を講じられるよう県道等の管理と同様に建設業者等に非常時の林道維持管理がなされる仕組み、体制づくりが必要である。

○ 関係資料 早期対応した県有林道2路線の復旧前後の写真

(1) 筋ヶ崎線



崩土による通行止め



復旧状況

(2) 春日線



路肩崩壊による通行止め



復旧状況

3 農林水産業の経営再建等対策

(1) 農林業

○ 被害の状況や動き

自然災害発生時等における金融支援策として適用される県単資金

イ 農林業経営サポート資金

社会的・経済的環境の変化や局地的な災害等により一時に経営が悪化するおそれがある農林業者に短期運転資金を融通し、農林業経営の維持及び安定を図る資金制度。無利子で資金を融資した金融機関に、県から年利1%以内で利子補給を行う。

ロ 農業灾害対策資金

災害等により被害や費用負担等を受けた農林業者に必要な資金を低利で融通し、営農意欲の増進と農林業経営の再建を図る資金制度。資金を融通した金融機関に対して市町村が利子補給した場合、県から市町村に利子助成を行う。

○ 対応

台風により農作物や農業機械・施設等に被害を受けた農業者が速やかに営農再開できるよう、JA宮城中央会や農林中央金庫、銀行等との連携・調整を図りながら、県単資金(農林業経営サポート資金、農業灾害対策資金)による金融支援策を速やかに講じた。

イ 農林業経営サポート資金

10月23日に、東日本台風による被害を農林業経営サポート資金が適用される災害に指定し、利子補給事業を実施することとした。

(イ) 貸付条件等

貸付限度額 以下の①または②のいずれか低い額

①個人150万円 法人500万円

※農林業所得が総所得の過半を占める個人については300万円

②東日本台風による個々の経営における農林業被害額

貸付利率 無利子

資金使途 短期運転資金

償還期間 1年以内

借入申込機関 11月1日～令和2年2月28日まで

貸付期間 令和2年3月31日まで

取扱金融機関 宮城県内の農業協同組合、七十七銀行の宮城県内営業店

(ロ) 貸付実績

取扱金融機関	貸付件数	貸付金額	利子補給承認年月
JA 新みやぎ	1件	1,500千円	12月3日
JA 名取岩沼	1件	210千円	1月24日
七十七銀行	1件	2,200千円	3月6日
JA 新みやぎ	1件	5,000千円	3月24日
(計)	4件	8,910千円	

□ 農業災害対策資金

11月1日に、東日本台風による被害を農業災害対策資金が適用される災害に指定し、利子補給事業を実施することとした。

(ア) 貸付条件等

貸付限度額 個人300万円 法人500万円

※農林業所得が総所得の過半に満たない個人については150万円

貸付利率 年0.175%以内

※JAグループによる利子補給により、JAから借り入れた場合は無利子

資金使途

- ・被害施設等の補修や更新に要する経費
- ・購買代金等に充てるための運転資金

償還期間 5年以内

借入申込機関 融資機関で貸付準備が整った日から3月13日まで

実施市町村 仙台市、白石市、角田市、登米市、栗原市、大崎市、柴田町、丸森町、松島町、大和町、大郷町、大衡村、美里町

農林業の経営再建等対策に関する検証

○ 評価できる点

- ・ JA宮城中央会や銀行、市町村等との調整を速やかに行うこと等により、台風による被害発生から短期間のうちに農林業経営サポート資金や農業災害対策資金を貸付できる体制を整備することができた。

(2) 営農相談窓口

○ 被害の状況や動き

被害を受けた農業者の営農への影響が懸念されるため、10月15日から、県農業振興課、各地方振興事務所農業振興部及び亘理・美里農業改良普及センター(計10カ所)に営農相談窓口を設置した。

○ 対応

相談窓口では、営農・生活等に不安を持つ農業者の方からの相談に対し、営農の安定継続を図るため、浸水・冠水等の被害を受けた農作物等への対応に関すること、農業用機械及び施設の再建に関すること、営農資金に関すること、農業共済及び収入保険制度に関すること等について、関係者が相互に連携・調整しつつ的確かつ迅速に支援を行った。

また、農業革新支援センター(県農業振興課内)が中心となり、「台風第19号接近に伴う農作物等の技術対策(令和元年10月9日)」、「台風第19号により浸水・冠水した農作物等の技術対策(令和元年10月15日)」を作成し、関係機関に通知し、県ホームページで公開したほか、普及指導員等に対する営農相談Q&Aを発行(更新4回)し、対策にあたった。

営農相談窓口に関する検証

○ 評価できる点

- 相談件数は240件(10月138件、11月61件、12月14件、1月以降23件)と、その多くが被害発生直後に寄せられている。生産技術・経営関係では、浸水・冠水により、ほ場内や用排水路等へ堆積した稻わらの対応や処理、ほ場内に堆積した泥等の対策、倉庫に保管していた玄米等の浸水被害への対応についての相談が多くあった。また、浸水・冠水した農業機械の取扱いや、営農再開までの雇用者の維持に関する相談など、様々な相談が寄せられた。営農再開に向けての支援制度の公表後は、支援制度の活用についての相談が大半を占めている。

また、県大河原農業改良普及センターでは、甚大な被害が発生した丸森町の要請により、町内の認定農業者約110経営体の被害状況調査を、他の農業改良普及センター、県農業振興課の職員の協力を得て実施した。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 被災した農地での営農再開となるため、すき込んだ稻わらの影響などに適切に対応できるよう、現地巡回や農業者からの相談に関係機関と連携して取り組んでいく。また、令和2年産水稻の作付開始までに復旧が間に合わない水田については、大豆など他の作物の栽培を進め、安定的な生産ができるよう技術指導を行い、早期の営農再開に向けて支援していく。

○ 関連資料

公所別相談件数（10月15日から令和2年3月31日までの集計）

営農相談窓口	件数	相談区分（件数）					
		A 生産技術・経営	B 営農資金	C 機械・施設	D 農業共済・収入保険	E 関連制度・補助事業	F その他
大河原地方振興事務所	54	12	5	1	2	31	3
仙台地方振興事務所	36	10	0	3	0	22	1
北部地方振興事務所	13	8	0	1	0	4	0
北部地方振興事務所栗原地域事務所	7	3	1	1	0	2	0
東部地方振興事務所	30	23	1	0	0	4	2
東部地方振興事務所登米地域事務所	10	3	2	0	0	4	1
気仙沼地方振興事務所	10	3	0	0	0	3	4
亘理農業改良普及センター	15	7	0	1	2	5	0
美里農業改良普及センター	55	28	3	7	1	14	2
農業振興課	10	2	0	1	0	6	1
相談件数合計	240	99	12	15	5	95	14

(3) 農作物次期作付種子等購入助成事業

○ 対応

発災後から適宜報告された被害状況から、特に発災後に収穫期を迎える大豆や園芸作物等の被害が甚大であることが明らかになってきた。そのため、県庁関係課室や東北農政局等と連携しながら協議をし、大豆や園芸作物等の再生産に向けた事業（「農作物次期作付種子等購入助成事業」）を立ち上げることとした。大豆や水稻では、年度内の播き直し等は不可能だったため、国庫事業は活用できず、県単独事業により次期作付種子購入経費の1/3以内を補助することとした。

また、園芸作物では、令和元年8月から9月に伴う大雨等による日本各地での発災を受けて、国が既に立ち上げていた令和元年度中の営農再開に要する経費への補助事業（総事業費の1/2以内を補助。以下、「国庫事業」という。）の残額に対する県費補助（国庫補助残額の1/3）のほか、令和元年度内の営農再開が困難である地域では、国庫事業が活用できないことから、令和2年4月以降の営農再開に要する経費を補助（事業費の1/3以内）することとした。12月には市町村や農業関係団体、各地方振興事務所を対象とした「農作物次期作付種子等購入助成事業」の全体説明会を開催して広く周知し、事業を実施した。

農作物次期作付種子等購入助成事業に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 県庁関係課室や国等と連携しながら、国庫事業だけでなく、県単独で支援するための事業としたことで、幅広く農家等を救済することができる体制を整えた。

また、被害の大きかった市町村からの要望もあり、事業実施に当たっては市町村の補助上乗せを要件とせず、市町村以外に農業者が組織する団体等が事業実施主体となることも可能とし

たことで、被災現場の実情に合った事業の実施が図られた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 本事業を立ち上げるに当たり、予算要求や府内関係課室との連携に時間を要し、本事業の正式な市町村等への施行が1月中旬となったことから、2月から3月にかけて本事業の事務手続きが集中することになった。このため、府内関係課室等と密接に連携し、事務の円滑な実施を図る必要がある。また、今後は農業保険、特に平成31年から始まった収入保険への加入促進等を農業者へ働きかけ、セーフティネットの構築を図る必要がある。

○ 関連資料

3月26日時点

〈農作物の被害(品目別集計)〉

作物名	被害面積(ha)	被害額
1 水稻	1,363.0	786,659.9 千円
2 大豆	6,133.9	1,315,949.4 千円
3 野菜類	315.7	1,398,117.0 千円
4 果樹	79.2	71,837.2 千円
5 その他(そば・花き等)	182.5	78,279.7 千円
	8,074.2	3,650,843 千円

(4) 畜産業

○ 被害の状況や動き

イ 浸水等に伴う家畜の溺死

豪雨に伴う河川の氾濫及び土砂やがれきの流出により、本県の畜産農家は甚大な被害を受けた。特に丸森町の山間部では道路の寸断、電源の不通に伴う飼養環境の悪化により一部の鶏舎では肉用鶏等が死亡したほか、大郷町の吉田川流域では河川の氾濫に伴う増水のため、一部の畜舎では肉用牛等が溺死するなど甚大な被害を受けた。

ロ 道路の寸断に伴う必要物資の運搬遮断

河川の氾濫等に伴い、丸森町の山間部では一部道路の路肩が崩落し、道路が寸断、電力も不通となったことから、飼料等の必要物資や生乳の搬送ができなくなった。飼料の枯渇が懸念されたほか、生乳運搬車の通行が出来ないため、一部農家では生乳を廃棄せざるを得ない状況となるなど、山間部の一部では畜産農家の孤立が続いた。

ハ 稲わら等の粗飼料の流出

県全体の畜産分野への被害では、稲わら不足が深刻な問題となった。稲刈り直後の水田で予乾中の稲わら等が河川の氾濫等に伴う増水で流出や水没し、利用できなくなった。

稲わらは牧草と同様に家畜の重要な飼料であり、また、牛にとっては居住スペースの敷材としても利用される重要な物資のため、県内の肉用牛・乳用牛の共通の重要課題となった。

○ 対応

イ 家畜化製処理施設等の稼働状況、家畜死体処理等への対応

溺死した死亡家畜を円滑に処理するため、県内の運搬事業者（3事業者）の稼働状況及び家畜死体処理施設の被害状況を確認し、適宜情報提供と調整を行ながら、生産者団体とも緊密な連携を図り、迅速かつ円滑に全ての死亡家畜の処理を行った。

ロ 生産者団体・関係団体・行政・自衛隊との連携による営農再開への支援

丸森町では一部の道路が寸断され、復旧作業も未定であったため、孤立した畜産農家への生活物資及び飼料や燃料等の必要物資の陸上での輸送を断念し、自衛隊による空輸を要請。

県災害対策本部、農業政策室・畜産課等の府内関係部署の連携を図りながら自衛隊との調整を図り、丸森町と酪農団体とが連携しながら必要物資を確保し、必要物質をヘリコプターにより孤立した畜産農家へ搬送した。また、生乳の廃棄については、環境省から生乳処理施設へ搬入が不可能である期間の特例措置として回答を受け、周辺環境に十分配慮した上で、自己の所有する草地等へ還元することとした。

ハ 稲わら等の粗飼料の緊急確保支援策

稻わら等の粗飼料不足の解消を図るため、国の災害支援事業と同様の県単事業を検討し、11月補正予算で必要予算を確保し、畜産農家の不安解消と早期の営農再開に向けた支援策を実施した。

・緊急粗飼料確保対策事業（稻わら等の代替粗飼料確保支援）

内容：浸冠水により稻わら等の粗飼料が収穫できなかった畜産経営体（3名以上の生産者集団）等に対し、代替粗飼料購入経費の一部について、畜産関係団体を通じて助成

助成単価 粗飼料1キログラム当たり5円以内（県単独で支援）

※別途国による同様の支援あり（1kg当たり5円以内）

畜産業の経営再建等対策に関する検証

○ 評価できる点

- 東日本大震災における災害支援対応及び平成29年に本県で発生した高病原性鳥インフルエンザへの家畜防疫対応の経験が活かされ、畜産職員の災害支援への積極的な意識と具体的な行動が伴い、積極的な被災現場の状況把握や被災地が求めている支援へのアプローチ等が比較的円滑に行われた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 畜産農家・行政・関係団体における災害への心構えの醸成（主要道路の不通を想定したサブルートの確保、緊急時に備えた物資輸送及び調達手段の確保等）

○関連資料

道路の寸断



浸水した牛舎内外



牛舎にせまったく土砂



浸水した牛舎からの牛の救出



死亡頭羽数及び被害戸数

3月26日時点

	成畜	育成畜	子畜	肥育	合計頭数(頭)	被害戸数(戸)	被害額(千円)
豚	11		2,000	58	2,069	2	52,822
肉用牛	9		44	36	89	6	55,654
乳用牛	4		4		8	4	5,864
採卵鶏	323				323	2	904
ブロイラー		3,800			3,800	1	2,090
肉用鶏			22,820	43,000	65,820	4	28,455
計	347	3,800	24,868	43,094	72,109	19	145,789

※被害報告と整合性のあるものについて計上

被害戸数

	被害戸数(戸)	内訳
豚	2	蔵王町1, 丸森町1
肉用牛	6	石巻市2, 角田市2, 大郷町1, 色麻町1
乳用牛	4	丸森町4
採卵鶏	2	仙台市1, 南三陸町1
ブロイラー	1	登米市1
肉用鶏	4	仙台市1, 石巻市2, 丸森町1
計	19	

第9節 商工業等に関する応急対策

1 商工業の被害状況

○ 被害の状況や動き

東日本台風の豪雨により、県内の商工観光業者は、建物の浸水や浸水に伴う設備、商品の水没等の被害を受け、被害総額は約141億円にのぼった。その内訳として、工業関係が約60億円、商業関係が約66億円、観光関係が約13億円であった。

被害は県内全域に及び、特に被害が大きかった丸森町では被害額が約69億円と全体の半分を占める被害状況であった。

○ 対応

被害状況を迅速に把握するため、支援機関や団体を通じて、被害状況を把握したほか、特に被害の大きかった丸森町、大崎市等については、職員が現地確認を行った。

被災直後は、浸水区域を特定できなかつたため、県土木部の協力の下、被災直後の衛星写真を活用して、想定される浸水区域を管内図に落とし込み、被害状況の把握に役立てた。

県経済商工観光部独自で東北経済産業局を交えた被害状況報告会を開催し、商工観光業の被害状況を共有するとともに、被災事業者に必要な支援策について、意見交換を行った。

商工業の被害状況に関する検証

○ 評価できる点

- 把握した被災状況を迅速に国と情報共有した結果、本県の被災状況が激甚災害として指定されたほか、国の被災者支援策の制度設計の参考とされた。

2 商工業の支援対策

○ 被害の状況や動き

10月15日に、経済産業省における被災中小企業・小規模事業者対策（特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の実施、セーフティネット保証4号の適用、既往債務の返済条件緩和等の対応、小規模企業共済災害時貸付の適用）が示された。

10月17日に県の中小企業相談窓口を設置し、10月29日に激甚災害に指定されたことを受け、県経済商工観光部内（経済商工観光総務課、企業復興支援室、新産業振興課、商工金融課、中小企業支援室、観光課）において、被災中小企業等支援対策の検討を開始した。

また、10月31日に、商工団体等を通じて、被災事業者に対し、今後創設される補助金の申請に備え必要書類を準備しておくよう周知した。

政府は11月7日の非常災害対策本部会議において、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」を決定した。

11月8日に、市町村や商工団体など県内の関係機関を対象とする「台風19号等に係る支援施策の検討状況説明会」を東北経済産業局と共に開催し、経済産業省及び宮城労働局の支援策について説明した。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の公募前の11月25日から27日にかけて、県合同庁舎（大河原、仙台、大崎、石巻、気仙沼）において事業者説明会を開催し、その他各商工会議所・商工会等が主催する説明会においても説明及び相談対応を行った（計17回）。

県独自補助（地域企業再建支援事業）については、市町村、商工団体等を対象として12月25日に

県庁において利子補給制度及び小規模事業者持続化補助金と併せて説明会を開催した。

○ 対応

(1) 補助金による支援

イ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

被災中小企業者等で構成する「中小企業等グループ」が復興事業計画を作成し、県が承認した場合に、被災構成員の施設・設備の復旧費用を補助

※ 東日本大震災被災事業者については、要件を満たせば定額補助

公募開始時期 11月29日

ロ 地域企業再建支援事業

東日本大震災と同様の内容で、グループ補助金を補完

- ・ 中小企業施設設備復旧支援事業（製造業）
- ・ 商業機能回復支援事業（商業・サービス業等）
- ・ 観光施設再生支援事業（観光業）

公募開始時期 1月10日

ハ 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金） 国直轄事業で全国商工会連合会が窓口

被災小規模事業者の持続的発展のため機械設備等の購入費を補助し、早期再建を支援

※ 東日本大震災被災事業者については、要件を満たせば定額補助

公募開始時期 12月17日

(2) 資金貸付による支援

国のセーフティネット保証4号の指定（10月18日）を受け、県制度融資「セーフティネット資金」の取扱いを開始し、売上高の減少した中小企業者の資金調達を支援。

取扱開始 10月18日

県制度融資「災害復旧対策資金」の知事が指定する災害に指定し（10月18日）、施設・設備の損壊や売上の減少などの被害を受けた中小企業者の円滑な資金調達を支援。

取扱開始 11月1日

(3) 経営支援等

イ 支援団体

(イ) 宮城県中小企業団体中央会

- ・ 県内各地域の組合や支援先企業に対して、電話や訪問による被害状況・要望の確認を実施し、関係行政機関に報告。
- ・ 全会員組合に対し、被害状況及び補助金等活用意向に関する調査を郵送で実施。また、ものづくり補助金採択企業に対して被害状況調査をメールで実施。
- ・ グループ補助金の公募開始後、各団体や事業者で実施するグループの形成・申請に対する支援に加え、説明会や相談会を実施して宮城県中小企業団体中央会が主宰したグループを形成し計画書類を提出。

(ロ) 商工会・商工会議所

- ・ 会員事業所を中心に巡回や電話による被害状況調査を実施するとともに、その後も追跡調査を実施し、関係行政機関に報告。
- ・ 相談窓口を設置し、各種補助金や金融支援策等の活用を案内し、申請手続きの指導や支援等を実施。丸森町や大崎市など被災した地域の商工会等においては、個別に説明会

を実施。

- ・ 商工会連合会では、被災地域商工会のマンパワー不足に対して、サポートイングリーダーや嘱託専門指導員を派遣、また、中小企業基盤整備機構や全国商工会連合会等の専門家派遣事業を活用して支援。そのほか、被災地商工会の経営指導員等を対象に補助金申請に係る勉強会を実施。

□ 相談窓口の開設

10月17日、台風被害により事業活動に支障を来している県内中小企業者の経営等に関する相談窓口を中小企業支援室や（公財）みやぎ産業振興機構などに設置。

(4) その他

10月17日に、各支援内容を統括した台風被災事業者支援関連ページを県ホームページを開設し、随時更新。

商工業の支援対策に関する検証

○ 評価できる点

(1) 補助制度

イ グループ補助金

(イ) 国、市町村、商工会議所・商工会等の関係機関との連携

- ・ 制度の開始に当たっては、東北経済産業局と定期的に打ち合わせを開催することで、早期の募集開始につなげることができた。
- ・ また、西日本豪雨におけるグループ補助金の担当者（中国経済産業局）がリエゾンとして県庁内に常駐することで、制度や運用の疑問点等が即時に解消され、迅速に対応することができた。
- ・ 市町村に対しては、グループ補助金に関するチラシを送付し、罹災証明等の申請に来庁した事業者に対する周知を依頼した。
- ・ 商工会議所や商工会などの関係機関に対しては、補助金の募集を開始するに当たり、事前に関係機関向け説明会を開催することで、東日本大震災でのグループ補助金との相違点等について情報共有するとともに、点在する被災事業者のグループ組成への支援や制度の周知等を依頼することで、迅速で事業者の実情に即したグループ組成等を行うことができた。

(ロ) 事業者に対する周知

商工会等の関係機関と連携し、計17回の現地説明会を開催することで、事業者の疑問点等に直接対応することができた。

また、申請書作成マニュアルや、分かりやすいガイドブック（Q&A形式）を新たに作成し、ホームページに掲載、説明会での周知などを行うことで申請者の負担を軽減した。

(ハ) 農林業者に対する対応

東日本大震災におけるグループ補助金の担当窓口に加え、グループ補助金を活用する農林業者に対応するため、農林業の関係課を新たに担当窓口に追加することで、きめ細やかな対応を行った。

□ 地域企業再建支援事業

県経済商工観光部内で、情報共有しながら、東北経済産業局とも連携し、制度設計することができた。

(2) 融資制度

- ・ 災害発生後、直ちに県制度融資「災害復旧対策資金」の対象となる災害に指定することについて、宮城県信用保証協会及び府内関係課との調整を行うとともに、主な金融機関へ予め周知し、各支店への連絡の準備を進めていただいたことで、速やかに災害復旧対策資金の取扱を開始できた。

(3) 経営支援等

イ 宮城県中小企業団体中央会

- ・ グループ補助金が正式に開始される前から支援施策の創設を想定して意向確認調査を行っていたため、早い段階で各組合や企業の動向等の大部分が把握できていた。
- ・ 自らグループ補助金の申請グループを形成・主宰して対応したことにより、どこにも所属、参画できない組合や企業の最終的な受け皿となることができた。

ロ 商工会・商工会議所

- ・ 災害対応を経験している経営指導員の活躍や各地域での支援制度の説明会の開催等により、円滑に補助金申請等を行うことができた。
- ・ 被災地域の商工会への対応として、宮城県商工会連合会に県内商工会を広域的に支援するサポートイングリーダーを設置していたことにより、柔軟な人的支援が可能となった。

ハ 中小企業支援窓口

- ・ 中小企業向けの相談窓口の開設により、各種補助制度や融資制度等の情報を必要とする事業者に対して、適宜情報提供することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

(1) 補助制度

イ グループ補助金

(イ) 課題

- ・ 東日本大震災と比較すると、被災事業者が点在しており、グループ組成が困難な事業者もいる。
- ・ 定額補助の要件において、「売上高が東日本大震災前と比較して20%以上減少」とされており、二重被災に遭いながらも定額要件を満たせない事業者もいる。
- ・ 制度の周知については、現地説明会や、市町の罹災証明発行窓口におけるチラシの配架、関係機関に対する通知等で行っているが、商工会等に属さない事業者など、より一層幅広い事業者に対する周知が必要。

(ロ) 方向性

- ・ グループ組成については2者のみでも認めることとしており、地元の商工会等と連携し、速やかなグループ組成を図っている。
- ・ 西日本豪雨におけるグループ補助金の事業期間が短期間であったことから、東日本台風においても短期間での復旧がなされるよう、迅速に対応していく。
- ・ 中小企業者等の迅速な復旧に備え、グループ補助金で今回復旧する施設・設備に対する保険の加入を求める。
- ・ 被災事業者に対しては、あらゆる機会を捉えて継続的に周知を図っていく。

ロ 地域企業再建支援事業

(イ) 課題

- ・ 今回の東日本台風被害については、激甚災害に指定され「グループ補助金」や、被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）が適用されたため、東日本大震災同様のグループ補助金を補完する目的で創設したが、今後の大規模な台風被害時にグループ補助金などが適用される保証はない。
- ・ 今回は、国の自治体連携型補助金（国庫負担2／3 県負担95%特別交付税措置）を活用し予算化することができたが、仮に国の負担がなかった場合は、財源が確保できず、制度設計は厳しかったと思われる。

(ロ) 方向性

- ・ 今後発生する災害において、グループ補助金など国の支援が適用されない場合も想定し、新たな復旧支援の仕組みを検討する必要がある。

(2) 融資制度

イ 課題

- ・ 多くの市町村が、災害復旧対策資金を利用する際に添付資料となる事業用施設の罹災証明書を発行していない。また、それに代わる「被災証明書」の証明内容が市町村毎に異なるため、添付資料として認めることができないケースがある。
- ・ 被災証明書を添付資料として認めることができない場合には、市町村の中小企業担当課が独自に事業者の被災を証明することとなるが、市町村によっては、その手続き等に戸惑う場合がある。

ロ 方向性

- ・ 災害復旧対策資金を利用する際の添付資料となる事業者の被災証明や、セーフティネット資金を利用する際に必要な市町村の認定書に係る手続について周知を図る必要がある。

(3) 経営支援等

イ 各支援団体の対応及び連携

(イ) 宮城県中小企業団体中央会

- ・ 被害状況や支援策の活用意向に関する確認項目や手順を予め想定し、準備を行っておくことで、より円滑で効果的な情報把握や補助金申請準備等が可能となる。
- ・ 緊急時における各支援機関間での組織的な連絡・協力体制について、職員個人の繋がり等に頼るのではなく、事前に構築しておくことが必要である。

(ロ) 商工会・商工会議所

- ・ 相談対応や補助金申請支援等に必要な職員のマンパワー不足、被害状況の確認方法や関係機関との情報共有体制、各事業者へのリスク啓発や早期復旧に向けた事前の備えなど、事業継続力の強化を実施・支援する取組が必要である。
- ・ 補助金の申請支援にあたり、十分な準備時間を設けた公募期間の設定が必要である。また、担当者により指導内容が異なることや記載例と同等レベルの書類を作成しても修正を求められるケースがあったため、指導内容の統一や記載方法・記載例の複数提示を行う必要がある。

ロ 支援制度等の周知

(イ) 課題

- ・ 相談窓口を設置した時点では、国や県の支援策について未確定な部分が多く、段階的に支援策が追加されたため、相談対応にあたる職員がそれらの情報を熟知することに苦慮し、相談対応に手間取る場面もあった。

(口) 方向性

- 12月下旬にとりまとめられた「被災事業者支援ガイド」のような資料を早い段階で作成（随時内容を更新）し、相談対応する職員がタイムリーに支援策を情報共有することで、職員の負担軽減を図るとともに、相談者に対して的確な相談支援を提供できる体制を整える。

○関連資料

支援制度関連

- 台風第19号による被災事業者支援ガイド（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/776329.pdf>

3 商工業等での雇用対策

○ 被害の状況や動き

台風第19号による被災事業者支援ガイドへ宮城労働局の各種支援策を掲載。

○ 対応

- 雇用調整助成金（台風第19号等に伴う特例）

対象者：台風に伴う経済上の理由により休業等を行う事業主

- 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の延長及び納付の猶予（台風第19号等に伴う特例）

対象者：①指定地域に所在する事業場の事業主。

②指定地域に主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合。

③②の労働保険事務組合に事務を委託している事業主。

- 未払賃金立替払

対象者：倒産状態に至り、賃金を支払うことができない中小企業

※事業主に係る要件は以下のいずれにも該当すること

①労災保険の適用事業に該当すること

②1年以上の期間該当事業を行っていること

③倒産状態に至っていること

※労働者に係る要件は倒産状態に至った日の6月前の日から2年間に退職した労働者が

対象

商工業等での雇用対策に関する検証

○ 評価できる点

- 日頃から各種事業において宮城労働局と連携しており、被災者等への各種支援策について迅速に情報収集・発信することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 今後も宮城労働局や各種関係機関と連携を密にし、情報共有を図っていく。

○関連資料

- 台風第19号による被災事業者支援ガイド

第10節 観光に関する対応

1 観光の被害及び復旧状況

○ 被害の状況や動き

本県は、東は太平洋に面し、豊かな漁場と日本三景のひとつである松島をはじめとする風光明媚な観光地に恵まれ、西には蔵王、船形、栗駒等の山々が連なり、中央部には仙台平野が広がり四季折々の姿を見せており。また、豊かな自然や歴史的な文化遺産、さらに伝統的な祭りや行事など、全国に誇れる観光資源に恵まれている。

平成30年度から令和2年度までを計画期間とする基本計画「第4期みやぎ観光戦略プラン」(平成30年3月策定)を定め、みやぎ観光創造県民条例の基本方針を踏まえながら、宮城の将来ビジョンの分野別計画として「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」及び宮城県震災復興計画の分野別計画として「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」のため、4つの観光戦略プロジェクトに基づき、幅広く各種施策を実施し、観光振興策に取り組んでいた。

(1) 観光関連施設の被害状況

被害報告第1報は、10月13日5時45分の大雪特別警報解除〔県内全域〕後の7時40分に大河原地方振興事務所管内の立木被害について報告があった。

被害報告第2報は、8時過ぎ、公所より公園駐車場の指定管理者から駐車場の冠水により一部の発券機・精算機及び満車空車総合案内表示機が稼働しなくなっているため、リース物件保守業者へ復旧要請中だが、交通事情により到着予定期刻がわからない状況との報告があった。

被害報告第3報は、8時50分、仙台地方振興事務所管内の市町村から県管理の観光道路で倒木があり通行障害が生じているとの通報であった。

県内各地からの被害報告が徐々に入りだしたのは、10月13日夕方からであった。各地では夜明けから救助・避難・捜索・状況把握に追われ、とりまとめが可能となった市町村から地方振興事務所を通じて被害報告が出されるようになった。

被災から18日目の10月31日時点において、被害なしを含む被害確定した市町村は11市町村で、約3分の2の市町では被害箇所等の報告はあるものの調査中が継続した。

11月28日時点においては、被害なしを含む被害確定した市町村は16市町村まで増えたものの、半数以上の市町が調査継続となった。12月26日時点では、被害なしを含む被害確定した市町村は23市町村となつたが、依然3分の1の市町が調査継続となつた。被害が甚大であった地域の山間地においては、観光関連施設までのアクセス道が崩落や崖崩れなどによる立入規制により被害確認が更に困難となり、県内全域における観光関連施設の被害確定報告処理は令和2年3月となつた。

3月27日時点で被害額が判明した県内観光関連施設の被害状況は、合計21市町73か所で13億6,700万円程にのぼつた。被害種別集計及び圏域別集計については次表のとおりで、甚大な被害がもたらされた丸森町の被害額は、全体の約60%を占めるに至つた。

イ 観光関連施設に係る被害種別集計〔市町数は重複あり〕

種別	市町村数	箇所数	被害額
法面等崩壊	8市町	24か所	882,931千円
施設浸水・冠水	8市町	19か所	360,867千円
施設損壊	15市町	25か所	112,530千円
県有施設損壊	4市町	5か所	10,492千円
計		73か所	1,366,820千円

□ 観光関連施設に係る圏域集計〔各地方振興事務所管内〕

圏域所管	市町村数	箇所数	被害額
大河原地方振興事務所	9市町／9市町	31か所	994,451千円
仙台地方振興事務所	2町／14市町村	3か所	25,200千円
北部地方振興事務所	3市町／5市町	16か所	12,300千円
北部地方振興事務所栗原地域事務所	1市／1市	2か所	250千円
東部地方振興事務所	3市町／3市町	6か所	13,856千円
東部地方振興事務所登米地域事務所	1市／1市	9か所	252,878千円
気仙沼地方振興事務所	2市町／2市町	6か所	67,885千円
計	21市町／35市町村	73か所	1,366,820千円

(2) 観光関連施設等の再開状況等

被害が大きかった丸森町における観光関連施設の再開は、11月上旬から順次再開されることとなったが、特に被害が甚大であった不動尊公園キャンプ場の再開には時間を使し、限定的な部分再開を果たしたのは12月下旬となった。また、浸水被害により大きく被災した登米市の道の駅津山は、仮店舗により10月26日に再開した。

主な施設等の状況は以下のとおり。

イ 蔵の郷土館齋理屋敷（3月31日時点復旧率100%）

屋敷前と門の中まで汚泥が入り込む。貯水槽破損、倒木、断水の被災。

11月3日から再開。併設された喫茶は11月6日から再開した。

ロ 国民宿舎あぶくま荘（3月31日時点復旧率100%）

あぶくま荘前の道路が陥落。断水と法面崩れの被災。

11月3日から再開。宿泊は11月15日から、食事提供は11月16日から開始した。

ハ 阿武隈ライン舟下り（3月31日時点復旧率50%）

増水時に陸地に船を移動し船体に被害はなし。ルート上の観音像と弘法の噴水が破損。

川底等の安全状況を確認した上で、11月3日から2艘で運行再開。残りの4艘を陸上から川に戻したのは11月9日。

ニ 自然ゆうゆう館天水舎（3月31日時点復旧率100%）

床上浸水と断水の被災。11月8日から再開。

ホ 不動尊公園キャンプ場（内川河川公園）（3月31日時点復旧率20%）

護岸崩落、遊歩道崩壊、裏山から土砂流入によりコテージ2棟使用不能、キャンプサイト及び園路等に土砂堆積。

12月28日に左岸の第一キャンプ場を9つのテントサイト限定で再開。1月11日から右岸のメインである第二キャンプ場の一部テントサイトを再開。地元住民、NPO、ボランティア及び関係職員の懸命な復旧作業により、4月1日から一部のコテージ宿泊及び土日祝日のデイサイトを再開。

○ 対応

(1) 準備対応

10月11日、県有施設の週末の対応を確認。

定時報告について、公所及び受託業者へ依頼するとともに、県観光課員へ週末の対応を周知し

連絡がとれるようにしておくよう申し合せた。

(2) 初動対応

10月12日19時50分、大雨特別警報発令〔大河原管内〕にて3号配備の初動自動配備。概ね1時間以内に6名が登庁配備。

10月13日5時45分の大気特別警報解除〔県内全域〕後、公所所属職員宅の周辺について、車が水没するほどの冠水により登庁困難な状況なため初動待機職員が公所登庁する旨の情報があった。交通障害により9時10分に公所の初動代替職員が到着。

9時10分、公所職員による所管施設等の被害状況確認について、配備職員手簿につき対応困難と判断し、県観光課の初動待機職員を公所へ応援派遣させることを決定。工事現場を含む公園施設等の被害確認業務を指示。

(3) 1.5次避難（2次避難）支援

10月13日11時50分、蔵王町に避難してくる方々について、仮設住宅等への入居ができるまでの避難生活期間において、ホテル・旅館等を利用したレスパイト的・ショートステイ的な一時的避難支援（入浴等支援）であるいわゆる1.5次避難の対応等を、蔵王町で検討している旨の情報が県保健福祉部から県経済商工観光部へ寄せられた。

県経済商工観光部での具体的な対応を検討し、県保健福祉部等と調整を行うこととした。

本災害における1.5次避難についても、災害救助法の対象となる旨の文書が10月16日付けで内閣府から発出された。

関係部局間で次のような役割分担とすることを申し合せた。

県関係課室	国機関	県内
震災援護室	内閣府防災担当との協議・相談	市町村との調整
観光課	観光庁への報告・相談	旅館・ホテルとの調整

本災害においては、自衛隊等による入浴支援が一定期間行われたことや、みなし仮設住宅等の対応などにより、広域的な1.5次避難の需要が多くはなかったことから、市町村単位を基本とした市町村による1.5次避難対応が行われた。

(4) 観光施設再生支援事業

東日本台風により被災した観光事業者の再建・復旧のため、グループ補助金の対象とならない中小企業等へ向け、被災した施設及び設備の復旧に要する経費の一部を助成（補助率1／2）する事業費予算を11月補正予算にて予算措置するとともに、令和2年度当初予算でも措置し、グループ補助金を補完することとした。

(5) 県有公園施設維持補修費

自然公園内の被災した遊歩道及び流失等案内標識などの施設復旧費を、11月補正予算にて予算措置し災害復旧することとした。

観光の被害及び復旧状況に関する検証

○ 評価できる点

(1) 初動対応

公所の業務応援に県観光課職員を応援派遣させたことは、早期状況把握等に資することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

(1) 初動対応

公所職員が交通障害等により登庁に時間を要したことから、特に、数名の配置人員の公所の災害対応にあっては、バックアップ体制も念頭においていた災害配備計画も検討しておく必要がある。

(2) 被害状況確認について

自然公園区域内の山間被災地では、崖崩れや崩落箇所などがあり、危険区域の立入規制があり被害状況確認が困難となる。災害復旧工事等も含め、長期的な対応となることも想定し、スムーズな対応を確保するため地元関係機関等との連携を平時から緊密に行う必要がある。

2 観光対策

○ 被害の状況や動き

施設の直接的ハード被害のほか、台風が接近する前から年末位までの県内の各種イベントが中止になるなど、宿泊等旅行キャンセルが相次ぎ、宿泊事業者をはじめとする観光関連産業への影響が大きく、観光需要回復のための支援策が求められた。

紅葉行楽シーズンでの被災により、観光客減少による観光関連事業者への打撃は大きなものとなった。

(1) 国の観光対策支援

国の観光対策支援については、施設設備復旧等支援のほか、減少した観光需要の回復支援として、災害救助法の適用を受けた都県内の市区町村のうち、災害に起因するキャンセルが発生している地域（以下「対象地域」という。）の旅行需要を早期に回復及び喚起するため、国内旅行者はもとより国外旅行者も対象とした旅行商品や宿泊に対し、補助事業者が割引に係る費用を支援する事業を創設し、目的地が対象地域の旅行商品（日帰り旅行商品は除く。）もしくは対象地域内の宿泊施設における宿泊を対象とし、旅行代金もしくは宿泊料金が割り引かれるいわゆる「ふっこう割」を展開するに至った。

観光庁は、観光支援事業費補助金として、独自調査による被害影響度を基に、宮城県の交付限度額を162,781千円と定めた。

(2) 民間による復興支援

本県が令和元年度に観光キャンペーンキャラクターに起用したポケモン「ラプラス」などによる、被災地児童を励ます訪問支援などが行われた。

ポケモン「ラプラス」と「ピカチュウ」による被災地小学生とのふれ合い支援が、丸森町と大郷町で12月に行われた。

○ 対応

(1) 宮城県ふっこう割

被災地域における観光需要を喚起するための旅行・宿泊料金を割引する「宮城県ふっこう割」による観光需要回復支援を実施。

イ 目的

東日本台風等の影響により、県内宿泊需要の落ち込み（宿泊キャンセル）が顕著であることから、国内旅行者はもとより国外旅行者も対象とした旅行・宿泊料金の割引を支援することで、観光需要を喚起するもの。

□ 対象地域

宮城県内全域

△ 事業実施期間

12月27日 午後から割引旅行・宿泊商品を随時販売開始

※ 対象となる宿泊期間は、1月5日から3月13日

△ 予算額

200,000千円（うち県一般財源上乗せ分37,219千円）

△ 割引額

日本人向けの旅行・宿泊商品の場合、1室2名以上の利用のみ対象

※ 外国人向けの旅行宿泊商品の場合、1室1名の利用でも可

旅行・宿泊商品の金額 (1名旅行代金)	1旅行1泊当たり の割引額	1旅行連泊の場合の 1人当たりの割引限度額
1万円以上	5,000円	日本人 15,000円(3泊分) 外国人 50,000円(10泊分)
6千円以上～1万円未満	3,000円	
2千円以上～6千円未満	1,000円	
2千円未満	対象外	

△ 販売実績

(イ) 旅行商品販売実績（補助金額ベース、3月19日時点）

国内販売分：150,248千円（36,984人泊相当）

うち小原・白石湯沢温泉応援枠（500万円）販売分：1,941千円（400人泊相当）

海外販売分：12,997千円（3,010人泊相当）

合 計：163,245千円（39,994人泊相当）

(ロ) 交付決定団体数及び当初交付決定額

◇ 国内旅行会社

申請額 636,737,000円

交付決定額 166,648,000円 79団体

◇ 国外旅行会社

申請額 71,296,000円

交付決定額 16,820,000円 15団体

◇ 合 計

申請額 708,033,000円

交付決定額 183,468,000円 91団体

※ 国内、国外両方申請した団体 3団体

観光対策に関する検証

○ 評価できる点

- ・ 県独自策

県独自財源を上乗せすることで、支援総額を拡大するとともに、交通遮断等により大きな影響を受けた温泉地の応援枠を設定するなどし、よりきめ細かな支援策を打ち出せることができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

・ 誘客安定化

割引支援期間経過後においても、継続的・安定的に宿泊客が推移するよう不断の振興策検討を行っていく必要がある。

第11節 災害廃棄物等の処理

1 災害廃棄物の処理

○ 被害の状況や動き

堤防の決壊等に伴う浸水等による建物の損壊が多い地域では、不要となった家具や家電等とともに、建物解体による災害廃棄物が発生した。

県では、災害廃棄物の発生量を把握しながら、「令和元年台風第19号に係る災害廃棄物の処理方針」を策定した。この処理方針において、稲わら等を含めた災害廃棄物の発生見込量を約35万トンと推計した上で、県が災害廃棄物の処理を担う市町村に対する指導助言や広域処理の調整等を行うこととし、被災地復旧と環境負荷への配慮について整合性を図りながら、令和2年度末までの処理完了を目指とした。

市町村の災害廃棄物処理に対する財政支援等を国に要望し、災害廃棄物処理については平成30年7月の西日本豪雨並みの地方財政措置等が講じられることとなった。

○ 対応

- ・発災前に、環境省からの災害廃棄物に関する初動対応や仮置場の確保等の注意喚起に係る通知を市町村へ発出した。

- ・府内外の連携会議等の開催

- ・災害廃棄物及び稲わらの適正処理に関する関係機関の連携を図るため、県庁内の環境・農業・水産林業・土木の各部局による4部連携会議や市町村担当者会議、国と県との連絡会議などの各種会議を開催した。

- ・被災市町村への人的支援

特に被害が甚大な丸森町に下記のとおり人的支援を実施した。

災害廃棄物処理関連業務 23日間 延べ35人

契約事務及び補助申請事務 8日間 延べ16人

- ・1.5次仮置場の設置

処理の長期化が懸念されたことから、公共関与の最終処分場である（公財）宮城県環境事業公社が管理するクリーンプラザみやぎの埋立終了地を活用して、県が1.5次的な仮置場を設置し、必要に応じて被災市町村から災害廃棄物（稲わら）を一時的に受け入れた。

- ・登米市旧クリーンセンターの稼働延長

県内市町村の焼却能力が限界となっていたことから、環境省と連携して登米市と調整し、11月で稼働を停止した同市旧クリーンセンターを最大で令和2年度末まで稼働延長させ、同市及び他の被災市町村の災害廃棄物（稲わらを除く。）の処理を促進した。

- ・広域処理の調整

発生地域内で処理しきれない災害廃棄物について、環境省等と連携して調整し、県内外の自治体や民間事業者の協力を得て広域処理の取組を進めた。

災害廃棄物の処理に関する検証

- 評価できる点

- ・府内外の連携会議等の開催による関係機関の連携強化

会議等でそれぞれが保有する情報の共有がなされた結果、市町村に対し、各種補助制度を網羅的に周知することができた。さらに、災害廃棄物処理を担う市町村内部における関係部局の

連携を促す上でも効果的であった。

- ・災害対応に慣れていない被災市町村に対する、災害廃棄物処理経験のある職員の派遣
災害廃棄物処理の経験が少ない被災市町村に対し、知見のある職員を派遣してノウハウ等を伝えることにより、適正かつ円滑な処理を促進することができた。

○ 課題と今後の対策の方向性

(1) 課題

- ・被災市町村のマンパワー及び組織内の連携不足

被災市町村の中には、環境部門の職員が限られ、廃棄物処理を直接行っていない自治体もあって災害廃棄物処理に関する経験や知見が必ずしも十分でないところが見られた。また、稻わらの処理について、関係部局の連携や調整が円滑でないところもあった。

- ・災害廃棄物処理計画の未策定

被災市町村の中には、具体的な処理計画策定などの準備が整っていなかったこともあり、主体的に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理の実施に戸惑いも見受けられた。

- ・被災市町村間における取組の格差

過去のノウハウの蓄積等により、国や県の指導助言等がなくても自主的に処理を進められる市町村があった一方で、国や県の指導・助言等を踏まえながら対応する市町村など、被災市町村間において取組に格差が見られた。

- ・災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象及び補助率

被災市町村は、自らの財政状況を踏まえた上で、補助制度の対象や補助率を念頭に処理せざるを得ないことから、広域処理においても、運搬費用がかさむ遠方の自治体における処理を敬遠したり、民間事業者の処理委託費用の一部（諸経費）が補助対象外であるために委託に慎重になる事例があった。

- ・適時適切な情報共有の不足

市町村が災害廃棄物処理の対応方針を決定するに当たっては、関係する支援制度等の情報を迅速かつ漏れなく把握することが必要であることから、国及び市町村等との緊密な連携により、情報共有の迅速化に努めていく必要がある。

(2) 今後の対策の方向性

- ・被災市町村からの積極的な情報収集、十分な調整等

被災市町村においては、災害対応によって余裕がないことも想定されるため、県では、市町村からの相談や連絡がない場合でも、アутリーチにより積極的に情報収集するとともに、市町村内部での情報共有や連携に配慮しつつ、適切なタイミングで情報提供を行う。また、災害廃棄物の処理主体である市町村と十分に協議・調整を行った上で支援を行う。

- ・ノウハウを持った職員による人的支援

災害廃棄物処理に係る人員や知識が不足している被災市町村に対し、知見を持った職員を派遣し、効果的な指導助言等を行う。

- ・市町村職員の人材育成や災害廃棄物処理計画の策定支援

定期的、継続的に市町村職員向けの災害廃棄物処理に係る研修等を実施し、市町村職員のノウハウの蓄積を図るとともに、処理計画未策定の市町村に対して、具体的な処理計画の策定を支援する。

- ・県外（広域）処理に係る受入先の事前調整等

被災市町村が自地域で災害廃棄物を処理できない事態に備えて、あらかじめ県外（広域）処理に係る受入先を事前調整した上で、災害時に受入れ可能な施設をリスト化し、共有することができる体制の整備を進める。

- ・大規模災害時における災害廃棄物処理に係る法規制及び補助制度の改善

被災市町村が、広域処理や民間事業者への処理委託を円滑に進めることができるよう、国による制度の柔軟な運用と見直し（被災の程度に応じた補助制度の標準化など）について要望していく。

- ・国の各種支援事業の総合的な周知

国の複数の支援事業を事前に整理しておくなど、発災後に適時・適切なタイミングで市町村へ周知できるようにしていく。

2 し尿対策

- 被害の状況や動き

- ・災害時における防災協定等に基づき、関係団体の協力を得て、要請のあった丸森町の避難所への仮設トイレの設置及びし尿処理に係る調整を行った。
- ・下水・し尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定を、宮城県環境整備事業協同組合（以下、「環整協」という。）、（公社）宮城県生活環境事業協会（以下、「生環協」という。）とそれぞれ締結している。

- 対応

- ・10月15日

県災害対策本部から、丸森町内の避難所2か所に仮設トイレ60基（当日中に3か所・30基に変更）の設置依頼ありとの連絡を受け、生環協及び環整協に対し仮設トイレの確保について打診した。当日中に30基の確保が可能な環整協へ設置を依頼した。また、し尿処理については、生環協から紹介された民間処理事業者へ依頼した。

設置に当たっては、現地リエゾンを通じて、輸送ルートの交通規制情報の提供、輸送車の搬入路の確保、仮設トイレの固定方法（杭打ち又は重し）等を確認することにより、当日中に設置することができた。

- ・10月17日までに丸森町内の避難所等5か所に合計35基の設置が完了した。
- ・10月24日までに丸森町内の避難所等9か所に合計75基の設置が完了した。
- ・このほか、経済産業省及び北海道が、丸森町内の避難所等6か所に合計22基を設置した。
- ・この間、し尿処理事業者に対して、仮設トイレの設置状況を逐次情報提供した。

し尿対策に関する検証

- 評価できる点

- ・災害時における防災協定により関係団体から速やかに協力が得られ、迅速な対応につながった。

- 課題と今後の対策の方向性

- ・被災市町からの要請内容が、県災害対策本部ルートと現地リエゾンルートで相違する場面が

あつた。情報の共有や伝達方法について、確認しておく必要がある。

- 以下の2点の理由により、国及び各地方自治体における快適トイレ（国土交通省標準仕様）の備蓄並びに協定締結団体への快適トイレ確保の要請の必要性が認められる。
 - 仮設トイレの設置要請があつた自治体からは、洋式トイレを希望されたものの必要な基数が不足する事態が生じたこと。
 - 提供を受けた仮設トイレは工事現場に設置される簡素なタイプがほとんどで、高齢者等のニーズに応えられるような機能を備えたトイレを確保する必要があつたこと。

○関連資料

平成28年8月4日付国土交通省資料「建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様決定」

3 稲わら対策

○ 被害の状況や動き

宮城県内における10月9日時点の水稻収穫作業は約9割まで進んでおり、大雨となつた10月12日から13日にかけては、多くのほ場に稻刈り後の稻わらが散在している状況だつた。

このため、大雨による堤防の決壊や河川の氾濫、水路からの越流等で流入した河川水等により、広範囲のほ場にあつた稻わらが一部のほ場等に大量に堆積する事態となり、翌年の営農再開に大きな支障をきたすことが懸念された。

○ 対応

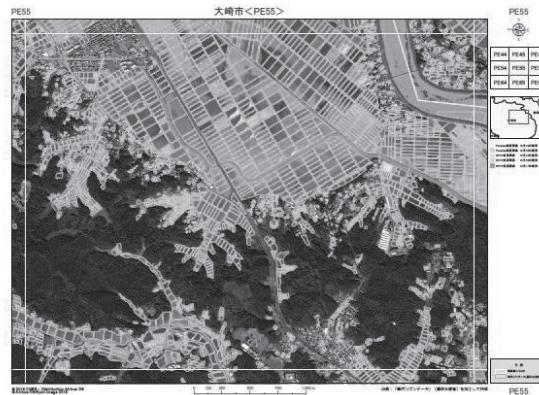
10月17日に被災農家の営農再開に対する支援を国に要望し、環境省と農林水産省の事業の連携によるほ場等に堆積した稻わら等の処理スキームや被災した稲作農家への特別対策が創設された。

ほ場等に堆積した稻わら等の処理を効率的かつ適正に進めていくためには、環境担当部局と農政担当部局の緊密な連携が必要となることから、県環境生活部・農政部関係課による打合せ会議を随時開催した。

災害廃棄物の処理を担う市町村においても、両部局の連携のもと、地域の状況に応じて、活用できる制度を適切に組み合わせていくことが重要なポイントとなることから、市町村の環境担当課及び農政担当課、国、県その他関係団体が一堂に会する「令和元年台風19号により発生した稻わらの適正処理に係る連携会議」を開催した。

会議では、新たに創設された国の支援スキームに加え、各種支援事業の内容に関して理解を深めるとともに、推進体制等についての認識の共有を図つたほか、稻わらの処理に当たつては、国の支援事業も活用しながら、可能な限り農地へのすき込みや堆肥化など再利用を優先させるよう要請した。

また、農林水産省の支援事業に取り組むに当たり、市町村は、被災農業者等が助成対象者であることを示す被災証明書の発行を行う必要があることから、市町村の事務負担をできるだけ軽減するため、県独自の支援として、大雨後の浸水状況等が確認できる衛星写真をPDFファイル化し、事業に活用したいと希望のあつた市町村に提供した。



市町村に提供した衛星写真の例

稻わら対策に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 稲わらの対応に関しては、市町村によって取り組みの進捗が異なり、市町村の農政担当課のみで対応を検討し、環境担当課との調整がないまま県に相談してくるケースもあった。今回、環境省と農林水産省の連携スキームが新たに創設されたことを踏まえ、環境生活部と連携を図り、両部局の関係者を参考範囲として説明会を開催したことは、災害廃棄物処理を担う市町村内部における関係部局の連携を促す上でも効果的であった。
 - ・ 市町村においては、同一職員が複数の災害対策事業を担当するなど、極めて多忙な状況となるため、今回、参考資料として提供した衛星写真データについては、微力ではあるが、市町村の負担軽減に寄与した。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 災害廃棄物の処理を担う市町村の対応方針決定には、関係する支援制度等の情報を漏れなく把握することが必要である。市町村からは、方針を速やかに決定するため、国の新設事業の要綱・要領等、詳細な内容を早期に示して欲しいとの要望を多数受けており、国及び市町村等との緊密な連携により、情報提供の一層の迅速化に努めていく必要がある。
 - ・ 災害で堆積した稻わらについては、可能な限り農地へのすき込みや堆肥化等による再利用を優先させるなど、災害廃棄物の減量化を進めることが重要である。
 - ・ これらの撤去、処分などのように、複数の部署が関わる対応については、それぞれの部署が所管する制度等の情報共有と役割の明確化を図る必要があり、関係部署の担当レベルによる連絡会議の設置など、柔軟かつ迅速な対応により相互調整・連携を推進する。
 - ・ 国の支援事業等が複数関わるような場合については、事業実施主体となる市町村等が理解しやすいよう、関連事業を一覧にして内容を整理するなど、発災後に適時・適切なタイミングで市町村へ説明会を開催できるよう準備を行う。

4 有害物質による二次災害の防止対策

(1) 高圧ガスの二次災害対策

○ 被害の状況や動き

大規模災害応急対策マニュアルにおいては、県消防課産業保安班は高圧ガスの二次災害対策として被害状況の把握、とりまとめを行うこととされている。

○ 対応

10月13日朝に大河原町内のLPガス充てん所からガスボンベが流出しているとの一報が入る。事業者に対し回収に努めることを依頼し、14日には現地確認を行った。

また、県民向けに流出ボンベに係る注意喚起のチラシを作成し、県ホームページに掲載した。

その後も、ガスボンベの流出や埋没について販売事業者等から随時連絡が入った。16日以降、(一社)宮城県LPガス協会から、LPガスボンベの流出、回収状況について、毎日報告をもらうことで被害状況を把握した。

高压ガス施設については、甚大な被害のあった地域を中心に被害状況の聞き取りを行った。

高圧ガスの二次災害対策に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 被害状況把握について（一社）宮城県LPガス協会を通じて行ったことで、県内の状況を速やかに把握することができた。

- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 県消防課産業保安班は、県災害対策本部庶務グループの役割も担っている。今回は、大規模な爆発事故や漏洩事故はなかったが、重大な事故が発生した場合、人手不足となることが考えられる。状況に応じて他班から応援をもらうなど臨機応変に対応していく必要がある。

(2) 大気中アスベスト濃度モニタリング

○ 被害の状況や動き

イ 災害時の対応

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省 水・大気環境局大気環境課）で、災害時には、自治体による大気中アスベスト濃度モニタリング（以下「環境モニタリング」という。）が必要とされている。

また、「宮城県災害廃棄物処理計画」（平成29年8月 宮城県）では、県、市町村及び一部事務組合は、災害廃棄物の処理現場（建物の解体現場や仮置場等）周辺における地域住民の生活環境への影響を把握するため、環境モニタリングを行うと定めている。

ロ 環境モニタリング

平時の対応として、産業廃棄物処理施設近傍、解体現場及び一般環境において環境モニタリングを毎年度実施しているほか、平成23年度からは、東日本大震災の被災地において、建築物の解体等に伴うアスベスト粉じんの発生の有無を確認するため環境モニタリングを実施している。

○ 対応

一般住家への被害が多かったものの、木造家屋についても、アスベスト含有仕上塗材やアスベスト含有成形板等が使用されている可能性があることから、被害の大きい3市2町（石巻市、角田市、大崎市、丸森町及び大郷町）に設置された災害廃棄物仮置場15か所の現地調査を、10月30日から実施し、アスベスト飛散の恐れが無いことを確認した。

また、周辺住民の不安防止等を目的に、3市2町の仮置場7か所周辺の環境モニタリングを1月16日から2月4日にかけ実施し、通常の大気環境と変わらないことを確認した。

大気中アスベスト濃度モニタリングに関する検証

- 評価できる点
 - ・ 発災2週間後から災害廃棄物仮置場の調査を開始し、仮置場からのアスベスト飛散の恐れがないことを、発災後比較的早い段階で把握できた。

- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 例年実施している解体現場における環境モニタリングの対象を災害廃棄物仮置場周辺等に切り替えることにより、速やかに災害対応することができた。

- 各災害廃棄物仮置場の状況は日々変化していたため、環境モニタリング実施に向けた関係機関との協議中に、モニタリング対象施設の選定の変更を強いられた。
- 府内関係課及び市町村の災害に関する対応や情報を、リアルタイムで共有する体制や仕組みを構築していく必要がある。

(3) 毒物劇物対策

○ 被害の状況や動き

イ 毒物・劇物貯蔵施設の把握

県では、地域防災計画に基づき、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物23種類について、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備タンク等を有する施設を把握している。

ロ 毒物・劇物貯蔵施設における被害の把握

県では、施設責任者に対し、有害物質による二次被害を防止するため、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導しており、その中で被災による事故発生時等における関係機関（警察、消防署、保健所等）との連絡体制が構築されている。

○ 対応

各保健所及び支所では、それぞれ管内の毒物劇物製造所等に対して電話連絡や現地調査を行い、飛散流出状況を確認したが、毒物劇物関連事業所の被害はなく、毒物劇物の流出も見られないとのことであった。

県薬務課では、宮城県毒劇物協会に対して電話及び電子メールで会員や取引先の被害状況を確認したが、被害はないとのことであった。

毒物劇物対策に関する検証

○ 評価できる点

- 平常時から毒物・劇物製造業者ごとに危害防止規定（緊急時連絡網）が整備されていたことから、発災後も各施設の責任者（毒物劇物取扱責任者）と速やかに連絡をとることができ、迅速な被害状況の把握につながった。

○ 課題と今後の対策の方向性

- 引き続き、各毒物・劇物製造業者及び関係機関と綿密な連携を図っていく必要がある。

第12節 関係法令の適用と限界

○ 被害の状況や動き

災害救助法については、同法施行令により「災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合」（同法施行令第1条第1項第1号～第3号）又は「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等」（同法施行令第1条第1項第4号）に適用されるものである。

東日本台風の災害においては、休日の夜間という状況で被害の程度が不明確ではあったものの、気象予報や報道等により県内の被害が甚大となることが見込まれ、速やかに同法に基づく救助等を行う必要があると判断されたため、県では国（内閣府）との協議を経て、同法施行令第1条第1項第4号により13市20町1村に同法を適用した。（仙台市は平成31年4月1日に国から救助実施市の指定を受けており、自ら同法を適用している。）

なお、東日本台風に伴う災害に係る災害救助法の適用は、全国で14都県390市区町村に及んだ。

○ 対応

県では避難所設置等の救助（応急仮設住宅の供与を除く）の実施に関する事務を、地域防災計画に基づき県から市町村（仙台市を除く）に委任することを決定し、10月12日に県内全市町村に災害救助法が適用され、救助事務を県から市町村に委任したことについて、10月13日に仙台市を除く市町村の災害救助法担当部署へ取り急ぎ電子メールにより通知し、後日文書を送付した。また、10月15日に県公報へ登載し、宮城県告示第836号により告示した。

災害救助法の適用に係る市町村への説明会は、10月21日午後から本町分庁舎（漁信基ビル）で開催し、県から災害救助法の概要や災害救助事務の取扱を中心に説明するとともに、応急仮設住宅（民間賃貸借上住宅）や住宅の応急修理制度に関する事務取扱、さらには災害援護資金及び災害弔慰金等の関係についても説明した。説明会では、市町村から応急仮設住宅や住宅の応急修理制度の事務取扱に関する質問が多く寄せられたが、国（内閣府）へ確認が必要な事項が多くあったことから、確認が取れた内容については、後日取りまとめて市町村へ周知した。

災害救助法の救助期間に係る一般基準は、救助の種類により最短で3日、最長でも1か月となっている。県では市町村の状況を確認しながら、国（内閣府）へ協議を行い、必要な救助について特別基準により期間を延長するよう、運用してきたところである。

なお、住宅の応急修理については、被災住宅の被害認定（り災証明の発行）の長期化や修理業者不足等の影響があったため、一部市町において救助期間の更なる延長の対応を行ってきた。

【参考】災害救助基準

救助の種類	一般基準
避難所の設置	災害発生の日から 7 日以内
応急仮設住宅の供与（建設型応急住宅）	災害発生の日から 20 日以内に着工
応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）	災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出しその他のによる食品の給与	災害発生の日から 7 日以内
飲料水の供給	災害発生の日から 7 日以内
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から 10 日以内
医療	災害発生の日から 14 日以内
助産	分べんした日から 7 日以内
被災者の救出	災害発生の日から 3 日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から 1 か月以内
学用品の給与（教科書）	災害発生の日から 1 か月以内
学用品の給与（文房具及び通学用品）	災害発生の日から 15 日以内
埋葬	災害発生の日から 10 日以内
死体の搜索、処理	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	災害発生の日から 10 日以内

関係法令の適用と限界に関する検証

- 評価できる点
 - ・ 災害救助法の適用に係る市町村への説明会を早期に開催したことにより、市町村における担当部署間の役割が整備され、県との連絡調整窓口が明確になるなど、県と市町村の事務処理の円滑化に繋がった。
- 課題と今後の対策の方向性
 - ・ 災害救助法の適用決定以降は、県震災援護室で各種の膨大な事務処理が発生し、また、国（内閣府）や市町村との連絡調整等に追われる状況となることから、応急救助事務に伴う庁内関係課室との調整方法等について、定期的に事務取扱を確認するなど、今後迅速な対応が図られるような体制を構築する必要がある。

第13節 県議会の取組

○ 被害の状況や動き

議会庁舎内及び庁舎周辺の被害状況については、台風が接近していた10月12日の夜及び台風が通過した10月13日の朝に確認を行ったが、特段の被害の発生はなかった。

○ 対応

- 10月12日から11月12日まで、16回にわたって開催された「県災害対策本部会議」に県議会事務局職員が出席し、県内の被害状況等の情報収集を行うとともに、会議の内容を県議会正副議長へフェンシミリにより随時報告した。

- 県議会11月定例会が11月25日に開会され、当該災害に関する意見書や補正予算、条例議案が可決された。また、自然災害対策調査特別委員会が設置された。

- 12月に入り、県災害対策本部からの要請により、丸森町の避難所（館矢間小学校）へ3日間、支援員として県議会事務局職員延べ5名を派遣した。

- 全国都道府県議会議長会をはじめ、他道府県議会から、当県議会宛てに当該災害に対する見舞金が多数寄せられた。贈呈いただいた議長会及び他道府県議会へは、感謝の意を表しお礼状を送付した。

○ 県議会の動き

月 日	活 動 内 容
10月17日	議員全員協議会 県総務部長からの被害状況等説明 (場所: 議会庁舎5階大会議室 出席の際は防災服(上着)を着用)
10月18日	県議会議員選挙告示
10月27日	県議会議員一般選挙
11月7日	北海道・東北六県議会議長会 国の関係府省及び自由民主党に対する災害対策を求める緊急要望
11月12日	議員任期満了
11月13日	議員任期開始 当選議員初登庁 議員記章交付
11月25日	11月定例会開会
12月17日	「令和元年台風第19号等に係る災害対策に対する支援を求める意見書」を可決 令和元年台風第19号による災害復旧に関する補正予算を可決 令和元年台風第19号による被災者救援に関する条例議案を可決 自然災害対策調査特別委員会の設置

県議会の取組に関する検証

○ 評価できる点

- 県議会の独自の活動として、特別委員会を設置し、支援を求める意見書を可決したほか、災害復旧に関する補正予算について迅速な対応を行った。

第14節 行幸啓

天皇皇后両陛下は12月26日に本県を御訪問になられ、仙台空港（名取市・岩沼市）において知事から被害状況の説明を受けられた後、自衛隊のヘリコプターで同空港から丸森町へ移動される際に、上空から被災状況を御視察された。五福谷地区（丸森町）では河川の氾濫によって大きな被害を受けた様子を御視察されるとともに、丸森町長から被災状況の説明を受けられた。その後、花田応急仮設住宅（丸森町）で被災者を見舞われるとともに、災害対応に尽力された関係者を勞われた。

御即位後、初めてとなる御来県は、応急仮設住宅に入居されたばかりの被災された方々にとって何よりの励ましとなるものであった。



被災者を見舞われる天皇皇后両陛下

第15節 政府関係者の視察

1 総理の視察

東日本台風に係る安倍晋三総理の本県への視察は、被災状況の確認、知事との会談、被災者激励などを目的とし、10月17日、11月24日の計2回実施された。

総理は、10月17日に武田良太防災担当大臣等と福島県内の被災現場を視察した後、宮城県に入り丸森町を訪問。排水ポンプ場で被災状況を視察し、丸森町長からの要望を受けたほか、町内の避難所で被災者激励を行った。その後、自衛隊機で上空から大郷町などの被災状況を確認し、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地に移動。知事からの要望を受けたほか、復旧・復興に向けて意見交換を行った。

また、11月24日には、気仙沼市などにおいて東日本大震災からの復興状況を視察した後、赤羽一嘉国土交通大臣等と大崎市鹿島台において、知事、大崎市長、大郷町長、松島町長立ち会いの下、東北地方整備局長から台風被害及び復旧状況の報告を受けたほか、復旧業務に当たる東北地方整備局職員等を激励した。

2 大臣等の視察等

東日本台風に係る大臣等の視察等のための本県への訪問状況は次のとおり。

<東日本台風関連 大臣等訪問状況>

日付	訪問者	訪問場所	視察内容等
10月14日	赤羽一嘉国土交通大臣	県庁	知事との会談
10月21日	加藤寛治農林水産副大臣	大郷町、大崎市、県庁	被災状況視察、副知事との会談
	伊東良孝農林水産副大臣	丸森町、亘理町	被災状況視察
10月23日	石原宏高環境副大臣 加藤鮎子環境大臣政務官	県庁	知事との会談
10月29日	加藤勝信厚生労働大臣	丸森町	被災状況視察、丸森町長との会談
11月18日	加藤鮎子環境大臣政務官	県庁	副知事との会談
12月12日	田中和徳復興大臣	女川町	被災状況視察
2月17日	藤木眞也農林水産大臣政務官	丸森町、大郷町	被災状況視察



赤羽一嘉国土交通大臣へ
要望書提出